

平成 22 年度

高野山大学における現状と課題
点検・評価報告書

高野山大学

平成22年度
高野山大学における現状と課題
点検・評価報告書

目 次

序章	1
本章	
1 理念・目的	4
2 教育研究組織	12
3 教員・教員組織	16
4 教育内容・方法・成果	24
5 学生の受け入れ	50
6 学生支援	60
7 教育研究等環境	67
8 社会連携・社会貢献	79
9 管理運営・財務	86
10 内部質保証	99
終章	105

序 章

1. 歴史と宗祖の教育理念

高野山大学（以下、本学と称する）の創設は直接的には明治19年（1886）の真言宗古義大学林に始まるが、その淵源は遠く平安時代の天長5年（828）、真言宗宗祖弘法大師空海が京都に開設した綜芸種智院に始まる。それは、我が国において広く庶民に教育の機会を均等に与えた最初の私学である。その伝統を継承する本学は、宗祖の教義・思想を中心に専門的・総合的教育を施し、その成果を社会に還元し、有為なる人材を育成することを使命とする。

空海の掲げた教育論は綜芸種智院開学に併せて作られた『綜芸種智院式并序』に詳細に叙述されている。空海は、密教を広く流布させ、以て「衆生濟度」を実現するためには何よりも「人づくり」が大切であり、そこに教育の重要性が存することを明示し、「物の興廢は必ず人に由る。人の昇沈は定めて道にあり。」と述べる。その背景には、自身が31歳にて唐・長安への留学時に直接に体験した当時の中国における教育の実態についての思いがある。それを空海は、我が国の実情と比較して、次のように述べている。

「自分が入唐したとき、唐の都には坊ごとに勉強のための塾があって、広く幼年者を教えており、各県毎には郷学（=地方の県におかれた学校）が開設されていて、広く青少年を指導している。それ故に才知あるものが城内に満ちあふれ、六芸に秀でた士が国内に充ちている。ところが今日、この平安京には大学ただ一校あるのみで、勉学塾は皆無である。このために、貧賤の子弟は知識を求める手だてすらなく、学問を好む遠方からの子弟は通学するにも疲れが甚だしい。今この一学院を建てて、普く学童の蒙（知識などに暗いこと）を啓こうと思うのも善いではないか。」（意訳）

空海はかねてより新しい仏教を開教することによって広く衆生を済度する強い願望を有し、そのためにも学びを希望する多くの人々が学修できる学校の設立を切望していたと推考できる。そのためにも理想的な教育を実現する条件として、「智を得ることは仁者の処に在り、覚を成することは五明の法に資る。法を求むることは必ず衆師の中にしてす。道を学することは當に衣食の資に在るべし。」と「処（教育環境）・法（学問内容）・師（教授）・資（学費等の資助）」の四縁を挙げ、四者が皆具備しなければ学は成り難く、四者一致してはじめて成り、ひいては群民を利済する事が可能であると考え、人間形成に必要な総合教育を施すことをして教育の理想とされたのである。

本学は、上述の如き弘法大師の高邁な教育に対する精神を、「『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する。」という教育目標に具体化し、そのもとに教育研究を実施している。すなわち、本学は、「いのち・文化・創造」の三つのキーワードに集約される教育目標のもと、（1）仏教・密教および宗祖の思想・教理を源底として、豊かな人間性を有し、広く深い教養を総合的に具備し、正しい判断力を持つ真に人間

力のある人材を育成すること（2）密教学を中心とする専門研究者を養成すること（3）専門的な知識と技能を具備する宗門寺院後継者・僧侶（教師）を養成することを使命としているのである。

2. 本学の自己点検・評価への取り組みと改善への努力

このように本学の教育理念は弘法大師空海にまで遡る伝統を有するものである。しかし、その輝かしい伝統も、時代の変化と社会の要請と無関係には存立し得ない。現代社会の条件下で、宗祖以来の教育理念をいかに実現していくのか。その点検と改善に向けた努力が常に要求される所以である。本学はこうした考えのもと、平成5年に「高野山大学自己点検・評価委員会規程」を制定して以来、現在に至るまで、継続して自己点検・評価に取り組んできた。

平成15年、自己点検・評価検討委員会（第6次）が中心となって作成した「平成15年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」をもって、平成16年4月、（財）大学基準協会へ相互評価を申請し、平成17年3月、「高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」を受け取った。その助言と勧告に対して、平成20年7月、「改善報告書」を提出し、平成21年3月、それに対する検討結果を通知された。そこにおいて、定員割れが著しかったスピリチュアルケア学科の学生募集についての改善および大学院文学研究科仏教学専攻博士課程の定員割れに対する改善が求められた。

スピリチュアルケアは密教・仏教の伝統に基づいて現代社会の抱える問題に対応しようとする試みであり、本学の教育理念を現代社会に生かす取り組みであった。しかしながら、独立の学科としてスピリチュアルケアを教育する試みとしては我が国初のものであり、その認知度は必ずしも高いとは言えなかった。そのことが著しい定員割れとなって結果したものと考えられる。本学は様々な公開講座などを通じてスピリチュアルケアの社会への浸透に努めてきたが、入学生の増加には結び付かなかった。そこで平成22年スピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、スピリチュアルケアに関するカリキュラムを密教学科に統合するという対応を取った。

文学研究科仏教学専攻博士後期課程の定員割れに関しては、平成22年8月、大学院に設けられた検討委員会からの答申が学長に対してなされ、収容定員8名を6名に減員するという改善対策が提言されている。現在学長のもとで検討が続けられている。

スピリチュアルケア学科の募集停止は本学にとって苦渋の選択であったが、スピリチュアルケアに対する社会的ニーズは徐々にではあれ、高まりを見せつつあり、本学としては密教学科の中で今後とも積極的に取り組んでゆきたい。

3. 高野山学園の組織変更

平成 22 年 9 月、本学を設置する学校法人高野山学園は、寄附行為を変更し、その組織の大幅な改革を行った。その目的は、法人本部機能を強化し、学校法人の経営責任および権限を明確にすることにあった。本学に関わる変更点の概要を述べる。

①新たに法人本部長が置かれ、法人および法人の設置する学校の事務を統括することになった。これに伴い、従来大学の事務を統括してきた学監職は廃止された。

②この寄附行為の変更に伴い、「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規定」も制定された。従来あった学部長、学生部長、文学研究科長の職は廃止され、新たに副学長（教務担当）、同じく副学長（学生サポート・就職・広報担当）が置かれた。従来、学部長および文学研究科長が担ってきた業務は教務担当副学長が、学生部長が担ってきた業務は学生サポート・就職・広報担当副学長が担当することとなった。

本学はスピリチュアルケア学科の募集停止によって密教学科一学科となり、将来的には専任教員 14 名で運営されてゆく予定である。今回の組織変更は職制を整理し、組織のスリム化を図ったものである。

ここに 2 回目の「平成 22 年度 高野山大学における現状と課題 点検・評価報告書」の提出に当たり、大学基準協会より既に 1 回目に提示された助言 12 項目、勧告 3 項目の改善指示を着実に実行しながら、根本的なお学生数の減少が顕著な中、本学の有する現状の分析、自己点検・評価の実行により、諸課題を改めて認識して今後の大学改革に積極的かつ真摯に取り組んで参りたい。

高野山大学長 藤村隆淳

1 理念・目的

1. 現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉 大学全体

本学は、「高野山大学学則」第1条（資料1）に、「教育基本法及び学校教育法に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し、社会に貢献する人材を育成する」と定めている。

真言宗を開いた弘法大師は「物の興廃は必ず人に由る。人の昇沈は定めて道にあり」と明言し、そのためには様々な学問・技芸を兼ね備え、多様な現象に対応可能な叡智を備えた人間を育成する総合的な教育の必要性を説き、学ぶ意欲のあるすべての者に教育を受ける機会を与えることを宣言した（『綜芸種智院式并序』）。これが弘法大師の綜芸種智の教育理念である。

これを建学の精神とし、本学はその教育理念を、「高野山大学履修規程」第2条（資料2）において、「『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する」と表明する。

次に第2条には、この理念に基づく教育目的が明記され、実現に向けて努力すべき目的が示されている。その教育目的とは以下のようである。

- ①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡智を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う。
- ②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。
- ③専門的知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

また上記の教育理念は、次の三つのキーワードに集約され提示されている。

いのち・文化・創造

このように本学の教育理念・目的は「学則」および「履修規程」に明確に規定されている。

こうした教育理念・目的を具体化した三つのポリシー、すなわちアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトの本学ホームページ上に公開されている（資料3）。

〈2〉 文学部

現在本学文学部には密教学科、スピリチュアルケア学科の二学科がある。それぞれの教育目的は、平成 21 年度入学生までに適用される「高野山大学履修規程」第 2 条（資料 4）に次のように規定されている。

密教学科：弘法大師空海の真言密教を、アジア諸地域の密教文化との比較を通じて、総合的視野のもとに把握し、「いのち」のあらゆる営みを尊ぶ真言密教の精神を具現できる、豊かな人間性を持った人材の育成と後継者の育成を目的とする。

スピリチュアルケア学科：仏教および密教の教えをもとに、人間の心理と行動に関する専門的知識と実践的技能の修得を通して、現代社会が直面している医療・福祉・教育等の分野における「いのち」に関わる諸問題に対応できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

平成 22 年度よりスピリチュアルケア学科を募集停止し、密教学科一学科・三領域に改組し、上記の建学の精神および教育理念・目的のもとに、密教の文化を総合的に学習する体制に移行した。この三領域とその教育目的は次の通りである。

- ①密教学域——弘法大師以来の真言密教を専門的に学び、教相と事相の二部門からなる真言宗学の学習とその伝統の継承を目指す。併せて密教の思想や歴史並びに芸術に関する知識を国際的な視野に立って習得し、インドよりアジア諸地域に広がった密教や仏教の文化を学習する。
- ②人文学域——広く日本及びアジア諸地域で培われてきた密教文化に対する基礎知識を養うとともに、日本文化とそれに影響を与えた様々な分野を学習する。
- ③スピリチュアルケア域——真言密教の思想の実践応用として、医療・福祉・教育などの分野において現代社会が直面している「いのち」の諸問題を様々な視点から学習する。

これらの教育目的は「高野山大学履修規程」第 2 条（資料 2）に明文化されている。

〈3〉 文学研究科

本学文学研究科には博士課程が置かれ、密教学専攻と仏教学専攻がある。博士課程は前期 2 年の課程（修士課程）と後期 3 年の課程（博士後期課程）に区分されている。

本学文学研究科の教育理念は「高野山大学大学院履修規程」第 2 条（資料 5）に次のように定められている。

弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与する。

またその教育目的は「高野山大学大学院履修規程」第 2 条に次のように定められている。

○修士課程

国際的・学際的な視野のもとに、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその精神を発揚できる人材を育成する。

修士課程には博士前期課程コース、社会人コース、僧侶コースの三つのコースがある。このうち僧侶コースは密教学専攻修士課程のみのコースである。これら三つのコースの教育目的はそれぞれ次の通りである。

・博士前期課程コース

密教・仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、現代における諸問題にも柔軟に対応する知見を得て、高度な専門性を有して指導的役割をになう専門家を育成する。

・社会人コース（密教学専攻・仏教学専攻修士課程のみ）

社会人が生涯学習の観点に立ち、実社会における様々な経験を生かしつつ、さらには、インド（チベット・東南アジア諸地域を含む）・中国・日本を中心とした密教学・仏教学の思想、歴史、文化、特に弘法大師の思想等の諸分野・領域において、伝統的且つ専門的な学問・教育を修得し、自由で独創的な研究を通して、社会に有用な人材の育成を目的とする。

・僧侶コース（密教学専攻修士課程のみ）

密教学専修に特化し、高度にして伝統的・専門的な教育の展開と僧侶としての技能教育の実修を行い、独自の研究課題の深化を図り、本宗寺院後継者を中心として、それぞれの時代に即応し得る、有為な真言宗僧侶、青年教師を育成することを目的とする。

さらに本学修士課程には通信教育課程（密教学専攻修士課程のみ）が置かれている。その理念と目的は次の通りである（資料6）。

通信制大学院における教育研究の主たる目的は、①現代社会において宗教活動、社会教育の第一線に立つ専門的職業人としての僧侶・寺院関係者に、広くリフレッシュ教育の機会を与えること、②現代社会にあって弘法大師空海の思想や行動及び広く密教を学び、実践することを通して生き甲斐・癒し・安心（あんじん）を求める人に、広く生涯学習の機会を与えることである。

○博士課程

博士課程の教育目的は以下のように規定されている。

- (1) 広くアジア諸地域の密教文化・仏教文化について、深く豊かな学識と幅広い視野の基に総合的な判断力を備えて、現代社会にその精神を発揚する、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成する。
- (2) 国際的、学際的な視野のもとに、独創的な発想と柔軟な思考とをもって、密教学・仏教学およびその関連分野に新しい知見をもたらし、高度な学術研究と専門能力を有する人材を育成する。

(3) 密教文化研究所との相互協力関係をもち、広くアジア諸地域の密教文化、および弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集、調査など総合的学術研究に携わる研究者を育成する。

〈4〉 密教文化研究所

密教文化研究所（Research Institute of Esoteric Buddhist Culture）は、本学の教育理念・目的に基づき、大学における学術研究の推進役を果たし、本学の研究成果を世に問う社会に貢献する機関の一つとして、その理念・目的を次のように制定している（資料7）。

<理念>

弘法大師空海の真言密教を中心に、広くアジア諸地域の密教の教理・実践体系を明らかにし、密教文化およびその関連領域に関する総合的学術研究を行い、もってその進展と質的向上に寄与する。さらに、その成果を活用して社会に貢献するとともに、現代における諸問題に対応する。

<目的>

- (1) 密教文化に関する学術的研究の高度化、および国際化、情報化につとめる。
- (2) 本学の学部および大学院と相互協力関係を保って、本学全体の教育・研究の活性化に寄与する。
- (3) 学術的研究成果を社会に還元する。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体・文学部・文学研究科

上述のように本学の建学の精神および教育理念は「高野山大学学則」に明記され、ウェブサイトの本学ホームページに公開されている。また大学・学部・研究科の教育理念・目的は各「履修規程」の第2条に明記されており、これらの規程は『高野山大学要覧』（資料8）にも掲載されている。この要覧は毎年度始めに発行され、すべての本学入学生（学部生、大学院生）および教職員に配布されている。またこの要覧には「高野山大学の使命」と題する学長の巻頭言が掲載されている。その中では学長の言葉として本学の理念・目的が語られ、全学的な共有が図られている。

大学・学部の理念・目的は「学生手帳」（資料9）にも明記されており、これも毎年度当初に全学生・教職員に配布されている。なお本学ホームページの「大学概要」、「学長挨拶」（資料10）などの欄では、これらが分かりやすい表現で説明、公表されている。

毎年の入学式では学長が挨拶の中で教育理念・目的を説明し、新入生オリエンテーションでは学部・大学院の理念・目的がそれぞれに説明されて、大学構成員の間での共有が図られている。

通信教育課程の教育理念・目的に関しては、「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」の「教育の特色」の欄に分かりやすくまとめられ、公表されている（資料11）。

さらに、カリキュラムにおいても「建学の精神科目」（2単位）が一年次指定の必修科目とされ、「空海の思想入門」が講じられている。そこでは『綜芸種智院式』も取り上げられ、弘法大師空海の教育精神が教えられている。

また「いのち・文化・創造」のキーワードは、受験生向けの大学案内「高野山大学 Koyasan University Guide 2010」（資料 12）、大学専用の各種封筒・紙袋などに印刷され、社会への浸透が図られている。

〈2〉 密教文化研究所

密教文化研究所の理念・目的は本学ホームページの密教文化研究所の欄に明記されている（資料 13）。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体・文学部・文学研究科・密教文化研究所

序章において述べた通り、本学では、「高野山大学自己点検・評価委員会規程」（資料 14）に明示される運営委員会、基本事項検討委員会、実施委員会の三グループからなる自己点検・評価委員会が継続的に活動しており、このうち検討委員会は今日までに 8 次を数える。その活動の中で、大学・学部・研究科・研究所の理念・目的の適切性についても順次検証される体制にある。その結果は自己点検評価報告書「高野山大学における現状と課題」にまとめられ、学長・理事長等に提出されている。最近では、平成 18 年 3 月発行の「平成 17 年度 高野山大学における現状と課題」（資料 15）の中で大学院の理念・目的が、平成 19 年 3 月発行の「平成 18 年度 高野山大学における現状と課題—大学院通信教育課程—」（資料 16）において大学院通信教育課程の理念・目的が検証されている。

『高野山大学要覧』の学長による巻頭言は、「高野山大学の使命」と題されるように、本学の建学の精神を学長自らの言葉で語るものであり、これによって歴代学長はその就任に際して本学の建学の精神および教育理念を確認してきている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の歴史と伝統に鑑みて、弘法大師空海の綜芸種智の教育理念を根本として教育理念・目的を立てることが必要であることに疑問の余地はない。物質文明の長足の進歩に由来する様々な問題が山積し、精神文化の高揚が求められる現代にあって、弘法大師空海の思想の持つ現代性は今もってなお広く認められている。

かかる観点からしても、弘法大師に学び、社会に貢献する人材を育成することを目指す本学の教育理念は、現代社会の要求に叶ったものであると言える。本学にはこの教育理念を実現するための人的・物的資源が豊富に存在する。小規模大学ながら、密教・仏教を専門に教育研究するスタッフを十分に備えると共に、本学図書館には歴史的に重要な文書も

含めた古典籍が 10 万点以上収蔵されている。弘法大師自身が学問修行の場として選ばれた高野山にキャンパスを置き、弘法大師に学ぶ上で他に例を見ない恵まれた環境を有している。

こうした恵まれた教育研究環境のもと、本学は本学の教育理念を体現した学部卒業生および大学院修了生を、明治 19 年の創立以来すでに 9,681 人送り出している（資料 17）。ちなみに、高野山真言宗の内局（役職）のほとんどは本学卒業生である。また全国で活躍している高野山真言宗僧侶の多くは本学出身者であり、彼らは、単に宗教活動だけにとどまらず、幼稚園・保育所・学校を経営したり、社会福祉施設を経営したりしながら、地域社会の中で教育活動ならびに福祉活動にも貢献している。また近年、本学を卒業した真言宗僧侶による出版活動も盛んとなっており、弘法大師の精神を社会に弘める上で大きな役割を果たしている。このように、教育研究資源および実績の点から見て、本学の教育理念・目的は適切であると評価できる。

また個性化という点から見ても、本学の教育理念・目的が具現化された姿である密教学科そのものが近代的高等教育機関としては世界唯一の極めて個性的な存在である。しかもそのキャンパスは、真言密教の聖地であり、ユネスコの世界文化遺産にも登録された高野山の内部にあり、豊かな自然に囲まれた、密教の信仰と実践の場に直結したキャンパスで、様々な文化遺産に直接触れながら学ぶことができるという他に類を見ない教育環境が実現されている。

2008 年に本学が実施した「全国高野山真言宗寺院アンケート」（資料 18）によれば、空海の綜芸種智の教育理念を根本とした本学の歴史についての認知度は 84.4 パーセントに上っており、この点に関する周知度はかなり高いと判断される。

②改善すべき事項

本学の教育理念・目的は上述のように適切なものであると考えられるが、その点検・評価は学内組織である自己点検・評価委員会の活動に委ねられており、学外的観点からの検討という点では不十分であると言わざるを得ない。弘法大師空海の思想が我が国社会に対して持つ意義を確認し、本学に対する社会的要求を適切に汲み上げてゆくためには、広く社会一般の見識に諮ることが必要である。

本学の教育理念・目的が全教職員に周知され、目的意識を持って追求されるためには、それが公表されているというだけでは十分ではない。研修などを通して、全教職員が本学の教育理念・目的の実現に組織的に取り組む体制作りが必要である。

大学・文学部の教育理念・目的が「学生手帳」（資料 9）にも記載されているのに対して、文学研究科のそれは「要覧参照」とあるだけでその文言は記載されていない。周知徹底という点で問題であり、それらが学生手帳にも明記されることが望ましい。

また「全国高野山真言宗寺院アンケート」（資料 18）の結果によれば、キーワード「いのち・文化・創造」に対する認知度は 54.2 パーセントに留まっており、その認知度を上げる努力が求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

弘法大師の思想が持つ現代的意義は大きい。それを現代社会に向けて広く発信していくのは本学の課題である。本学の教育理念が現代の社会的課題にどのように応えるものであるのかを明確に分析し、その結果を公表しなければならない。本学の対外的活動、広報全般において本学の教育理念を分かりやすく説明し、さらなる社会的浸透を図らなければならぬ。ホームページにおける大学概要、学長挨拶の掲示などはそうした活動であると見なすことができるが、なお部分的なものに止まっている。本学の教育理念を表したキーワード「いのち・文化・創造」が本学の各種封筒、便箋等のすべてに印刷されているわけではないという事実にもそのことが表れている。本学の教育理念を社会的に公表することの必要性を全スタッフが共有するための第一歩として、三つのキーワードを本学のロゴとして用い、あらゆる機会を通じてこれを活用することを提案する。

②改善方策

本学の教育理念は弘法大師空海の思想に基づくものであり、本学の性格上その根本において不変の理想であることは間違いない。しかしながら、競争的環境において本学が生き延びてゆくためには、本学に寄せられる社会的ニーズを適切に読み解き、それに合致した目的を設定してゆくことが必要である。不変の理想と時代のニーズとの総合が現代の大学には求められている。言い換えれば、弘法大師の教育思想をいかに現代社会に生かしてゆくのかが問われているのである。こうした課題に対処するためには、広く社会一般の見識に諮ることも必要である。本学は「学校法人高野山学園寄附行為」第8条および第16条(資料19)において理事会・評議員会に学外学識経験者を置くこととしているが、その数は少なく、社会一般の見識を求めるには十分とは言えない。そこで、学外有識者による助言者会議を設置し、本学の教育理念・目的を学外者の観点から検討・評価してもらう仕組みを構築することを提案する。

また教育理念・目的は、規則に謳われているだけでは、画に描いた餅に止まるのであり、教職員全体に理解され、本学の様々な活動において究極的行動指針とされることによって初めてその真価を發揮するものである。しかるに、本学の現状では、学則・履修規程に成文化されるに止まっている。そこで全教職員が本学の理念・目的に理解を深めるために毎学年度の早い時期に、全教職員を対象とした研修会を実施し、現代社会における本学の教育の意義ならびにその目指すところを全スタッフが確認する機会を設けることを提案する。その際には助言者会議による意見も合わせて報告し、全スタッフが本学に対する社会的ニーズを知り、学外者的観点をもって、本学の活動を常に点検することができるようとする。

また学生に対する本学の教育理念・目的の浸透度を測るために、毎年実施されている授業アンケートにおいて特別の項目を設けた調査を実施すべきである。

「学生手帳」に文学研究科・別科の教育理念・目的を掲載する。これは平成23年度の分から実施に移される予定である。

4. 根拠資料

- 資料 1 「高野山大学学則」第 1 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 2 「高野山大学履修規程」第 2 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 3 「三つのポリシー」（「その他の根拠資料」1-1）
- 資料 4 「高野山大学履修規程 平成 18 年」第 2 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 5 「高野山大学大学院履修規程」第 2 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 6 「高野山大学大学院通信教育開設認可申請書」（「その他の根拠資料」1-2）
- 資料 7 「密教文化研究所」（「その他の根拠資料」1-3）
- 資料 8 『高野山大学要覧 平成 22 年度』（「添付資料」③ a）
- 資料 9 「学生手帳」（「その他の根拠資料」1-4）
- 資料 10 「大学概要」「学長挨拶」（「その他の根拠資料」1-5）
- 資料 11 「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」（「添付資料」②）
- 資料 12 「高野山大学 Koyasan University Guide 2010」（「添付資料」②）
- 資料 13 「密教文化研究所」（「その他の根拠資料」1-3）
- 資料 14 「高野山大学自己点検・評価委員会規程」（「添付資料」⑦ e）
- 資料 15 「平成 17 年度 高野山大学における現状と課題」（「その他の根拠資料」1-6）
- 資料 16 「平成 18 年度 高野山大学における現状と課題—大学院通信教育課程—」（「その他の根拠資料」1-7）
- 資料 17 「創立から現在までの卒業・修了者総数」（「その他の根拠資料」1-8）
- 資料 18 「全国高野山真言宗寺院アンケート」（「その他の根拠資料」1-9）
- 資料 19 「学校法人高野山学園寄附行為」第 8、16 条（「添付資料」⑦ g）

2 教育研究組織

1. 現状説明

- (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の教育研究組織は平成 22 年度現在、下記のようになっている。

文学部 密教学科

スピリチュアルケア学科（平成 22 年度から募集停止）

大学院文学研究科 修士課程 密教学専攻（通信教育課程を含む）

仏教学専攻

博士後期課程 密教学専攻

仏教学専攻

密教文化研究所

現在本学文学部には密教学科、スピリチュアルケア学科の二学科がある。密教学科は真言宗学を学び、その伝統の継承を目指すと共に、密教の思想、歴史、文化等を学習する。スピリチュアルケア学科はその現代における実践・応用を追究している。両学科は相互補完的関係にあり、カリキュラム上も密接に関係し合っている。

平成 22 年度から本学はスピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、密教学科に密教学領域、人文学領域、スピリチュアルケア領域を置く体制となった。本学の教育理念は、「高野山大学履修規程」第 2 条（資料 1）にあるように、「弘法大師の精神に則り、『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共栄をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する」ことである。また本学の教育目的は、「高野山大学履修規程」第 2 条にあるように、「生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡智を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う」、「地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う」、「専門知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う」である。現在本学は、密教学領域において「弘法大師の精神に則り、いのちのあらゆる営みを尊ぶ」という教育理念の実現を目指すとともに、人文学領域およびスピリチュアルケア領域において「諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造」するという教育理念の実現を図る体制となった。

密教学科の三領域の連携によって、「文化の諸相を理解する能力を養う」、「社会に貢献する人間性を培う」という教育目的の達成を図っている。

また、文学部には教職課程がおかれ、専任教員 2 名がこれに配置されている。

本学大学院文学研究科には密教学専攻と仏教学専攻の二つの専攻がおかれている。二つの専攻は相互補完的関係の下、「高野山大学大学院履修規程」の第 2 条（資料 2）に謳わ

れた「広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化」との関連のもとに弘法大師の真言密教を探求するという教育理念の実現を目指している。大学院にこの二つの専攻を置くことで、本学は密教・仏教についてさらに深く学びたいという学究者の要求に応えている。なお本学大学院（通信制を含む）は学部と共通の教育研究組織をもって運営されている。

密教文化研究所の前身は昭和 18 年に開設された高野山密教研究所で、昭和 33 年に密教文化研究所に改称され、現在に至っている。密教文化研究所には、日本およびアジア地域の密教の基礎的研究ならびに基礎資料の調査研究を行う「基礎研究部門」と、密教の思想と文化ならびに関連領域についての総合的な比較研究を行う「総合研究部門」という二部門を置くことが「高野山大学密教文化研究所規程」第 4 条（資料 3）に規定されている。

本学の教育研究組織は、教育研究一体型である。研究のみを行う密教文化研究所も、研究所員（専従研究所員、兼任研究所員）と研究員（専任研究員、委託研究員、受託研究員）で構成されているが、専任の研究所員は置かず、本学教員が兼任している。

現在本学は 20 名の専任教員を擁しており、大学設置基準別表 1 に定める必要な専任教員数を充足している。

本学の教育研究組織における、学術の進展や社会の要請との適合性に関しては、下記の項目を通じて対応している。

まず学術の進展に関しては、密教文化研究所における学術的活動に本学教員が積極的に参加することにおいて、密教・仏教の高度な研究水準が維持される体制が取られている。同研究所は、学術雑誌『密教文化研究所紀要』の年一回の刊行（資料 4）および学外の研究員をも交えた年間 7 回程度の研究所研究会、年間 15 回程度の輪読会を開催し（資料 5）、学術の進展をリードする研究機関となっている。

また本学文学部紀要『高野山大学論叢』は、論文の掲載に際して論文査読制度を設けており、学術水準の維持に努めている。なおこの他にも本学は、密教学科教員・学生・大学院生・卒業生の研究発表の場として『密教学会報』を、大学院担当教員・大学院生の研究発表の場として『高野山大学大学院紀要』を各々年一回刊行し、各成果を公表している。

また本学に事務局を置く全国学会として密教研究会があり、その学術大会は毎年本学で開催されている。同事務局は、その学会誌である『密教文化』の編集刊行にも常時携わっている。

本学に対する社会的要請は、第一には「社会に貢献する」真言宗僧侶の育成にある。本学は小規模大学ながら、密教・仏教を研究する十分なスタッフを擁し、僧侶育成という課題に応える体制となっている。また弘法大師空海の思想を中心とする密教・仏教の教えに対する社会的希求に対して、密教文化研究所を中心とする様々な研究プロジェクトを通じてこれに応えている。『定本弘法大師全集』全 11 巻（平成 3～9 年）の編集・刊行は、このような密教文化研究所の活動の近年における大きな成果であるが、同研究所は最近でも『真言宗古字書資料集』（平成 21 年）を編集している。またスピリチュアルケア学科は「いのち」を巡る様々な現代的課題に応えるものであり、密教思想の現代的実践の道を探るものである。密教学科一学科体制においてもスピリチュアルケア領域として、その教育研究を継続している。また密教・仏教の学習に対する幅広い需要に応える上で、また生涯学習の観点からしても、本学大学院通信教育課程は大きな役割を果たしている。なお本学には

2年制の真言宗僧侶養成に特化した別科があるが、基準審査の適用外ととらえられることから省略する。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の教育研究組織の教育目的に対する適切性は、自己点検評価の対象として自己点検・評価検討委員会において継続的に検証されている。平成17年度については大学院の教育研究組織（「平成17年度 高野山大学における現状と課題」資料6）、平成18年度については通信制大学院の教育研究組織（「平成18年度 高野山大学における現状と課題—大学院通信教育課程—」資料7）についてそれぞれ学長に対して報告がなされた。

また平成22年度のスピリチュアルケア学科募集停止に伴う教育研究組織の変更に際しては、平成20年12月17日の教授会において審議、決定された。この件の詳細に関しては、評価基準5および10にゆづる。

また本学に対する社会的要請を調査するために、本学主催の各種公開講座等においては、必ずアンケート調査を実施し、その結果をデータとして蓄積している（「公開講座アンケート集計」（資料8）。さらに平成20年度には、全国高野山真言宗寺院に対してアンケート調査を行い、本学に期待されている事項を確認した（資料9）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学は高野山真言宗を母体として設立され、弘法大師空海の思想を中心とする密教・仏教の思想の教育研究をその第一の使命とする。本学は、現状説明で述べたように、文学部に密教学科、大学院に密教学専攻および仏教学専攻を設置し、本学の使命を追究するため適切な教育研究組織を保持していると評価できる。また密教文化研究所は密教を専門とする研究機関として、『定本弘法大師全集』の出版を行うなど、密教に対する社会一般の知的関心に応える組織となっていると評価できる。

②改善すべき事項

大学の理念の中に「諸民族の文化」、目的の中に「文化の諸相を理解する」とあるが、本学の教育内容は東洋諸地域に偏っている。

本学は『密教文化研究所紀要』、『高野山大学論叢』、『密教学会報』、『高野山大学大学院紀要』などを通じて、本学における学術研究の水準の維持に努めているが、寄稿された学術論文の査読においては、その内容が特殊である場合には、それに適した専門知識を有する査読担当者が学内からは得られない場合がある。

「全国高野山真言宗寺院アンケート」（資料9）の集計結果は関係者に情報として開示されているが、その詳しい分析とフィードバックを組織的に行う体制が整っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学は文学部に密教学科、文学研究科に密教学専攻・仏教学専攻を置き、加えて附置研究所としての密教文化研究所を有し、密教・仏教の教育研究を行う上で必要な組織を擁している。今後はこれらの組織の間の連携を強化し、さらなる教育研究効果の向上を目指すべきである。例えば、密教文化研究所主催の研究会に学部生が積極的に参加できる環境作りや、大学院生によるティーチング・アシスタントなどが考えられる。

②改善方策

本学は密教学科一学科の体制となったとはいえ、その教育理念において「諸民族の文化」の理解を謳い、弘法大師の綜芸種智の精神を継承することを標榜している。にもかかわらず現状においてはその教育が東洋文化に偏っている。密教文化研究所、大学院文学研究科における多様な研究プロジェクトを活用し、密教学科一学科体制のもとでも多様な文化的教育研究を常に追究してゆくべきである。

また本学が刊行する各種学術雑誌の査読担当者不足の問題については、専門知識を有する学外の研究者への査読を依頼することによって不備を補うことが方策として考えられる。

本学は様々なアンケートを通じて本学に対する社会的要望を汲み上げる努力をしてきた。しかしながらそれらのアンケートは、公開講座担当者あるいは宗教教育担当者がそれぞれに実施してきたため、アンケート結果を総合的に分析活用するに至らなかった。本学の教育研究組織に社会的要望を適切に反映させるために、各種アンケートを評価基準 10 で提唱している内部質保証委員会において集約し、本学の点検・評価に活かしてゆく体制を整えるべきである。

4. 根拠資料

資料 1 - 「高野山大学履修規程」第 2 条（「添付資料」⑦ a）

資料 2 - 「高野山大学大学院履修規程」第 2 条（「添付資料」⑦ a）

資料 3 - 「高野山大学密教文化研究所規程」第 4 条（「添付資料」⑦ b）

資料 4 - 「『密教文化研究所紀要』バックナンバー目次一覧」（「その他の根拠資料」2-1）

資料 5 - 「密教文化研究所研究会記録 2008~2010 年度」（「その他の根拠資料」2-2）

資料 6 - 「平成 17 年度 高野山大学における現状と課題」（「その他の根拠資料」1-6）

資料 7 - 「平成 18 年度 高野山大学における現状と課題—大学院通信教育課程—」（「その他の根拠資料」1-7）

資料 8 - 「公開講座アンケート集計」（「その他の根拠資料」2-3）

資料 9 - 「全国高野山真言宗寺院アンケート」（「その他の根拠資料」1-9）

3 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

「高野山大学教員任用規定」第3条（資料1）に「教員とは、高野山大学に勤務する者で、次の号の総称をいう。(1)専任教員(2)任期付専任教員(3)客員教授(4)非常勤講師」と規定されている。さらに同第4条において、専任教員について、「専任教員とは、本学に勤務する者で、関係法令及び就業規則その他の全ての規則等の適用を受ける、次の各号の者をいう。(1)教授(2)准教授(3)助教(4)助手」と規定されている。

高野山大学の教員には、「高野山大学履修規程」第2条（資料2）にある教育理念・目的、および各学科の教育目的を達成するための教育能力と資質が必要とされる。さらには、その教育理念および教育目的を達成するために、「高野山大学履修規程」の別表I, II（資料2）に基づき、年度毎のカリキュラムが展開されているわけであるが、それを開講するための教育能力と資質が教員には必要とされる。

こうした資質を担保するために、「高野山大学教員任用規定」第9条（資料1）は、「教員任用のための資格審査は次の各項・各号の基準により行なう」として、その基準を挙げている。それによれば、本学の教員に必要な教育研究業績は、助手論文2編、助教論文4編、准教授論文6編、教授論文12編である。

本学の教員構成は、本学の教育組織に対応している。本学は、「大学設置基準」第19条第2項「学部等の専攻にかかる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」に対応して、専門的課程としての密教学科とスピリチュアルケア学科とともに、教養的教育を担当する共通教育センター（教職課程を含む）を置いている。教員の編制も、この教育課程の編制に対応している。専任教員の配置は、「全学の教員組織（基礎データ表2）」

（資料3）にあるとおり、密教学科10名、スピリチュアルケア学科6名、共通教育センター4名である。なお、スピリチュアルケア学科は平成22年に募集を停止し、所属の教員は全員密教学科の所属となっている。

「高野山大学学則」第8条（資料4）において、本学には、学長、副学長、図書館長、密教文化研究所長、教育職員（教授・准教授・講師・助教・助手）および事務職員、その他必要な職員を置くと定められている。「学校法人高野山学園特別職員選任・任用規定」第4条（資料5）にあるように、本学全体を代表し、教育研究活動の全体のマネジメントに当たるのは学長である。文学部および文学研究科の教育に関しては、2人の副学長のうち教務担当副学長が責任を負っている。教務担当副学長を長とし、密教学科、スピリチュアルケア学科、共通教育センターの各主任、FD担当者、教職課程教員からなる教務委員会が教育活動の運営の中心となっている。

〈2〉 文学部

本学は一学部であるため、評価項目（1）については上記の「大学全体」に関するものがそのまま文学部に適用される。

〈3〉 文学研究科

本大学院の授業および研究指導を担当する教員については、「高野山大学大学院学則」第28条（資料6）に次のように規定されている。

本大学院における授業及び研究指導は、高野山大学専任の教授、准教授（以下「大学院担当者」という。）が行う。ただし、必要に応じて、大学院担当者以外に授業又は研究指導を委嘱することができる。

2 前項における大学院担当者の選任は、学長が行う。

これによっても分かるように、本大学院には大学院に専属する専任教員は存在せず、学部所属教員によって、すべての授業と研究指導が担当・運営されている。そのため、本学では学部所属教員の中から大学院担当教員を選任している。その場合、授業担当教員および研究指導教員の資格および任用に関しては、「大学院教員の資格および任用についての内規」（資料7）が適用されている。これによれば、研究指導教員は本学大学院授業担当経験が3年以上の博士学位取得者およびそれに準ずると認められた者が当たり、授業担当教員は本学専任の教授・助教授（准教授に相当）・講師（助教に相当）で大学院の専攻教育上必要とされる領域を教授する者が当たると定められている。さらに、博士後期課程研究指導教員に関しては、専門領域において顕著な業績が認められており、それを教授し得ることを要求している。ただし、必要に応じて大学院担当教員以外に授業または研究指導に預かる非常勤の教員を置くことができるとされている。通信教育課程についても同様である。

なお、大学院の運営は、これまで研究科長が中心となって行われてきた。しかし、平成22年（2010）9月1日に高野山学園の新体制が発足し、これによって研究科長職が廃止され、学長の統括の下、教務担当の副学長が大学院の運営を担当することになった。

〈4〉 密教文化研究所

密教文化研究所のスタッフ編制は、「高野山大学密教文化研究所規程」第6, 7, 8条（資料8）に定められている。同研究所には、研究所長、研究所員（専従研究所員、兼任研究所員）、研究員（専任研究員、委託研究員、受託研究員）が置かれている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉 文学部

本学文学部の専任教員の配置は、「全学の教員組織（基礎データ表2）」（資料3）に

あるとおり、密教学科 10 名、スピリチュアルケア学科 6 名、共通教育センター 4 名である。

なお、スピリチュアルケア学科は平成 22 年に募集を停止し、同学科所属の教員は全員密教学科の所属となっている。「大学設置基準」第 19 条第 2 項に則り、専門教育と教養教育をともに行っていくよう、密教・仏教の専門研究者、スピリチュアルケアや心理学の研究者のほか、教育学、社会学、社会福祉学、哲学、日本文学、英文学の研究者を擁している。なお、現在本学の専任教員は、教授 12 名、准教授 6 名、助教 2 名である。

専任教員の任用については、後述するように、それぞれの専門分野に関して「高野山大学教員任用規定」に従って行われている。非常勤教員も含めた授業科目の担当については、教務委員会において審議検討されている。

〈2〉 文学研究科

評価項目（1）で述べたように、本学では学部所属教員の中から大学院担当教員を選任している。大学院担当教員の定員については、「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 1998（平成 10 年度）」（資料 9）の中で、密教学・仏教学専攻とともに 6 名を基準と考えるべきであるとしている。6 名というのは、博士課程が増設されるに際しての報告書に、

大学設置基準に示されている教員の定員、すなわち一学科につき教授 3 名（内、博士課程研究指導担当可能教授が 2 名）、助教授・講師が 3 名、計 6 名をやや上回る教員がいればよいであろう。学科の定員をやや上回るということは、学部の教員が併任することを意味しており、他に必要に応じて、若干の大学院のみの兼任講師をおくこともできる。

とあるのを参考にしたもので、この基準がその後もほぼ受け継がれてきた。教員の配置は平成 14（2002）度まで密教学・仏教学専攻とも、専任教員がほぼ 6 名で推移しており、適切な配置がなされてきたといえよう。

なお平成 16 年度から「密教学専攻授業科目」の担当者数は 8 名から 11 名と増加した。これはこの前年から修士課程に 3 コース制が敷かれたことが主な原因である。3 コース制を採用するにあたっては、新たに設けられた社会人コースと僧侶コースの入学者に対して、密教あるいは仏教の「課題演習」を設けて、特別に修士論文作成のための研究指導を行うようになった。それによって開講科目が増えたことから、授業担当の負担を調整する必要性が生じ、従来大学院を担当してこなかった専任教員が新たに大学院の授業を担当する措置が採られた。

本学大学院通信教育課程の教員組織は、上記の通学制の高野山大学大学院（密教学専攻・仏教学専攻）を担当する教員を中心に構成され、その他、教育上必要な教員は非常勤講師・客員教授によって補完している。平成 22 年度の場合は、通信課程独自の総科目数が 42 科目ある中で、40 科目を開講し、専任の教授 10 名、准教授 3 名、非常勤講師 8 名、客員教授 1 名によって担当された。うち 9 名は二科目ないし三科目を担当している。こうした複数科目の担当者は、多くは専任教員であり、それぞれの教員の専門性を考慮して取られた配分措置である（資料 10）。

〈3〉 密教文化研究所

密教文化研究所は、現在、所長 1 名、専従研究所員 2 名、兼任研究所員 7 名、専任研究員 0 名、委託研究員 10 名、受託研究員 16 名からなる。研究所員は本学の教育職員の中から選任されている。委託研究員は主に本研究所の主催する共同研究プロジェクトに参加する学外研究者に対して委嘱している。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉 文学部

本学における新任教員の採用、および教員の昇任に関しては、すべて「高野山大学教員任用資格審査規程」（以下、「審査規程」という、資料 11）に基づいて行われる。新任教員の採用にあたっては公募を原則としている。新任教員の採用にあたっては、広く国内外に人材を求めるため、わが国の大学・短期大学・高等専門学校には文書でもってその旨を通知するとともに、ホームページ上でも公表している。

新任教員採用の手続きは「高野山大学教員任用規定」第 5 条（資料 1）に明確にされており、「審査規程」第 2 章に定められた教員任用資格審査委員会（副学長＜教務担当＞と教授会の互選による教授 4 名とで構成）に付託されて審査し、同委員会委員長は審査の結果を学長に報告し、学長は教授会に報告して最終審査に付すための選挙を行い、教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席者の無記名投票により、出席者の 3 の 2 以上の可票をもって採用される仕組みである。なお、新任教員の公募に際しては、審査資料として「履歴書、教育業績・研究業績等一覧、授業計画書、推薦書、その他資格審査委員会が必要と認めた書類」の提出を求めており、これらに基づいて、人格、教育指導上の能力、教育業績、研究業績、学界および社会における活動実績等に留意し、総合的に判断してきた。

一方、教員の昇任に関しては、同じく「審査規程」第 3 章 教員任用資格審査の項に定められた審査基準（第 9 条）に基づいて執り行われてきた。

〈2〉 文学研究科

すでに述べてきたように、本学には大学院の専任教員は存在せず、学部所属教員によって担当・運営されている。したがって、教員の募集、採用、昇任は文学部においてなされている。ただし、研究指導教員は本学大学院授業担当経験が 3 年以上の博士学位取得者およびそれに準ずると認められた者が当たり、授業担当教員は本学専任の教授・助教授・講師（それぞれ准教授・助教に相当）で大学院の専攻教育上必要とされる領域を教授する者が当たると定められている（資料 7）。

〈3〉 密教文化研究所

密教文化研究所員は、本学専任の教育職員の中から、研究所長が文学部長（平成 22 年 9 月からは教務担当副学長）と協議の上、推薦し、学長が教授会の議を経て委嘱している。専任研究員は、学長が研究所長と合議の上、教授会の議を経て任用する。委託研究員は、研究所長が推薦し、学長が委嘱し、教授会に報告している。受託研究員の受け入れについては、学長が研究所長と合議の上決定し、教授会に報告している（資料 8）。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 文学部

本学は、すべての専任教員に教育・研究活動を毎年報告することを義務付けている。これに基づき、専任教員の昇任人事がなされている。

教員の資質向上を図るための方策としては、一つにはファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施、いま一つはサバティカル制度をあげることができる。

第一の FD については、教務委員会の中に FD 担当委員をおき、教務委員会を中心になって実施している。具体的には、学生を対象にした授業アンケートを前期だけの講義については 7 月に、後期および通年の講義については 12 月に、学部・大学院のすべての講義を対象に実施している（資料 12、13）。また、教員相互の研究授業は、教務委員会からの提案により、平成 20・21 年度に実施し、講義のあと、教員間で講評しあってきた（「参観授業アンケート」（資料 14 参照）。

第二のサバティカル制度は、昭和 60 年（1985）に「高野山大学学外研修員規程」（資料 15）が設けられ、1 名の教員がこの規程に基づいて学外研修を行った。しかし、その後この制度は利用されていない。

〈2〉 文学研究科

上述のように授業アンケートを実施している。また本学大学院は、密教文化研究所と密接な連携体制を取っており、同研究所が実施する様々な研究プロジェクトにおいて文学研究科授業担当教員が主要な役割を演じている。さらに本学大学院は京都宗教系大学院連合（K-GURS、評価基準 8 参照）に加盟している。本研究科所属の教員は同連合の主催する研究会、シンポジウム、講演会等に参加することによって大学院における教育研究指導担当者としての資質の維持向上に努めている。

〈3〉 密教文化研究所

密教文化研究所は、学術雑誌『密教文化研究所紀要』の年一回の刊行、および学外の研究者をも交えた研究所研究会、輪読会（資料 16）などを実施し、教員の資質向上にも寄与している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 文学部

本学は専任教員数 20 名の小規模大学ながら、密教・仏教に関する専門研究者を 11 名擁し、密教・仏教の専門分野において卓越した教育研究体制を維持している。また、スピリチュアルケア、心理学、西洋哲学、中国哲学、社会学、社会福祉学、教育学、日本文学、英文学の研究者を配し、豊かな人間性を涵養する教育体制をとっている。密教とスピリチ

ュアルケアは、それぞれ学際的な学問、総合的な人間科学ともいるべき学問体系であり、様々な専門領域と共に教育されることによって大きな相乗効果を生んでいる。教員の研究活動においても相互に刺激となっている（資料 17 参照）。

〈2〉 文学研究科

文学研究科は密教・仏教を専門とする 9 名の専任教員に加え、日本文学・中国哲学・スピリチュアルケア・教育学を専門とする専任教員 4 名が授業を担当しており、密教・仏教の専門的研究指導と合わせて密教・仏教の関連分野の研究指導の充実を図っている（資料 17、18 参照）。

② 改善すべき事項

〈1〉 文学部

第一に改善すべき点は、ここ 5 年ばかり昇任の人事が行われていないことである。現在、「審査規程」第 9 条の審査基準に定める必要経験年数を満たしている教員が 5 名いるにもかかわらず、平成 22 年度も昇任の動きはなかった。学生数の減少による厳しい経営状況が災いしている面もあるかもしれないが、教員の士気を高める意味からも、早急に手を打つべきである。

現在本学は、若手教員の数が極端に少なく、教員の年齢構成がアンバランスとなっている。平成 22 年度の専任教員の年齢構成を示すと、次のようになる。

年齢	25~30 歳	31~35 歳	36~40 歳	41~45 歳	46~50 歳	51~55 歳	56~60 歳	61 歳以 降
人数	0	1	1	2	3	4	5	4

ここ数年の教員数の減員により、教員一人当たりの業務負担が過大なものになっている。早急に改善されるべきである。

同様に本学教員の専門分野の問題が挙げられる。本学は平成 22 年度にスピリチュアルケア学科を募集停止とし、密教学科一学科の体制となった。将来的には専任教員 14 人の体制で教育研究を遂行する計画である。しかしながら、弘法大師空海の綜芸種智の精神に鑑みるならば、少ない教員数の中においてバランスの取れた人事配置が求められる。あるいは今日の大学が置かれている競争的環境を顧慮すれば、密教研究に特化した組織を目指す選択肢もある。いずれにしても早急に本学の教育理念および本学に対する社会的要請を考慮した本学のあるべき将来像を構想し、それに基づく人事計画を策定すべきである。

また専任教員 20 名中に、女性が 1 名もいないことも問題である。男女共同参画社会の実現が叫ばれていることでもあり、男女比構成のは是正に努めるべきであろう。

授業アンケートは、教務委員会によって集計され、その後それぞれの担当教員に「今後の講義に生かして下さい」とのコメントを付けて集計結果が報告されるけれども、どこをどのように改善すべきである、といった具体的な改善策等は示されないのが現状である。また、アンケートを全学的に集計し、本学にみられる特徴・傾向等を導き出して、全学を

あげてより伸ばすべき点、または改善すべき点等を話し合うこともない。これでは、ただアンケートを実施しているだけで、学生の声が授業内容の改善に十分生かされているとは言えない。

教員相互の参観授業は、必ずしも多くの教員が参加できたわけではなかった。

サバティカル制度については、学生数の減少に伴って退職する教員の補充がなされなくなり、一人の教員をも遊ばせておけない余裕のない状況が出来することになり、実質サバティカル制度はないといつても過言でなく、早急に改善されるべきである。

〈2〉 文学研究科

本学大学院の教員組織は学部教員の兼担であり、学部の抱える問題は大学院のそれでもある。とりわけ高度な教育研究指導が求められる大学院にとっては、教員の資質を向上させるための制度としてサバティカル制度が必須であり、それが有名無実化している現状は早急に改善されるべきである。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学は専任教員 20 名の小規模大学ながら、学部ならびに大学院の教育研究の中核である密教・仏教を専攻する 11 名の研究者を擁しており、この分野における十分な教育研究体制を維持していると自負している。時代と共に変化する、密教・仏教に対する社会的期待に対応してゆくために、密教の現代化を探究する組織を整えてゆくことが望ましい。

②改善方策

本学は平成 22 年度にスピリチュアルケア学科を募集停止とし、密教学科一学科の体制となった。将来的には専任教員 14 人の体制で教育研究を遂行する計画である。しかしながら、弘法大師空海の綜芸種智の精神に鑑みるならば、少ない教員数の中においてバランスの取れた人事配置が求められる。早急に本学の教育理念および本学に対する社会的要請を考慮した本学のあるべき将来像を構想し、それに基づく人事計画を策定するべきである。実際、現在教員の年齢構成は、極めていびつである。中長期計画のもと、計画的に若手の教員を採用してゆかなければならない。

点検・評価の欄に記したように、FD、サバティカル制度のいずれをとっても、十分に機能しているとは言いがたい状況である。とりわけ高度な研究教育指導に当たる大学院教員にとってサバティカル制度は必須である。

FD に関しては、教務委員会の名のもとに、個々の教員に改善すべき点を明確に指示し、学生の声を講義に反映させることによって、講義設計が独断に陥っていないか、常に反省を促す方策を早急に考えたい。

サバティカル制度を実効化することは、教員がリフレッシュし充実した講義を展開するためには不可欠であると考える。

4. 根拠資料

- 資料 1 「高野山大学教員任用規定」第 3、4、5、9 条（「添付資料」⑦c）
- 資料 2 「高野山大学履修規程」第 2 条、別表 I, II（「添付資料」⑦a）
- 資料 3 「全学の教員組織（基礎データ表 2）」
- 資料 4 「高野山大学学則」第 8 条（「添付資料」⑦a）
- 資料 5 「学校法人高野山学園特別職員選任・任用規定」第 4 条（「添付資料」⑦d）
- 資料 6 「高野山大学大学院学則」第 28 条（「添付資料」⑦a）
- 資料 7 「大学院教員の資格および任用についての内規」（「添付資料」⑦c）
- 資料 8 「高野山大学密教文化研究所規程」第 6, 7, 8 条（「添付資料」⑦b）
- 資料 9 「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 1998（平成 10 年度）」（「その他の根拠資料」3-1）
- 資料 10 『高野山大学 大学院文学研究科修士課程密教学専攻（通信教育課程）シラバス』（「添付資料」③b）
- 資料 11 「高野山大学教員任用資格審査規程」（「添付資料」⑦c）
- 資料 12 「授業アンケート調査票（学部）」（「その他の根拠資料」3-2）
- 資料 13 「授業アンケート調査票（大学院）」（「その他の根拠資料」3-3）
- 資料 14 「参観授業アンケート」（「その他の根拠資料」3-4）
- 資料 15 「高野山大学学外研修員規程」（「添付資料」⑦c）
- 資料 16 「密教文化研究所研究会記録 2008~2010 年度」（「その他の根拠資料」2-2）
- 資料 17 「専任教員の教育・研究業績」（「添付資料」⑤）
- 資料 18 「高野山大学大学院・文学研究科 講義概要・授業計画 平成 22 年度」（「添付資料」③b）

4 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉 文学部

本学の教育理念は、真言宗を開いた弘法大師の精神に則っている（評価基準1参照）。この教育目的に基づき、本学は学位授与方針をディプロマ・ポリシーとしてまとめ、三つのポリシーの一つとしてホームページ上に公開している（資料1）。本学のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

高野山大学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

1. 広範な基礎知識と基本的な学習能力を身につけ、体系的に学んだ専門的な知識と方法論に基づいて、問題を探求する力、批判的思考力、問題解決力、論理的な思考力、表現力、コミュニケーション能力などを磨き、総合的に問題を解決し新たな価値の創造につなげていく能力が、一定の水準に達したと認められる学生。
2. 生命尊重の精神に基づいて人間の存在と叡智を敬い、種々なる文化の価値を創造的に理解する能力を有する学生。

なお本学は学位授与に関する形式的要件を「高野山大学学位規程」第3条（資料2）に「学士の学位は、本大学の学部を卒業した者に授与する」と定めている。さらに、「高野山大学学則」第14条（資料3）において「学生は卒業までに、卒業論文8単位を含め130単位以上履修しなければならない」、第27条（資料3）に「4年以上在学し所定の授業科目を履修し、所定の単位を取得した者に卒業とし、卒業証書・学位記を授与する」と定めている。

〈2〉 文学研究科

本大学院の教育目標は「高野山大学大学院学則」第3条（資料4）に次のように規定されている。

高野山大学大学院学則 第3条の6

修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とする。

高野山大学大学院学則第3条の8

博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

この教育目標に基づいて「高野山大学大学院学則」第12条（資料4）には学位授与基準について、次のように規定されている。

高野山大学大学院学則 第12条第2項

修士課程の学位論文は、その専攻分野における精深な学識と研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を証示するに足るものでなければならない。

高野山大学大学院学則 12条第3項

博士後期課程の学位論文は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識のあることを証示するに足るものでなければならない。

このように本大学院では、修士課程は専攻分野の精深な学識と研究能力と高度な専門性が問われ、博士後期課程は独創的研究と新しい知見による学術成果の公表と、専攻分野における研究者としての自立した研究活動を行う能力を要求している。

通信教育課程についても、これに準じて学位を授与している（資料5）。

なお本大学院は、学位授与の形式的要件を「高野山大学学位規程」（資料6）に次のように規定している。

高野山大学学位規程 第4条

修士の学位は、本大学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の専門科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者について授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

高野山大学学位規程 第5条

博士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了したのち、本大学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の専門科目について12単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上（修士課程を1年で修了した者にあっては2年以上）在学すれば足りるものとする。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 文学部

本学はその教育理念に基づき、以下の教育課程編成・実施方針を策定し、三つのポリシーの一つとして本学ホームページ上に公開している（資料1）。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

高野山大学では、その教育理念に基づき、人間性豊かで創造性にあふれた人材を育成するため、文学部に三つの領域を設け、1年次から年次をとて体系的に学習できるよう、以下のような方針でカリキュラムを編成している。

1. 1年次には、広範な基礎知識と基本的な学習能力を獲得するために、すべての学生が履修する日本語・外国語・基礎講義・古典の科目と建学の精神科目をおく。
2. 2年次には、専門的な知識と方法論を体系的に学ぶために、密教・仏教概論、密教・仏教史概説、祖典講読などの科目をおく。
3. 3・4年次には、専門的な知識と方法論をより深く具体的に学び、課題を探求する力、批判的思考力、問題解決力、論理的な思考力、表現力、コミュニケーション能力など、社会生活における必修で広範囲な能力を涵養するために、密教・仏教講読演習、密教・仏教特殊講義、密教・仏教演習などの専門科目をおく。
4. 身につけた知識や技術を統合して問題を解決し、また新たな価値の創造につなげていく能力を磨くために、すべての学生に卒業論文を課し、丁寧な個人指導を行う。
5. 3・4年次から、密教学域、人文学域、スピリチュアルケア領域の三つの領域を専門的に学習できるよう、カリキュラム編成する。

現在本学に在籍する学生は、平成18年度から施行された教育課程が適用される学生と、平成22年度から新たに実施された教育課程が適用される学生に大別される。

平成22年度以前に入学した学生の卒業に必要な授業科目および単位数は必修科目70単位、選択科目60単位、合計130単位以上の履修となっている。必修科目は、学部共通科目（20単位）、学科別科目（50単位）から構成される。

次に平成22年度からの学生が卒業に必要な授業科目および単位数は、必修科目78単位、選択科目52単位、合計130単位以上（資料7）となっている。必修科目は密教学科基礎科目（38単位）と密教学科応用科目（40単位）の2部で構成し、密教学科を擁する唯一の大学である本学の特色を反映した教育内容としている。因みに22年度から卒業論文の単位は再び8単位に改変された。

〈2〉 文学研究科

教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、「高野山大学大学院履修規程」別表1、2（資料8）に見られるように、修士課程においては基礎科目、主要科目、関連科目、共通科目に編成されている。博士後期課程においては演習、講読、特殊演習、特殊研究の授業が開設されている。これらの科目を通して密教・仏教に関する深く豊かな学識を涵養する体制となっている。

通信教育課程は、仕事を持っていたり遠方に住んでいたりして通学出来ない人や、本学を卒業してのち改めてリカレント教育を受けようとする学生に教育サービスを提供する目的で設置されている。この目的を実現して、密教に対する多様な関心に応えるため、「四国遍路実習」、「寺院経営と法律」といった独自の科目群を展開しており、そのことを「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」に明示している（資料9）。

- （3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 文学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に関しては、『高野山大学要覧 平成22年度』（資料10）、『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』（資料11）等によって、大学構成員である教職員および学生に周知されている。さらに本学は三つのポリシーの策定に当たり、教務担当副学長を中心とした検討を重ね、平成22年12月の教授会においてこれを審議決定した。この三つのポリシー策定プロセスにおいて、三つのポリシーは本学教員に周知徹底されるに至っている。また三つのポリシーはホームページ上の分かりやすい場所に掲げられ、学生および社会に対して公表されている（資料1）。

数年来、大学の教育内容に大幅な修正や改善が度々加えられている事情も抱えており、学生はいうまでもなく、教職員も年度ごとに変更された事項について誤りなく把握しておく必要に迫られている。

特に『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』は、学年別・入学年度別に列記し、学生が混乱を生じることがないように配慮している。教育をうける当事者である学生に周知徹底するために、学年はじめのオリエンテーションでは、新入学生は勿論のこと、学年ごとに説明会を開催し、教務に携わる職員はもとより、教務課の職員とともに学科主任等が積極的に説明する機会を設けている。

〈2〉 文学研究科

本大学院の教育目標、学位授与基準については、上記に指摘したように「高野山大学大学院学則」に明記され、高野山大学ホームページ「情報公開」の覧に「大学院学則」が公開されている。また『高野山大学要覧 平成22年度』に教育課程の編成・実施方針について記す「高野山大学大学院履修規程」が掲載され、同要覧は毎年度初めに入学生と担当教員に配布されている。

通信課程の学位授与方針は『高野山大学大学院文学研究科修士課程密教学専攻（通信教育課程） 修学の手引き 2010』に修了要件を記載し、受講生に対して明示している（資料12）。

- （4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 文学部

学内の教務委員会において、毎月定例および臨時に会議が開かれ、現状に関する審議を重ねている。その成果として、様々なカリキュラムの修正や改革が行なわれることになった。

また、卒業論文の審査報告会や翌年度の授業計画作成のための学科会議もこうした目的のために利用されており、授業における学生の学習態度とその成果、卒業論文の内容的な質の検討を通して、教育課程のあり方が検討されている。

〈2〉 文学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学院委員会において随時議論されてきた。しかし定期的な検証ではなかった。平成 23 年度からは、大学院委員会において定期的に検証されることになっている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉 文学部

本学は「学位規程」第 3 条および「学則」第 14 条および第 27 条において学位授与方針を規定してきたが、その規定はなお形式的なものに止まり、具体性を欠いていた。平成 22 年度にディプロマ・ポリシーを明示し、本学の授与する学位保持者が具備すべき能力を具体的に明示し、公表したことは評価に値する。またカリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラムの編成原理を全大学構成員が意識化し、共有するに至ったことも評価に値する（資料 13）。

平成 15 年度までの学生が卒業に必要な最低単位数 124 単位のうち、必修科目は 88 単位であり、3 分の 2 以上が必修となっていた。「平成 15 年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（資料 14）44 頁では、必修科目内での選択は比較的自由ではあるにしても、選択科目の単位数の少なさが指摘されていた。平成 16 年度以来、学生の興味・関心に応じた主体的な学修への機会を広げ、意欲を促進させるために、必修科目と選択科目のバランスの見直しを続けてきた。平成 22 年度には必修科目 78 単位、選択科目 52 単位、合計 130 単位以上とし、必修科目に比重をおくことになった（資料 15）。

このように学生の動向に鑑みた速やかなる対処は、昨今の学生の修学に関する意識を考慮してのことである。

ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリー制度は導入されていないが、密教学科とスピリチュアルケア学科のカリキュラムは密接に連携しており、他学科の授業を選択履修することにより、教育の相乗効果が図られている。スピリチュアルケア学科募集停止以降も密教学科内に設置された三つの領域の連携において「真言密教を総合的な視野のもとに把握」するという教育目的の実現を図るカリキュラム編成となっている。

〈2〉 文学研究科

本学大学院は密教・仏教に関する精深な学識と研究能力を涵養することを教育目的としている。その実現のために、当該専攻についての基礎的知識を講義する基礎科目、当該専攻の専門的知識ならびに研究方法を教授する主要科目、密教学専攻・仏教学専攻それぞれの大学院生が互いの講義を受講することで相補的な教育効果を狙う関連科目などを展開している（資料 16）。

②改善すべき事項

〈1〉 文学部

本学は平成 15 年度以来、いく度かの学部組織の再編成を行ってきた。その度にカリキュラムの見直しも行われてきた。しかしながら度重なるカリキュラムの見直しは、異なる教育課程編成方針の併存する状態をもたらし、本学構成員にとっても教育課程編成方針が分かりにくくなる状態を作り出す要因となった。

〈2〉 文学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学院委員会において隨時議論されてきた。しかし定期的な検証の制度はなく、大学院担当教員の間でも必ずしも問題視されてこなかった。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

平成 22 年度、三つのポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明示したことは大きな前進であった。今後も、これらのポリシーの適切性を定期的に点検・評価する必要性を教職員全員が自覚し、そのための体制を構築してゆかなければならない。内部質保証委員会（評価基準 10 において提案されている）および通常の教育活動を統括する教務委員会を中心に、教育課程編成方針の適切性を検証してゆかなければならない。その際、助言者会議（評価基準 10 において提案されている）の提言に基づく学外者の観点にも十分な顧慮が払われるべきである。

本学の教育理念は、明治 19 年（1886）の開学以来、遠くは空海が庶民の教育機関として開設した「綜芸種智院」に掲げた精神に僅かの揺らぎもない。しかし、ここ何年かのたび重なる学部組織の再編は密教学科のカリキュラム編成方針にも少なからぬ影響を与えている。密教学科に統一されたこの機会に、原点に立ち帰るとともに、長期的展望に立った学位授与方針と教育課程編成方針を確認すべきである。

密教学科の三領域は密教のもつ包容性・多様性に対応したものであり、そのカリキュラム編成も密教に基盤を持つものであるよう十分な配慮をすべきである。

平成 22 年度からの教育内容の特徴として、学年ごとに積み上げていく教育システムを導入している。この制度の施行によって学生の習熟度を教員が把握しやすくなることが期待される。さらに上記の教育システムと相乗効果を生み出すよう、各講義の内容がばらつき

および重複のないバランスの取れたカリキュラムとなるよう密教学科会議等を通じて常に検証してゆかなければならない。

②改善方策

たび重なるカリキュラムの見直しは、異なる教育課程編成方針の併存する状態をもたらし、本学構成員にとっても教育課程編成方針が分かりにくくなる状態を作り出す要因となった。平成 22 年度のカリキュラム・ポリシーの策定は、この状態を克服するきっかけとなるものである。その趣旨を教職員に周知徹底し、目的意識を持った教育活動を促すと共に、学生がカリキュラムの構成意義を理解した上で就学できる体制を整えてゆくべきである。そのためにはカリキュラム運営状況の点検を FD 活動の一環に位置付け、教務委員会がこれを担当することを提案する。

4. 根拠資料

- 資料 1－「三つのポリシー」（「他の根拠資料」 1-1）
- 資料 2－「高野山大学学位規程」第 3 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 3－「高野山大学学則」第 14、27 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 4－「高野山大学大学院学則」第 3、12 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 5－「高野山大学大学院通信教育規程」第 42 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 6－「高野山大学学位規程」第 4、5 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 7－「高野山大学履修規程」別表 I（「添付資料」⑦ a）
- 資料 8－「高野山大学大学院履修規程」別表 1、2（「添付資料」⑦ a）
- 資料 9－「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」（「添付資料」②）
- 資料 10－『高野山大学要覧 平成 22 年度』（「添付資料」③ a）
- 資料 11－『高野山大学 講義概要・授業計画 平成 22 年度』（「添付資料」③ b）
- 資料 12－『高野山大学大学院文学研究科修士課程密教学専攻（通信教育課程）修学の手引き 2010』（「添付資料」③ a）
- 資料 13－「三つのポリシー」（「他の根拠資料」 1-1）
- 資料 14－「平成 15 年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（「他の根拠資料」 4-1）
- 資料 15－「高野山大学履修規程」別表 I（「添付資料」⑦ a）
- 資料 16－「高野山大学大学院履修規程」別表 1、2（「添付資料」⑦ a）

教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉 文学部

本学は本学の教育目的を実現するために「高野山大学履修規程」別表Ⅰ(資料1)に記された科目群を開講している。建学の精神科目、サンスクリット語、パーリ語といった古典語科目、密教学・仏教学概論、密教学・仏教学講読演習といった専門科目、および広く深い教養を培うための選択科目群を開講している。

1年次履修科目として以下の科目を設定している。「建学の精神」科目(空海の思想入門)では本学の教育理念の浸透を図っている。導入科目(日本語)では大学における教育研究へのスムーズな導入を目指している。基礎科目(現代思想・人間と宗教・釈尊伝・弘法大師伝)では、現代社会の思想的課題や人間に於ける宗教の持つ意義といった基礎的问题を扱うと共に、釈尊および弘法大師の人物像を介して仏教・密教への関心を惹起するよう努めている。古典(漢文Ⅰ・Ⅱ)では、弘法大師の著作を中心とする古典読解能力の育成に努めている。国際化社会の現状を踏まえ、全新入生に英語を必修として課している。

2年次の履修科目として、語学科目(英語Ⅱ)・講義Ⅰ(密教学概論Ⅰ・Ⅱ、仏教学概論Ⅰ・Ⅱ、密教史概説Ⅰ・Ⅱ、仏教史概説Ⅰ・Ⅱ)・2回生講読(祖典講読Ⅰ・Ⅱ)といった概論的科目群を必修指定し、専門的知識の基礎を教授している。

3年次の履修科目には、3回生講読(祖典講読Ⅲ・Ⅳ)・講読演習(密教学講読演習・仏教学講読演習・真言密教講読演習)・講義Ⅱ(密教学特殊講義・仏教学特殊講義・真言密教特殊講義)・演習Ⅰ(密教学演習)を指定し、専門知識のさらに進んだ学習を可能としている。

4年次の履修科目はこれまでの学習を総括する意味で、講読演習(密教学講読演習・仏教学講読演習・真言密教講読演習)・講義Ⅱ(密教学特殊講義・仏教学特殊講義・真言密教特殊講義)・演習Ⅱ(密教学演習)・卒業論文を課している。

また選択科目として密教学科科目・総合科目・企画科目・語学科目・健康実技・普通科目・教学実習科目・教育職員免許状関係科目・書道師範関係科目・社会福祉主事関係科目を開設している。

本学の特長を活かした宗教教育としては、祖典講読、梵字悉曇、法式、声明、布教、常用經典などの実修科目があり、企画科目として、仏教藝術(仏教彫刻、仏画)、伝統文化(芸能、茶道)、宗教芸能(詠歌、舞踊)などが各年次において履修可能となっている。さらに、書道師範関連科目としての漢字、かな、篆刻なども学生に喜ばれる選択科目となっている。

なお平成22年度に募集停止したスピリチュアルケア学科にはスピリチュアルケアコースおよび臨床心理・福祉コースがおかれ、それぞれの必修科目は以下のとおりである。

	スピリチュアルケアコース	臨床心理・福祉コース
1年次	スピリチュアルケア入門・理論 スピリチュアルケア基礎 スピリチュアルケア援助論 I スピリチュアルケア援助論 II	心理統計学入門 心理統計学 心理学 I 心理学 II
2年次	スピリチュアルケア概論 I スピリチュアルケア概論 II 仏教心論 スピリチュアルケア援助論 III スピリチュアルケア援助論 IV スピリチュアルケア講読演習 I スピリチュアルケア講読演習 II	臨床心理学基礎実験 A 臨床心理学基礎実験 B 老人福祉論 I 老人福祉論 II 児童福祉論 I 児童福祉論 II 障害者福祉論 I 障害者福祉論 II
3年次	スピリチュアルケア援助論 V スピリチュアルケア援助論 VI スピリチュアルケア演習 I スピリチュアルケア臨地実習 I	臨床心理テスト実習 I 臨床心理テスト II 臨床心理学演習 I 社会福祉原論 I 社会福祉原論 II 地域福祉論 I 地域福祉論 II 介護概論 I 介護福祉論 II
4年次	スピリチュアルケア援助論 VII スピリチュアルケア援助論 VIII スピリチュアルケア演習 II スピリチュアルケア臨地実習 II 卒業論文	臨床心理学演習 II 社会福祉演習 I 社会福祉演習 II 卒業論文

選択科目として認定心理士関連の授業では、発達心理学、集団心理学、社会心理学、学校臨床心理学、人格心理学、家族臨床心理学、深層心理学、犯罪心理学、芸術療法、メンタルヘルス概論、ストレスマネジメント、ライフサイクル論、教育心理学が選択できるよう準備されている。社会福祉関連の選択科目は社会保障論 I・II、医学一般 II（1年次）、社会福祉援助技術演習 I、社会福祉援助技術実習 I、社会福祉援助技術現場実習指導、社会福祉援助技術論 I（2年次）、社会福祉援助技術論 II、社会福祉援助技術演習 II、社会福祉援助技術現場実習 II、公的扶助論 I、公的扶助論 II（3年次）が選択できるように準備されている。

〈2〉 文学研究科

授業科目および単位数については、上記の教育課程の編成・実施方針に基づいて、「高野山大学大学院履修規程」第3条（資料2）に次のように規定されている。

高野山大学大学院履修規程 第3条

修士課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、主要科目 12 単位を含め 30 単位以上を別表 1 により修得しなければならない。

2 博士後期課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、各専攻指定の特殊演習を含め 12 単位以上を別表 1 により修得しなければならない。

修士課程においては「高野山大学大学院履修規程」別表 1（資料 2）に見られるように授業科目を基礎科目、主要科目、関連科目、共通科目の四つに分類して、博士前期課程コース・社会人コース・僧侶コースの 3 コースに沿った体系的な編制を行っている。

通信教育課程については、「高野山大学大学院通信教育規程」別表 1 に見られるように、基礎科目、主要科目、関連科目、共通科目の四つに分類して編成されている。なお、通信教育の特性を考え、TR 履修（テキストによる授業）、SE 履修（スクーリング授業と筆記試験による単位認定）、SR 履修（スクーリング授業とレポート試験による単位認定）、TS 履修（テキストと面接授業の併用）等の授業方法を採用している（資料 3）。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉文学部

前述したように、平成 22 年 4 月をもって本学は密教学科一学科に統合された。建学の精神ともなっている弘法大師の構築した真言密教の理論と実践を中心として、本学の学位授与方針に則った学士課程教育を実現するべく、密教学科必修科目を通して、弘法大師空海の生命尊重の精神を教育する体制となっている。併せて文献読解、論文作成などの作業を通して、批判的思考力や表現力といった能力を育成するカリキュラムとなっている。また選択科目を通して、幅広い教養を身につけることができる。

募集停止とはなったが、スピリチュアルケア学科のスピリチュアルケアコースにおいては、スピリチュアルケア入門、スピリチュアルケア基礎、スピリチュアルケア概論、講読演習などに加えて現場実践に備えるための援助論が展開され、さらに臨地実習が用意されている。臨床心理・福祉コースにおいては、心理統計入門、心理学、臨床心理学基礎実験、臨床心理学テスト実習、臨床心理学演習、老人福祉論、児童福祉論、障害者福祉論、社会福祉原論、地域福祉論、介護概論、社会福祉課題演習などが用意されている。

近年の大学入学者の学力低下の傾向に対応して、高度な研究教育にスムーズに参入できるよう初年次教育にも配慮している。導入科目「日本語」では、文章読解、表現力のトレーニングを通して、卒業論文に最終的に結び付く高度な思考力と表現力の育成に努めている。この科目的教材は、担当教員グループによって作成されている（資料 4）。文章読解の課題文には、仏教・密教の入門的文章が選ばれ、密教・仏教の学習への橋渡しになることも意図されている。またこの授業の内で毎回漢字の小テストを実施し、基礎学力の充実に努めている。この漢字小テストは近現代の文学作品を基に作成され、学生が文学の世界に親しむ一助となることも期待されている。

「釈尊伝」と「弘法大師伝」では、釈尊および弘法大師の人生の軌跡を紹介することによって、人物としての釈尊、弘法大師に親しみを覚えることができるようにして、次の学習への足がかりとなるよう配慮されている。漢文Ⅰ、Ⅱでは高等学校課程の復習から始め、高等学校時代に漢文に習熟していない学生への対応を図っている。

さらに高野山真言宗の教育機関という宗門大学としての使命の下、現代人に希薄な宗教的情操ならびに宗教的意識を涵養すべく、本学では、学部・大学院共通のものとして、以下のような宗教教育を実施している。

①報恩日行事： 宗祖弘法大師が御入定された3月21日に因み、毎月21日の午前中の時間を使って、読経等による1時間ほどの法会を催し、その後で大学内外からの講師による講演を聴講し、最後に学生・教職員一同で奥の院に参拝する。講演では宗教に関する話だけでなく、薬物防止キャンペーン等、時機に応じたテーマも取り上げられてきた。

②高野山大学教職員ならびに先輩物故者追悼法会： 開校記念行事として行われてきたもので、本学の120余年の歴史において勤務された教職員や学生時代を過ごされた先輩諸氏の中すでに故人となられた方々を追悼するための行事である。2時間ほどの法会は伽藍・金堂において僧籍を有する学生と大学教職員が中心となって営まれ、その他の大学教職員ならびに学生諸氏の参列の下で行われる。開校記念日の5月1日がゴールデンウィークと重なるため、秋の学祭行事に組み入れて実施してきた。

③朝礼： 毎週月曜日から金曜日までの5日間、1時限と2時限目の授業の合間の20分を利用して実施されている。『般若心経』等の読誦の外に、校歌齊唱、専任教員による10分程度の講話がある。

④得度・授戒・加行・灌頂： これらは正式に真言宗の僧侶になるために修めなければならない四つの行位（修行の階梯）のことである。得度とは、出家して僧・尼となる剃髪式のことで、僧侶への道の出発点である。毎年6月初めに総本山金剛峯寺座主を戒師に招いて、金剛峯寺の本山広間で高野山学園の主催する集団得度式が執り行われる。授戒とは、仏門に入る者に師僧が仏道修行上の規範である戒律を授ける宗教的儀式である。集団得度式に引き続いで、直後の6月初旬から中旬にかけて実施している。また大学入学生が急増した昭和61年（1986）頃からは、大学独自で学内宗教施設の大菩提院を利用して行うようになった。授戒は1日で終わる得度式とは異なり3日を要する。授戒儀式は戒阿闍梨の指導の下に、僧分の本学教職員によって執行され、僧分の大学院生や学部生の協力も受けている。この授戒儀式の最終日に、受者は出家修行者としての正式な戒律である比丘（比丘尼）戒を授かることになる。加行と灌頂は密教独自の行体系である。加行とは、真言宗の僧侶となるのに必要な修行で、高野山では90日間かけて行われる。そのため、本学では夏休みと春休みの長期休暇に分けて実施してきた。加行では真言宗の僧侶として修得しておく必要のある基礎技能としての基本的な印契や真言を用いた瞑想法の伝授と実修が課せられる。この行を無事に成満し終えた者のみが最後に伝法を受けることができる。灌頂は大別して、結縁灌頂と伝法灌頂がある。結縁灌頂は在家者に仏縁を結ばせるためのものであり、加行を終えた修行者が受けるのが伝法灌頂である。伝法灌頂は、修行者が仏位に登り、法王の職位に就くことのできる阿闍梨位となる儀式であり、正式に真言宗の僧侶として認められることを意味する。本学では、夏季加行を終えた後の10月から11月に掛けての秋口に実施している。以上の得度・授戒・加行・

滝頂のうちで運営に長期間を要する加行については、平成 22 年度入学生から、原則として大学での集団加行は実施しないことになった。近年の高野山内における加行実修者の減少と大学入学生の減少に伴い、山内各所で実施されてきた集団加行の合理化が図られた結果である。ただし、平成 21 年度以前の入学生、および女子学生と山内指定機関での入所年齢を超えた男子学生については、経過処置として当面引き続いて本学・大菩提院において加行実修を受け入れることにしている。

⑤伝統教学復興プロジェクト： 真言宗の伝統的な真言宗学の維持と発展という課題に対して本学が中心的な役割を担わなければならないという意識の下に、本学創立 120 周年記念事業の一環として、平成 16 年度より始められた事業である。真言宗では伝統的に面授という方法で教えが受け伝えられてきた。その様式には伝授、講伝、講義の三種がある。このプロジェクトでは、本学に在学中の学部生・大学院生はもとより、本学卒業生や真言宗寺院師弟の学外者を対象に、講伝と伝授を中心として伝統教学の復興が試みられている。こうした伝統的な宗学教育を受ける資格として真言宗の弟子としての修行を終えた已滝頂者であることが求められるにもかかわらず、毎年 200 名を超える受者があり、その多くは学外者で占められている。真言宗という枠内に限定されてはいるものの、本学の宗門大学としての社会的役割の一端を示す事業にもなりつつある（資料 5 参照）。

〈2〉 文学研究科

本学大学院はその教育目標を実現するために、学習内容として、基礎科目・主要科目・関連科目・共通科目を設けて、多様かつ専門的な教育が適切に実施されている。

修士課程（博士前期課程コース、社会人コース、僧侶コース）では、3 コース共通の基礎科目と共通科目を中心とした授業の外に、各コースの特性に沿った教育内容を提供している。博士前期課程コースでは、特に主要科目の演習と講読を通じて、より専門的な研究に進むことを目的として原典や古典の読解力の養成に力点が置かれている。また、社会人コース・僧侶コースでは、基礎科目（「密教学講義」「仏教学講義」「インド学講義」「祖典演習」各 2 単位）合計 6 単位の履修を義務付けている他、修士論文作成に向けた一年間の個別指導を内容とする課題演習を特に設けて配慮している。僧侶コースでは、これに加えて、さらに事相研究 I・II を通じて、真言宗の僧侶として必要な密教の実践面に関する専門知識と技能の修得を課している（資料 2 参照）。

通信教育課程には社会人のニーズに応える意味で、「四国遍路実習」「阿字観瞑想法」「ホスピスと援助論」「空海の著作を読む」といった科目を展開している。通信制を利用してリカレント教育を受ける卒業生を想定し、「寺院経営と法律」「現代布教論」といった科目も開講されている（資料 3）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 文学部

短期間に学科の改変が繰り返される状況下にありながらも、専門教育に必要な授業は習熟度によって順次性をもって体系的に配置されている。独自の宗教教育を実現するために多様な取り組みを実施している。また宗教教育の一環としての仏教藝術(仏教彫刻、仏画)、伝統文化(芸能、茶道)、宗教芸能(詠歌、舞踊)など、書道師範関連科目としての漢字、かな、篆刻なども学生に喜ばれる本学独特の教養教育となっている(資料6)。

入学生の学力低下が目立ってきたこの数年は、新入生向け科目「日本語」のような様々な初年次教育の工夫が重ねられていることは評価に値する(資料7)。

〈2〉 文学研究科

本研究科では、現状説明において報告したとおり、基礎科目・主要科目・関連科目・共通科目を設けて、密教・仏教に関する多様かつ専門的な教育が適切に実施されている(資料8)。

②改善すべき事項

〈1〉 文学部

密教学科の三領域への展開は自然な方向性として理解できるが、それぞれの領域の教育プロセスが十分に検討されていない。

〈2〉 文学研究科

通信教育課程にはそれまで密教・仏教を専門的に学習をしてこなかった学生が入学してくるケースが多い。しかし、こうした学生に対して学部相当知識を準備させるための大学院向けの初年次教育がまだ十分に整えられていない。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学のカリキュラムは、文学部・文学研究科とともに、密教・仏教を体系的に教授するものとなっている。しかしこの伝統を現代社会に活かすためには、さらなる工夫が続けられなければならない。社会福祉やスピリチュアルケアといった学科を持った経験を今後の教育課程や授業科目にどのように活かしてゆくかに関して長期的なビジョンと学生の視点に立った検討がなされるべきである。そのようにして、密教学科に特化した教育を通じて、歴史的事実として現在も発展し、広がりをみせている密教文化を学ぶ教育システムの充実が望ましい。現在密教学科には三つの領域が設定されているので、この三領域の特性を活かし、それらの連携の下に上記課題に応えることを目指すべきである。具体的には、三領域の教育プロセスの設計において、発展し広がり続ける密教文化を教授する体制の実現を図る。一例を挙げるならば、密教に基づくスピリチュアルケアの追究のように、密教学科の中にスピリチュアルケア領域が設定されていることを積極的に活用する道を探るべきである。

また、こうした教育内容が国際的に通用するプログラムであるかどうかをチェックする新たな視点を導入する必要がある。そのためには、密教学科会議等における各領域の専門教員間での積極的な話し合いを推進してゆかねばならない。

②改善方策

現在の密教学科の三領域それぞれの教育プロセスを明確にするために、教務委員会を中心にカリキュラムマップを作成することを提案する。カリキュラムマップは、それぞれの科目が教育課程上で占める位置と意義を示し、最終的な修学目標に到達するためにそれぞれの科目でどのような能力を習得しなければならないかを明確にする。それを丁寧な履修指導を通して学生に周知し、学生がはっきりした目的意識をもって修学できるよう配慮すべきである。

また、十分な知識のないまま大学院に進学した学生のための大学院版の初年度教育を考案するべきである。とくに空海の著作を読解するために必須の漢文力を養成する準備授業は早急に設定するべきである。

4. 根拠資料

資料1－「高野山大学履修規程」別表I（「添付資料」⑦a）

資料2－「高野山大学大学院履修規程」第3条、別表1（「添付資料」⑦a）

資料3－「高野山大学大学院通信教育規程」別表1、2（「添付資料」⑦a）

資料4－『日本語』（「その他の根拠資料」4-2）

資料5－「高野山大学伝統教学復興プロジェクト関係資料」（「その他の根拠資料」4-3）

資料6－「高野山大学履修規程」別表I（「添付資料」⑦a）

資料7－『日本語』（「その他の根拠資料」4-2）

資料8－「高野山大学大学院履修規程」第3条、別表1（「添付資料」⑦a）

教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉 文学部

本学は、評価基準1で述べられた本学の教育理念・目的を具現化するため、弘法大師空海の思想を中心とする密教・仏教に関する基礎的知識を教授し、それに基づく論理的思考力や問題解決力を含めた総合的能力の育成を目指している。様々な講義科目を通して、密教・仏教についての基礎的知識を学習し、古典の講読を中心とした講読・演習科目を通して文章読解力・論理的思考力の育成を図っている。そして、全カリキュラムを締めくくるものとして卒業論文を作成させ、体系的に学んだ専門的知識と方法論に基づく新たな成果を創造する能力の育成を期している。

学生に対しては毎年度初めに新入生対象のオリエンテーションと在学生対象のオリエンテーションとを開催し、履修指導を行っている。さらに履修指導は教務係の窓口でも個別的に行われている。また「高野山大学履修要項」（資料1）には、「2. 単位制について」という項目があり、「大学設置基準」第21条に基づいた単位制の説明がなされ、学生に周知されている。

本学では単位制の実質化を明確にするため、平成22年度より、一部の例外を除いて、学生が1年間に履修できる単位数の上限を44単位と定めている（資料1）。1年間の授業期間は、定期試験・補講期間・集中講義期間を含めて35週程度である。

本学の1学年は前期・後期に分かれており、各学期17週程度の授業期間を設けている。ただし、特殊な授業内容のもの（例えば「篆刻」）や非常勤講師の通勤が困難な場合などには、夏季休業期間の集中講義とすることがある。

本学の在籍学生数は、総数にして約200人（資料2）であり、極端に多数の学生が一つの授業に集中することはない。

授業の方法としては、講義・演習を主としている。ほかに、以下に示す科目等においては、それぞれの特徴に応じて、実習・実技など多様な形態をとっている。

外国語・書道・体育・教職科目・総合科目（子ども交流）・企画科目（芸能・茶道・華道・詠歌・舞踊・巡礼・ボランティアなど年度により異なる）

また、総合科目・企画科目・情報処理においては、パソコン、デジタルカメラやビデオが利用されている（『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』資料3）。さらに、文部科学省による「戦略的大学連携支援事業」の助成を受けて情報機器を整備できたこともあり、「コンソーシアム和歌山」（評価基準8参照）を基盤とした単位互換授業の環境面が充実しつつある。そこでは、相互に他大学の授業を受講して単位互換ができるほか、TV回線や電子黒板を利用して、遠隔地にある複数の大学間で相互に応答できる形態の授業が行われており、自校にいながら他校の講義を受講できる科目がある。本学が提供する単位互換科目は、教務委員会で決定される。「コンソーシアム和歌山」を構成する6つの

教育機関の単位互換科目は、『戦略的大学連携支援事業 単位互換 募集案内』（資料4）という小冊子にまとめられて教務課に置かれ、受講希望者の閲覧に供している。

学生の主体的参加を促す意味で、多くの演習科目が開講されており、その多くにおいては学生による報告を中心に担当教員の指導のもと学生同士の討論が重視されている。特に卒業論文作成のための演習（ゼミ）は原則として同一の教員が主宰するゼミに三年次、四年次の二年間所属し、個別的で丁寧な指導を受ける体制が取られている。これは人文科学の領域における思考法の習得には「師に就く」という体験が重要であるからである。

また、スピリチュアルケアに関する科目では、講義・講読演習・心理学基礎実験・心理テスト実習・援助論・臨地実習などの多様な授業形態が展開されている。特に援助論では、構成的エンカウンターグループ方式による体験学習や瞑想的注意力の訓練法などを用いた多様なアプローチが工夫されている。臨地実習では保育園・幼稚園、老人施設、自立支援施設あるいは病院において、現場体験を通して自らの生育歴を振り返る作業が行われ、カウンセリングを通してスピリチュアルな視点を身につける機会が提供されている。また、ビデオやDVDなどの視覚情報をを利用して臨床現場における学びを助ける努力もなされている。

〈2〉 文学研究科

本学大学院への入学者は指導教員ならびに研究題目を決定し、届け出なければならない。また毎年度2月末までに指導教員へ研究題目に基づく研究報告書を提出することを義務付けられている（資料5）。

入学時・進級時には学部と同様にオリエンテーションを開き、履修指導を行っている。

授業形式は主に演習形式のものと講義形式のものからなるが、修士課程のうち社会人コースと僧侶コースは密教学や仏教学を専攻していなかった他大学からの進学者が多いことを考慮して、2年目以降に修士論文作成のための課題演習を課している。なお博士後期課程でも、専門分野での研究業績の向上に資するため指導教員による一対一の特別演習を課している。

通信教育課程においては、テキストの自宅自習によるレポート試験の外に、夏期と秋期のスクーリング授業によるレポート試験あるいは筆記試験を実施し、それらの単位認定を通して研究指導を行っている。また修士論文については、入学時に通信生は研究題目もしくは研究分野を決定し、届け出なければならない。指導教員は通信生の希望に沿って、また教員の専門分野を考慮して決定される。通信生は、その後、面接や紙面での指導を受けながら、研究計画書の提出・草稿作成許可・草稿提出・清書許可・清書論文提出・口述試問という過程を経ることになっている（資料6）。通信生には、草稿作成許可を受けた後、清書許可を得るまでの間に、本学開催の研究発表会において口頭による研究発表を行うことが義務づけられている。研究発表会は毎年春期と夏期の二期開催している。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 文学部

本学では、教務委員会の監修により、『高野山大学 講義概要・授業計画』を毎年作成し、学生に配布している。記載事項は「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「授業計画」「テキスト」「参考書・参考資料等」「学生に対する評価」「その他」である。授業計画や成績評価基準が明示されており、授業はこれに則って行われる。

スピリチュアルケアに関する科目などの実践を重視する一部の授業では、学生の能力や達成度に応じて体験的に進まなければならない内容があるために、シラバスで示された計画の順序が変更される場合もあるが、その都度学生に説明がなされている。スピリチュアルケアに限らず、学生の主体的参加によって進行してゆく演習形式の授業なども同様である。

〈2〉 文学研究科

本大学院では、通学制、通信制とともに、原則として半期 15 回の授業回数を目安にしたシラバス（『高野山大学大学院・文学研究科 講義概要・授業計画 平成 22 年度』資料 7）を作成し、それに沿って授業展開をするよう、授業担当者に指示し実行している。記載事項は学部と同じである。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 文学部

試験に際しては、「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」（資料 8）が設けられている。その第 3 条に「当該科目の年度授業実数の 3 分の 1 を超えて欠席した者」は受験資格を失うと規定している。したがって、学生は当該授業の授業実数の 3 分の 2 以上の出席をしたうえで、試験またはレポートによって単位認定を受けるのが、主たる単位認定の方法である。

評価方法・評価基準については、『高野山大学 講義概要・授業計画』「学生に対する評価」において、全科目について担当者毎に明示されている。

単位制度の趣旨に基づき、学生の授業時間外の学習の便を図る目的で、『高野山大学 講義概要・授業計画』には「テキスト」「参考書・参考資料等」が明示されている。さらに、いくつかの授業では、授業外学習のための課題を課し、それを成績評価に反映させている。ただし、すべての授業に関してこのことが徹底されているわけではない。

上述した「コンソーシアム和歌山」（評価基準 8 参照）を構成する教育機関間では、単位互換が可能であり、他大学における成績評価をもって、本大学の履修単位として認めている。

編入生に対しては、上限を 60 単位として、他大学における既修得単位を本学の単位として認める場合があると「高野山大学履修要項」（資料 1）に記載されている。その際には、個々の既修得単位科目と本学の科目とを教務課で事務的に照合し、その提案に基づく教務委員会での審議を経た後、単位認定している。また、併設校である高野山高校宗教科の卒業生に対しては、「常用經典」・「声明」について、評定値 4.0 以上の者には単位認定し、その他の者には面接試験に合格すれば単位認定している。高野山内にある僧侶養成機関で

ある専修学院・尼僧学院の修了者に対しても、「常用經典」・「声明」を同じく単位認定している。

〈2〉 文学研究科

本学大学院では、「大学院に関する試験並びに試験実施規程」第17、18、19条（資料9）に基づいて、成績評価と単位認定が適切に行われている。ただし、試験方法は、授業参加度等の要素を加えられることもあり、授業担当者によって異なる。

通信課程における試験は「高野山大学大学院通信教育規程」第13、14、15条に定められている（資料10）。TR履修においては予めレポートによって内容理解を確認した上で、筆記試験を実施し、単位を認定している。SE履修、SR履修においては、スクーリング授業において対面的に理解度を確認した上で、筆記試験亦はレポート試験で単位を認定している。

なお京都宗教系大学院連合が実施している単位互換制度に基づいて、本学は他大学大学院における履修単位を本学大学院の単位として認定している（資料11）。

（4） 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 文学部

毎年、前期開講科目については前期末に、後期開講科目・通年科目は後期末に、学生に対する授業評価アンケート（無記名）を実施している（資料12）。非常勤講師を含む全教員にアンケートを依頼し、結果については統計処理を施し、参考データとして各教員に配布している。アンケート原本には自由記述欄を設けてあるので、集計後には各授業担当者に返却している（資料13）。

平成20年度・21年度において、教員相互の参観授業を実施した。参観後はアンケートに記入し、後日、授業改善研究会を実施した（資料14）。

〈2〉 文学研究科

本大学院では、大学院生による定期的な研究発表会を月一回の割合で実施し、学生の研究の進展状況を確認している。また教育内容・方法については、大学院委員会を通じて随時意見交換が行われてきた。また、FD活動の一環として、学生に対する授業評価アンケートを学部と共に実施してきた（資料15）。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉 文学部

本学は全学生に卒業論文の作成を課している。小規模大学の特性を活かし、卒業論文の作成に関し、丁寧な個別指導を行っている。卒業論文作成を通じて学生はそれまでに学ん

だ知識を体系化し、総合的に問題を解決し、新たな価値の創造につなげてゆく能力を培っている（資料16）。

「コンソーシアム和歌山」による単位互換授業は、自校では開講されない内容の授業を受講できたり、各校の特色ある授業を配信できたりするなど、学生の学習機会を増し、授業の幅を広げるという点で評価できよう（評価基準8参照）。

〈文学研究科〉

京都宗教系大学院連合による単位互換授業は、自校では開講されない内容の授業を受講でき、大学院生の学習機会を増し、授業の幅を広げるという点で評価できよう（評価基準8参照）。

②改善すべき事項

〈1〉 文学部

本学では、入学希望者が全員入学する状況にあり、学生の学力低下が続いている。そのため、講義・演習についてゆくことの困難な学生が増加傾向にある。学生の主体的な授業参加もまた難しくなっている。個別の教員による教育方法の工夫はなされているものの、組織的な対応は決して十分ではない。『高野山大学 講義概要・授業計画』を事前に読んでいる学生も多いとは言えず、様々な面で、指導体制の強化が必要である。

「学生に対する評価」が明示されてはいるものの、内容が不十分なものも時に見られる。例えば、「出席状況と授業態度、前期後期試験を加味して行う」、「出席率と授業に対する熱心さと学期末のレポートで総合的に判断する」など、評価基準としての客観性に乏しい記述がある。

「コンソーシアム和歌山」（基準8参照）による単位互換授業は、遠隔地にある他大学へ本学から通うこと、他大学から本学へ通うこと、日常的には非常に難しく、受講生は少ない。また、TV授業についても、大学ごとに始業・終業時間が異なる、必修科目と時間が重なる、学事日程の差異など、必ずしも学生の希望に沿える状況にはなっていない。

FD活動については、人員や予算の不足のため、迅速な対応が十分にはできていない。また、少人数の授業におけるアンケートは統計学的に資料としての価値が乏しいという、教員からの意見が常にある。参観授業については参観者が少なく、実質的に有効であったとは言えない。

〈2〉 文学研究科

通信教育課程においては教員と学生との間のフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションがどうしても不足しがちであり、教師と学生との間の人間関係によって培われる研究姿勢の涵養が重要となる人文学的分野の研究指導には特別な工夫が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

平成 22 年度入学生から適用されるカリキュラムは、その順次性に期待できるものと考えている。学生の学力が学年を追うごとに上がるような、文学部全体の年次計画を策定している。また、本学は小規模大学ならではの細やかな教育指導を特長としている。この特長をさらに伸長させるために、教員は現行のオフィス・アワーを有効活用した個別指導に、より一層努め、学生への対応を粘り強くしなければならない。

また、コンソーシアム和歌山、京都宗教系大学院連合による他の教育機関との連携もさらに進め、学生・大学院生が多様な教育を享受できるよう体制を整えるべきである。

②改善方策

実質的な大学全入時代を迎えるにあたり、低学力者への対応、特に初年次教育をさらに充実しなければならない。そのための具体的な提案を以下に記す。

『高野山大学 講義概要・授業計画』を読んで授業に臨むよう、年度初めのガイダンスにおいて、より丁寧な指導が必要である。

そのためにも、例えば仏教・密教の用語解説など、大学の講義を受けるために必須の知識をまとめた小冊子を作成し、学生に配布・教授する。その内容については、卒業年次に試験を課し、合格することを卒業の要件として盛り込むことなども具体化する必要がある。

日々の受講に困難を感じる学生のために、気軽に入室できるようなサロン風の学習支援室を設ける。支援室には、大学院生を TA (Teaching Assistant) として常に待機させ、補習体制を整える。TA には報告書を提出させ、何がどのように理解できていないかについて、教員が把握し、授業の改善に即応できるようにする。

多くの大学で既に導入されている GPA (Grade Point Average) を、本学はまだ整備していない。一方、取得単位が不足する者への履修指導や、奨学金受給者を決定する際に評点平均値を参考にしたり、教育実習への参加資格として評点を利用したりするなど、既に GPA に準ずる制度を本学は有している。これらを GPA 制度として整備することは容易であろう。また、学生は自分の GPA によって、授業に対する自己評価を客観的に知ることができよう。

FD 活動は、教育内容および方法を文学部として組織的に改善するために活用しなければならない。本学は学科会議において授業内容の相互検討を行うなど、教育内容の組織的な改善に努めているが、その成果を相互に評価し、その結果を改善につなげてゆく仕組みにおいて、なお不十分である。FD 活動の統括は教務委員会における FD 担当委員が担っているが、その数も十分ではなく、専従の事務職員もいない。しかし、本学は教育職員 20 名の小規模大学であるため、FD 活動も担当委員だけで行うのではなく、教育職員が全員参加する体制で取り組まれることが望ましい。教務委員会・学科会議等において、教育成果の確認に努めるとともに、FD マップを策定し、組織的な FD 活動が円滑に行われるよう、その環境を整備することも必要である。独自に FD マップを作成することが困難であっても、他大学で作成されたものをモデルとして利用し、本学の実態に合わせてアレンジすることは可能であろう。

授業アンケートは、十分に活用されているとは言えない。その集計結果や自由記述欄への意見に基づき、授業改善計画を教員が策定し、相互に評価しあうような制度もあることが好ましい。アンケートの質問事項も、本学の実情に即した内容に変更する必要がある。

大学院の通信教育課程に関しては、インターネットなどを活用したコミュニケーションをさらに活用し、教師と学生との間の密な関係の構築に役立てるなどの方策を検討する必要がある。

4. 根拠資料

- 資料1－「高野山大学履修要項」（『高野山大学要覧 平成22年度』所収、「添付資料」③a）
- 資料2－「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数（基礎データ表4）」
- 資料3－『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』（「添付資料」③b）
- 資料4－『戦略的大学連携支援事業 単位互換 募集案内』（「その他の根拠資料」4-4）
- 資料5－「高野山大学大学院履修規程」（「添付資料」⑦a）
- 資料6－『高野山大学大学院文学研究科修士課程密教学専攻（通信教育課程）修学の手引き2010』（「添付資料」③a）
- 資料7－『高野山大学大学院・文学研究科 講義概要・授業計画 平成22年度』（「添付資料」③b）
- 資料8－「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」（「添付資料」⑦a）
- 資料9－「大学院に関する試験並びに試験実施規程」第17、18、19条（「添付資料」⑦a）
- 資料10－「高野山大学大学院通信教育規程」第13、14、15条（「添付資料」⑦a）
- 資料11－「京都宗教系大学院連合関係資料」（「その他の根拠資料」4-5）
- 資料12－「授業アンケート調査票（学部）」（「その他の根拠資料」3-2）
- 資料13－「授業アンケート集計結果」（「その他の根拠資料」4-6）
- 資料14－「参観授業アンケート」（「その他の根拠資料」3-4）
- 資料15－「授業アンケート調査票（大学院）」（「その他の根拠資料」3-3）
- 資料16－「高野山大学履修規程」（「添付資料」⑦a）

成果

1. 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉 文学部

文学部の教育目的は「高野山大学履修規程」（資料1）に、各科目の教育目標は『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』（資料2）「授業の到達目標及びテーマ」に、それぞれ明示されている。人文学的分野においては、単なる知識の伝授にとどまらず、教員と学生との間の人格的関係を通した思考態度・方法の伝授が大きな比重を占める。特に、密教・仏教においては師から弟子への相伝が非常に重視される。本学における密教・仏教教育はその伝統に根差し、少人数の授業においては、個々の学生の成長や教育成果を、担当教員が各学生との人格的関係に基づいて個々に観察することができる。そのうえで、各種の試験（レポートを含む）によって成績評価をしている。

〈2〉 文学研究科

本大学院では、修士課程修了者（通信教育課程を含む）と博士後期課程修了者を併せて、毎年20名程度の学位授与者を出している（資料3）。

修士論文あるいは博士論文の作成過程においては、特定のテーマに沿って当初から研究に取り組むため、専門的知識の修得という点で目に見えて進歩の跡が確認できることが多い。特に通信教育課程においては、広く社会人に門戸を開いている関係上、密教の現代的な意義など、専門の研究者とは異なる視点からの論文がしばしば提出され、現代社会に対応すべき密教の可能性を広げている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉 文学部

「高野山大学履修規程」第3条（資料1）に、次のとおり規定され公表されている。

卒業に必要な授業科目及び単位数は必修科目78単位、選択科目52単位、合計130単位以上を別表Iにより修得しなければならない。

また本学では、一部の例外を除いて、学生が1年間に履修できる単位数の上限を44単位と定めている（「高野山大学履修要項」資料4）。卒業論文は、主査（指導教員）と副査による口頭試問形式の最終試験と学科会議を経て、卒業論文審査報告会を開催し、評点を決定している。さらに卒業判定のための教授会において各学生の修得単位を確認した上で卒業認定を行い、学士の学位を授与している。

なお、「高野山大学学則」第27条（資料5）には、以下の通り規定されている。

4年以上在学し所定の授業科目を履修し、所定の単位を取得した者に卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

したがって、本学では3年修了時の学生に対して卒業を認めることはない。

〈2〉文学研究科

学位授与の要件については、「高野山大学大学院学則」第11、12、13条（資料6）、および「高野山大学学位規程」第4条および第5条（資料7）に規定されており、これに従って学位授与が行われている。

現在、本学大学院では課程博士論文提出資格の有効期限を博士課程在学中、および提出資格認定後3年目の9月までとしている（資料8）。本来ならば、博士前期課程での2年間の成果と博士後期課程3年間の成果を最終的にまとめて提出するというのが望ましいが、実際には博士後期課程の3年次までにまとめることは難しい。そのため、博士後期課程の最終年次である3年目の4月末までに「課程博士論文提出資格申請書」を提出させるようにし、同年6月末までに口述試問を実施し、提出資格を認定された場合は、提出資格認定後3年目の9月までを論文提出の有効期限としている。その際、これまで提出資格認定を受けた者も博士課程を単位取得退学とし、提出までの期間、多くの場合は密教文化研究所の受託研究員として受け入れてきた。

通信課程の学位授与要件は、「高野山大学大学院通信教育規程」第18、19、20、21、22条に定めている（資料9）。2年以上在学し、所定数以上の単位を修得し、必要な研究指導を受け、研究発表を行い、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した者に学位授与している。ただし、四国遍路をテーマにした場合のように、論文に代えた研究成果の提出を認めている場合がある。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉文学部

毎年コンスタントに僧侶の資格を取得する者がいる。本学設立の経緯に鑑みて、高野山上の僧侶育成機関、あるいは全国各地の寺院などとの協力に基づき、僧侶としての十分な見識を備えた「学僧」を育てることは、本学の第一義的な使命である。なお平成20年度から、山内僧侶育成機関による協議会が発足し、宗団全体として僧侶の養成に関して議論が行われるようになった。

〈2〉文学研究科

本学大学院は、博士（仏教学）の学位を3名に、本学大学院のみが授与する学位である博士（密教学）の学位を10名に授与し、斯学の発展に大きく貢献している（資料10）。

②改善すべき事項

〈1〉文学部

全ての科目に適用できるような、統一された評価指標が、本学にはない。

学生の自己評価を問う機会の一つに、授業アンケートがある。そこでは、出席率、授業外の学習時間、達成感などを問うているが、それを活用してよりよい学習態度につなげるような方策はとられていない。

卒業後の評価については、卒業生と個人的なつながりを維持している教員が、個別に把握している。それは、小規模大学ならではの特長であるものの、大学全体の組織的な情報収集に展開しないという欠点がある。

近年、学力低下の傾向にともなって、卒業論文の執筆が困難な学生が増加しつつある。

「学僧」を育てることは、真言宗団における本学の重要な役割である。しかし、どのような僧侶が宗団にとって有意義な人物であるかということは、必ずしも明確でない。学生自身に問うても、「立派な僧侶」「父母のような僧侶」という、漠然とした目標設定しか持っていないことが多い。

〈2〉文学研究科

課程博士論文の提出の有効期限について、現状では大学院にもはや在籍していない者にも論文提出を認めている。これは課程博士の趣旨から言って、好ましいこととは言えない。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

卒業論文については、これまで丁寧な個別指導をしてきた。しかし学生の学力低下が続き、今までの手法では対応しきれなくなっている。4回生全員を対象とした論文指導会への出席率の低下、卒業論文の提出率の低下も、それを物語っている。しかし、教員一人が論文指導に費やせる時間は限られている。方策として考えられるのは、文学部の教員による総がかりの体制をとることであろう。指導教員とともに、チーム・ティーチングによって複数の教員が論文指導に当たる。仮に専門分野でなくとも、論文の書式を整えたり、一般的な論文作成方法を紹介したりすることはできよう。異分野の教員の意見を聞くことで、思わぬ効果があるかもしれない。副指導教員は一人でも複数でも良いだろう。指導教員と固定したチームを組んでも良いし、学生の希望を聞くのも一案である。同時に、卒業論文というものについて、学年を追うごとに关心を持たせ、意識を高めるカリキュラムの作成が必要である。

平成22年度より3、4年次に同一の教員による卒業論文指導を受ける指導体制を実施しており、個別的で丁寧な指導に基づく論文指導と単位認定がなされることとなった。

平成22年度より、1年間に履修できる単位の制限を始め、取得単位数の少ない学生に対しては履修指導をすることになっている。この履修指導は、初年度のためいまだ実行するには至っていないが、功を奏することが期待される。

②改善方策

カリキュラム・マップを作成し、その科目を受講することによってどのようなスキルが身につくかを明示する。これによって、教員はシラバス作成時の教育目標・評価指標を明確にでき、学生は受講登録時の目標設定、受講後の自己評価の指標とすることができる。シラバスについては、授業内容の重複・偏りの是正にとどまらず、教育目標、教育方法、試験問題などが適切かどうか、教員相互に批評する機会を設けると有効であろう。

卒業生については、卒業後の追跡調査をする必要があろう。まずは、卒業生本人や学資出資者からの率直な意見を聞かなければならない。郵便・電話やインターネットを介した手段など、いずれが現実的に有効であるか、これから検討課題である。さらに、就職先との関係を深め、卒業生の評価を得る必要があるが、これについても学内の合意を得て、問題意識を共有することが早急の課題である。

「学僧」を育てるということは、大学だけの問題でなく、併設の高等学校等をも含めた、高野山学園としての問題であり、真言宗に關係する僧侶育成機関全体の問題でもある。総本山金剛峯寺や全国の真言宗寺院が、どのような僧侶を必要とし、理想としているのか、明確な意思を示し、高野山学園に対して、具体的な教養の内容を伝える機会を作ることを希望する。大学としては、それらの教養が身についていない学生には、単位認定をせず、僧侶資格の申請を認めない等の厳格な姿勢を示す必要がある。

現在、本学大学院では、博士後期課程在学中、博士論文以外の研究成果の発表等を義務づけてはいない。場合によっては全国学会での研究発表を経験せずに学位論文を提出することも出来ないわけではない。全国学会での発表については、従来は慣習的に口頭で勧められてきたに過ぎないが、こうした条件についても今後は明確に規定し、何らかの形で成文化しておく必要がある。ここに一例として案文を提案しておく。

博士論文提出の資格は、「高野山大学学位規程」第5条に定めるところのほか、原則として全国学会での口頭発表を課程在籍中に2回以上行い、修士論文によるものを含めて3篇以上の論文を学術雑誌に発表していることを要件とする。なお修士論文によるもの以外の2篇以上の論文を発表する学術雑誌は、可能な限り定評のある学界の専門誌であることが望ましい。

また現在、本学大学院では、博士論文の審査を主査1名および副査2名ないし3名によって非公開で口述試問を実施している。しかし、最近では欧米にならって公開方式を実施するところも見られるようになった。公正な審査を実施するという意味で、一般傍聴席を設けた公開方式を取り入れるかどうか、本大学院においても検討すべき課題にあがっている。

課程博士論文の提出とその指導体制については、どのように改善すべきか大学院委員会において議論、検討を進めている。

4. 根拠資料

- 資料 1－「高野山大学履修規程」（「添付資料」⑦ a）
- 資料 2－『高野山大学 講義概要・授業計画 平成 22 年度』（「添付資料」③ b）
- 資料 3－「大学院における学位授与状況」（「その他の根拠資料」4-7）
- 資料 4－「高野山大学履修要項」（『高野山大学要覧 平成 22 年度』所収、「添付資料」③ a）
- 資料 5－「高野山大学学則」第 27 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 6－「高野山大学大学院学則」第 11、12、13 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 7－「高野山大学学位規程」第 4、5 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 8－「課程博士論文提出までの指導体制と資格審査について」（「添付資料」⑦ a）
- 資料 9－「高野山大学大学院通信教育規程」第 18~22 条（「添付資料」⑦ a）
- 資料 10－「大学院における学位授与状況」（「その他の根拠資料」4-7）

5 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉 文学部

本学は、その求める学生像をアドミッション・ポリシー（資料1）としてまとめ、ホームページ上に明示している。

本学のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

本学の教育理念である「『いのち』の営みを尊び、人間と環境・文化を理解し、人間性豊かで創造性にあふれた人材を育成する」に共感し、密教・仏教の古典に学び、みずから考え方行動する高い学習意欲を持つ学生を受け入れる。

本学の基本は、真言宗僧侶および寺院後継者の育成であり、密教の教えをもとにした総合人間教育である。この真言宗の後継者育成の制度は、承和2年（835）に国家により認められている。また国家の大学令による官吏育成のシステムとは別に、あらゆる者に教育の門戸を開いた弘法大師空海の綜芸種智院（828年開設）は、世界にも類を見ない私学教育の先駆けと言うべきものであった。

その綜芸種智の精神に則り、本学は入学生に対して特別の資質や予備知識を要求せず、学ぶ意欲のあるすべての者に対して門戸を開いている。本学は、こうしたアドミッション・ポリシーを裏付けるためのカリキュラムを整備しており、仏教・密教の古典を学んでいくために必要な、原典を読み解く力を養うためのサンスクリット語、ペーリ語、チベット語、漢文といった古典語教育や、日本語作文力を訓練する初年度教育も実施している。したがって熱意さえあれば、特別な予備知識がなくとも、高等学校の課程を終えた者ならば密教・仏教を学ぶことができるようになっている。

このように本学がもとめるのはただ、本学の教育目標を理解し、熱意をもってそれを追求することだけである。本学はその教育目標をホームページにおいて公開し、これに共鳴する学生の入学を期待している。

本学は、高等学校の課程を修了し、かつ本学での学びに強い意欲をもつ学生を求めている。本学は入学者に特別な予備的知識ないし技能を要求していないので、入学に必要な予備的知識に関しては特に明示はしていないが、本学は本学に入学しようとする学生に対して弘法大師の著作をはじめとする仏教・密教の古典に学ぶ意志を堅持することを求め、そのことをアドミッション・ポリシーとして明示している。

また、障がいのある学生受け入れに対しては、昇降口へのスロープの設置、車椅子の準備など、基本的設備を整えるとともに、小規模大学の特性を生かし、個々のケースに即して対応している。何らかの障がいをもった学生の情報は、入学時に学生サポート課が集約

し、それぞれの授業担当者に対応を要求している。ただし、本学には障がいをもった学生を特別に受け入れる制度はなく、その方針を公開もしていない。

なお、本学の教育内容は人生経験を積んだ中高年層によってその意義が一層よく理解される性質のものであるので、本学は社会人向け編入学試験を実施している。

〈2〉 文学研究科

本学大学院は、真言密教の教学の伝統を基礎としながら、常に最新の学問的方法論を取り入れてきた。また、真言密教の淵源をインドに求めつつ、アジアを中心とする周辺諸地域の仏教文化との総合的な関連のもとに、真言密教のもつ精神性を着実に有機的に明らかにしてきた。さらに、密教文化の蘊奥を極めるためには、インド文化一般、インド仏教思想、チベット文化、中国や日本の仏教史など、学術的に高度な専門性を有する関連諸分野との学際的協力のもとに研究を進める必要がある（評価基準1参照）。

このような教育理念をもとに、大学院委員会を設置し、修士課程と博士課程における教育目標（資料2）に即した受け入れ方針を立てている。

密教に対する関心は人生経験を積んで始めて芽生えてくる場合が多く、社会にあって仕事をしながら密教を学びたいという需要も高い。通信教育課程はこうした需要に応える事を、「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」に教育の特色として謳っている（資料3）。

（2） 学生受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

（1） 文学部

上記のアドミッション・ポリシーに則り、学力偏重を排した入学者受け入れの体制をとっている。「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者数の推移（基礎データ表3）」（資料4）に見られるように、一般入試のほかに様々な入試を実施している。本学が実施している入試の種類とその試験科目は下記のとおりである（資料5）。

一般入試（前期、後期）、国語総合または英語ⅠⅡ、小論文

併設校推薦入試、国語、小論文、面接

指定校推薦入試、小論文、面接

寺院後継者推薦入試、小論文、面接

特定入試（書道）、書道実技、面接

特定入試（歴史文化財）、日本史、面接

公募制推薦入試、国語、小論文、面接

編入学試験（前期、後期）、小論文、面接

社会人編入学試験（前期、後期）、小論文、面接

指定校推薦入試および併設校入試では、指定高校および併設高校との信頼関係をもとに、単なる学業成績にとどまらずに高校時代の活動全般を評価するようにしている。また、寺

院後継者特別入試では真言宗寺院後継者を受け入れるとともに、書道実技を課した入試によって、三筆の一人である弘法大師空海への関心の高い学生に対する便宜を図っている。

また、書道特定入試をのぞくすべての入試において小論文を課し、受験生の学力を総合的な観点から評価するとともに、入学後の学習の中心となるレポートや論文作成にスムーズに接続するようしている。

本学はすべての入試問題を本学教授会構成員によって作成している。学長からの委託を受けた教授会構成員が作成した入試問題は学長が検討した上で採択され、入学試験に使用される。原則的に問題作成者が採点に当たり、その結果は教授会に報告されている。合否は、「高野山大学教授会規則」第3条（資料6）に定められているように教授会の専権事項として、教授会において審議・決定されている。合否は本学において掲示されるとともに、受験生に個別に連絡されている。また、本学は受験生からの要求があれば、入学試験の成績を当該受験生に対して開示する体制をとっている。

〈2〉 文学研究科

大学院設置の基本理念にそつ形で、教授会に置かれた大学院委員会において、各コース設定の基本方針に従った各年度毎に募集の要綱が策定され、各年度の予定に応じて、毎年次前期、後期の二度にわたり、公正に選抜は行われている。入試問題は大学院の授業を担当する教員の中から大学院委員会によって依頼された教員が作成し、研究科長（平成22年9月からは教務担当副学長）が検討した上で使用されている。合否は大学院委員会において審議され、教授会にも報告される。

大学院において就学するのに適した各分野における高度な知識を備え、大学院生として有意義な生活を過ごすに相応しい人格および資質を備えているかを判断するために、入学志願者の選抜に際して、次のような選抜方法を用いている。

①学力検査

修士課程・密教学専攻

博士前期課程コース	密教学 英語
社会人コース	密教基礎知識
僧侶コース	密教学（漢文読解力を含む）

修士課程・仏教学専攻

博士前期課程コース	仏教学 英語
社会人コース	仏教基礎知識
博士後期課程・密教学専攻	語学（英語）・専門科目
博士後期課程・仏教学専攻	語学（英語）・専門科目

②書類審査

修士課程・密教学専攻／仏教学専攻

履歴書・研究計画概要・成績証明書・健康診断書

博士後期課程・密教学専攻／仏教学専攻

履歴書・研究計画概要・成績証明書・健康診断書・研究業績一覧・推薦書

③面接

修士課程・博士後期課程の両課程において行う。

ただし、通信教育課程については、一次審査として、提出された課題論文を課題提出者と教務担当副学長で採点し、その採点結果が大学院委員会に報告され審査される。一次審査合格者に対して二次審査として面接を実施し、その結果を大学院委員会で審査し、合否を決定する。その結果は教授会に報告される。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉 文学部

現在、本学の入学定員は 50 名である。「全学の教員組織（基礎データ表 2）」（資料 7）に見られるように、本学は現在 20 名の教員を有しており、一人ひとりの学生を懇切に指導できる体制にある。また「校地、校舎、講義室・演習室等の面積（基礎データ表 5）」（資料 8）にあるように、校地面積も十分にある。こうした点から見れば定員は適切に設定されていると考える。ただし「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数（基礎データ表 4）」（資料 9）に見られるように、現在本学の在籍学生数は収容定員の 59 パーセントに留まっている。

これまで在籍学生比率を高めるために、どのような対策が講じられてきたかを時系列にそって報告する。

平成 15 年度に仏教学科の募集を停止し、人文学科を日本文化学科と名称変更し、本学文学部は密教学科、日本文化学科、社会福祉社会学科の三学科となった。入学定員は密教学科が 60 名、日本文化学科、社会福祉社会学科がそれぞれ 35 名で、合計 130 名であった。

しかし、平成 15 年の三学科体制スタート以来、実際の入学生が定員を充足した年度はなかった。平成 15 年は、密教学科 64 名、日本文化学科 16 名、社会福祉社会学科 30 名で、合計 110 名、平成 16 年は、密教学科 36 名、日本文化学科 10 名、社会福祉社会学科 6 名で、合計 52 名、平成 17 年は、密教学科 40 名、日本文化学科 6 名、社会福祉社会学科 15 名で、合計 61 名であり、いずれの年度も定員の半分を下回る結果となった。

本学は本学の特色を生かした新たな学科を設立することで、こうした状況を開拓しようとした。その経緯は以下のとおりである。

平成 15 年度以来、学長と三人の副学長を中心に事態が検討され、日本文化学科ならびに社会福祉社会学科は他大学との競合において本学の独自性を十分に發揮できておらず、本学に対する社会的要請と本学の学科内容との間に乖離が生じているという結論に達した。そこで、本学に対する社会の需要にこたえる新たな学科の内容を検討すべく、学長の指導の下で副学長を委員長とする新学科設立準備委員会が設けられた。この委員会では、真言密教の教えを根本におく本学の教育理念との関係から、密教・仏教の精神に基づく社会的実践として、新たにスピリチュアルケアを専攻する学科の設立が検討された。平成 16 年 10 月の教授会において、日本文化学科および社会福祉・社会学科の平成 18 年からの募集停止と、スピリチュアルケア学科の新設が審議され、平成 17 年 2 月の理事会においてこの旨の決定がなされた。平成 18 年度にスピリチュアルケア学科が新設された（資料 10、11）。

しかしながら、平成 18 年の本学の入学者数は、大学基礎データ表 3 に見られるように、密教学科 60 名、スピリチュアルケア学科 12 名で合計 72 名、平成 19 年度は密教学科 41 名、スピリチュアルケア学科 9 名で、合計 50 名、平成 20 年度は、密教学科 48 名、スピリチュアルケア学科 8 名で、合計 56 名、平成 21 年度は、密教学科 28 名、スピリチュアルケア学科 6 名で、合計 34 名であった。2 学科体制のスタート以来、定員 85 名を充足した年度はなく、入学者数は減少を続けた。また、開設年度を除き、スピリチュアルケア学科の入学生は 10 名に至らなかった。

学科としてスピリチュアルケアを教育することはわが国初の試みであるため、社会的認知も十分でないと考えられた。そこでスピリチュアルケアに関する理解を広げるための対策として、平成 18 年度から開催されている「21 世紀高野山医療フォーラム」（柳田邦男理事長）と連携し、医療の現場と密教・仏教の思想との連携の可能性を社会に訴え、また、平成 19 年からは東京で「高野山大学スピリチュアルケアセミナー」（計 6 回、平成 20 年度からは「高野山大学いのちのセミナー」と名称を変更して継続中）を開催するなど、スピリチュアルケアの社会的浸透に勤めてきた（評価基準 8 参照）。「21 世紀高野山医療フォーラム」（資料 12）、「高野山大学いのちのセミナー」（資料 13）への参加者の数は順調に増えており、スピリチュアルケアに関する認知度は少しずつ高まっていると考えられるが、スピリチュアルケア学科の入学生の増加にはつながらなかった。平成 20 年度入試の実績を受け、学長の主導の下、スピリチュアルケア学科のあり方に関する検討が開始され、平成 20 年 12 月の教授会において単独の学科としてのスピリチュアルケア学科の存続が困難であること、一方では、仏教の慈悲の精神の現代的展開としてのスピリチュアルケアの必要性に変わりはないことが確認され、平成 22 年からスピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、密教学科の中にスピリチュアルケア領域として統合することが審議・承認された（資料 14）。これを受け、平成 21 年 2 月の理事会において平成 22 年度からスピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、密教・人文・スピリチュアルケアの三領域をカバーする新密教学科の発足が審議・決定された（資料 15）。

密教学科のみの大学となり、密教の大学へと一層の特化を遂げた結果、平成 22 年度入試においては、入学定員に対する入学者数比率は、82 パーセントにまで回復した。密教学科単体で見ても、入学者数の入学定員に対する割合は、56 パーセントから 82 パーセントに回復した（資料 4、9 参照）。

〈2〉 文学研究科

定員設定については、平成 15 年（2003）度以来の設置の方針に従った定員設定がなされてはいるが、平成 18 年度来の入学者実数（資料 4、9 参照）は、當時定員割れ傾向にある。特に仏教学専攻に関しては、学部仏教学科の廃止（平成 16 年）を要因とし、次表に見るように、ここ 5 年間の入学者の入学定員に対する割合は、平均して修士課程が 22.5%、博士課程が 6.7% という状況にある。教員組織との関連から見ても、実情に応じての定員設定への改革が必要である。

修士・博士課程の入学者数

	修士課程		博士課程	
	密教学専攻 (定員13)	仏教学専攻 (定員8)	密教学専攻 (定員3)	仏教学専攻 (定員3)
2006年	13	3	3	0
2007年	14	1	6	0
2008年	8	3	5	0
2009年	4	0	1	1
2010年	7	2	2	0
	70.8%	22.5%	113.3%	6.7%

通信課程の入学定員は20名で、平成22年度は受験者数35名、入学者数31名である。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 文学部

本学における入学者受け入れ方法は、自己点検・評価基本事項検討委員会における点検において、学生受け入れ方針に則った公正かつ適切なものであるかが検討され、学長に報告されている。学長は、これを理事会に報告し、理事会にて審議されている。とくに平成19年からは、理事会機能が強化され、学生受け入れに関する事柄も恒常的に理事会により評価検討されている。入試科目、入試日程等入試全般の事項は教授会で審議され決定されている。なお定員の充足はこの7年間の継続的テーマであり、前項(3)において報告したように、断続的に様々な検討がなされている状態である。

〈2〉 文学研究科

大学院における入学者受け入れ方法は、自己点検・評価基本事項検討委員会における点検において、学生受け入れ方針に則った公正かつ適切なものであるかが検討され、学長に報告されている。大学院委員会における選抜結果は教授会にも報告され、その公正さ、適切さに関して確認されている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉 文学部

収容定員に対する在籍学数の比率に関しては、平成22年5月現在、本学の在籍学生数は収容定員の59パーセントに留まっており、依然として改善を要する状態であると評価せざ

るを得ない。ただ、既述のように、密教の大学へと一層の特化を遂げた結果、平成 22 年度入試においては、入学定員に対する入学者の比率は 82 パーセントにまで回復した（資料 16）。この傾向を維持し、さらに定員充足に向けた努力を重ねる必要がある。

〈2〉 文学研究科

わが国初の密教に関する通信制大学院は、一般社会人のこの分野に対する向学心に応えるものであり、開設以来毎年募集定員を上回る入学希望者を集めている。通信課程の入学定員は 20 名であるが、平成 22 年度受験者数は 35 名である（資料 17）。

② 改善すべき事項

〈1〉 文学部

本学のアドミッショն・ポリシーは万人に教育の機会を与えようとした弘法大師空海の理想に基づくものであり、本学の個性を反映したものと評価できる。しかし、近年密教・仏教の学びに対する動機付けが必ずしも十分でない学生の入学も目に付いており、真言宗寺院後継者の入学も減少傾向にある。この点について対策を講ずる必要がある。

本学における学びは、特別の知識・技能を前提としないものであるので、入学前に身につけておくべき知識等を明示していないことにとくに問題はない。しかし、入学後スムーズに学習を進めるための、入学前指導を行うことは検討に値する。

また、本学における学びは、その性質上、一定の人生経験を積んだ学生にこそ理解される度合いが高いことを考え、本学は社会人向け編入学試験を実施しているが、大学基礎データ表 3 にあるとおり、この入試方法を利用した入学者はない。本学においては、社会人学生は大学院へ進学するケースが多く、社会経験者に対する教育サービス提供のあり方を、大学院を含めた大学全体として考える必要がある。

本学の入学者選抜の方法は、書道特定入試以外のすべての入試において小論文を課しているところにその特徴があるが、これは本学の教育理念ならびに学生受け入れ方針に照らして適切であると考える。小論文には、執筆者の学びへの態度がおのずから現れるからである。しかし、近年の受験者数の減少によって、実質的に受験者のすべてに入学を許可する状況が続いている、入学試験が選抜としての機能を果たしていないのが現状である。この点について、改善が必要である。

〈2〉 文学研究科

現状説明においても述べたように、通学制の文学研究科は常時定員割れ傾向にある。特に仏教学専攻に関しては、入学定員の充足率のここ 5 年間の平均が、修士課程 22.5 パーセント、博士課程 6.7 パーセントという状況である。

3. 将来に向けた発展方策

① さらなる伸長方策

本学のアドミッション・ポリシーは弘法大師空海の教育理念に基づくものであり、本学の個性がよく反映されたものである。この受け入れ方針をしっかりと支えていくために、カリキュラムをさらに充実させ、学ぶ意欲のある者ならば、誰しもが密教・仏教の深い理解に無理なく接近することができるよう、体制を整える必要がある。寺院での寄宿生活や四国遍路といった本学特有の教育資源を生かした教育コンテンツを開発していくことも必要である。

また入学後の学習・研究へとスムーズに接続するために、高等学校の課程のうちでも特に歴史や、漢文・古文を含んだ国語といった科目的学習の重要性を明示して、本学を志望する高校生が高等学校における学習に対する意欲を向上させることに資するとともに、入学予定者に対して密教・仏教の啓蒙的入門書を紹介するなどの入学前指導を行い、入学後の学習・研究を実効あらしめる方策を探るべきである。

大学院の通信教育課程は、一般社会人の密教に対する知的需要を充たすものとして歓迎されている。しかし、本学が開催する生涯学習講座への参加者の数が順調な伸びを示していることからも窺えるように、一般社会においては特に修士の学位を必要とせず、ただ純粋に密教を学びたいという要求も存在する。それに応えるような、学位授与にこだわらない教育サービスの開発を進めるべきである。

②改善方策

収容定員を充足することは本学にとって文学部、文学研究科に共通する喫緊の課題である。密教学科一学科となり、密教への特化を図った結果、入学者数の向上を見たことは、本学の進むべき方向について示唆的である。密教を学びたいという強い意欲をもつ学生は本学を志望するということである。つまり、本学への志望者を増加させるためには、密教・仏教への関心を醸成する努力が第一である。そのためには、密教・仏教が僧侶を目指す者だけのものではなく、より普遍的な価値を持つものであることを社会に発信しなければならない。それが、寺院後継者以外から密教を学びたいという意欲を持つ学生を獲得する道である。それはまた寺院後継者たちが密教・仏教の魅力を再発見することにもつながるだろう。

そのためには、密教・仏教に関する本学教員の出版助成を強化するなどの必要がある。本学における研究の成果を広く社会にアピールする目的で、平成18年『高野山大学選書』全6巻が出版されたが、その後、同種の試みは途絶えている。その一方で、大学院の通信教育課程の教科書の中には、一般読者の知的関心に十分に応える内容を備えたものも多く、実際一般書籍として上梓された例も少なくない。大学として制度的にこうした流れを下支えすべきである。

また、本学の卒業生の多くは、真言宗僧侶として社会で活躍をしている。彼らの活動こそ、密教・仏教の思想を体現するものである。彼らが積極的に密教的・仏教的精神を宣揚してくれることが、本学にとって何よりの広報となる。本学は同窓会組織などを通じて卒業生とのつながりを強めるとともに、様々なリカレント教育を準備して卒業生にさらなる学びの機会を提供し、密教者としての彼らの発信力強化に協力すべきである。

他方、密教に興味を持っても、卒業後の進路に不安を感じ、本学への進学を躊躇する受験生もいる。こうした不安を解消することも、本学の課題である。密教・仏教が浮世離れした、実業的に役に立たないものであるという誤解を解消せねばならない。実際には、密教・仏教の研究のために必要なトレーニングは社会的に有用なものである。原典を読解するための語学は厳密な思考のためのトレーニングともなる。しかし、昨今の就職事情を鑑みる時、こうした基礎的能力だけでは対応することが難しくなってきていることも事実である。就職意欲を涵養し、就職活動に必要なノウハウを伝授するカリキュラムを整備し、学生の就職活動をサポートする体制を整えなければならない。

本学大学院の博士後期課程において、仏教学専攻の学生数が収容定員を満たしていない状態が続いてきた。そのため平成 22 年に大学院委員会メンバーから若干名が選ばれて、同問題に関する検討委員会が持たれた。

博士後期課程仏教学専攻の志願者が減少した主な原因としては、平成 16 年度から本学文学部仏教学科の学生募集が停止され、平成 20 年度以降には仏教学科卒業の学生で本学大学院博士前期課程（修士課程）に進学する者がいなくなったという点が挙げられる。そのような中で、平成 22 年度の博士後期課程仏教学専攻は、収容定員が 9 名（一学年 3 名）であるのに対して、在籍学生数は 1 名という厳しい状況を迎えた。

しかし、同検討委員会からは、むしろ仏教学専攻を存続すべきであるとの報告がなされた。理由は、i) 本学が小規模ながらも、わが国における密教あるいは仏教という特殊な分野の研究と教育を維持し、発展に寄与していること、ii) 平成 20 年度に 4 名の入学志願者があったように、年度ごとに変動があるものの、当該専攻のニーズがなくなったとは言い切れないこと、iii) 昭和 43 年 3 月に本学大学院博士課程の増設が認可されて以来、定員を満たしていなくても仏教学専攻には常に若干名の在籍者がいて、仏教学の研究に勤しみ、最近ではその中から課程博士の学位を取得する者も輩出したこと、iv) 本学において仏教学は密教学の基礎学であり、換言すれば仏教学の研究なくして密教学が成り立たないと言つても過言ではなく、博士後期課程密教学専攻の者も、当該仏教学専攻で開講される講義を受け、仏教学の知識を修得する必要のあること、以上の 4 点である。

なお検討委員会からは、仏教学専攻存続のための改善策として、収容定員を 6 名（一学年 2 名）に減らし、本学のみならず他大学大学院修士課程修了者からの志願者が増えるよう、今以上に広報に努めることが要望された。大学院委員会では、平成 23 年度の募集はすでに始まっているため、仏教学専攻の収容定員の削減を平成 24 年度から実施する方向で検討がなされている。

4. 根拠資料

資料 1 – 「三つのポリシー」（「その他の根拠資料」 1-1）

資料 2 – 「高野山大学大学院履修規程」第 2 条、第 2 条の 2、第 2 条の 3（「添付資料」⑦ a）

資料 3 – 「高野山大学大学院通信教育課程 ガイドブック」（「添付資料」②）

資料 4 – 「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移（基礎データ表 3）」

- 資料 5－「平成 22 年度 高野山大学 学生募集要項」（「添付資料」①）
- 資料 6－「高野山大学教授会規則」第 3 条（「添付資料」⑦ b）
- 資料 7－「全学の教員組織（基礎データ表 2）」
- 資料 8－「校地、校舎、講義室・演習室等の面積（基礎データ表 5）」
- 資料 9－「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数（基礎データ表 4）」
- 資料 10－「平成 16 年 10 月教授会議事録」（「その他の根拠資料」5-1）
- 資料 11－「平成 17 年 2 月理事会決議録」（「その他の根拠資料」5-2）
- 資料 12－「21 世紀高野山医療フォーラム」ホームページ（「その他の根拠資料」8-5）
- 資料 13－「高野山大学いのちのセミナー」（「その他の根拠資料」8-4 に含まれる）
- 資料 14－「平成 20 年 12 月教授会議事録」（「その他の根拠資料」5-3）
- 資料 15－「平成 21 年 2 月理事会議事録」（「その他の根拠資料」5-4）
- 資料 16－「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数（基礎データ表 4）」
- 資料 17－「学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移（基礎データ表 3）」

6 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

具体的な学生支援として、例えば、「補習・補充教育に関する支援体制」、ならびに、「障がいのある学生に対する修学支援措置」に関する方針は、明確には定められていない。ただ、小規模大学であればこそその支援可能な対応処置は講じられており、全学生を対象にした「助言教員規程」（資料1）が設けられている。助言教員は、担当学生の研究および生活等の指導・助言にあたるとされ、文学部生は各学科主任、大学院生は指導教員をもって助言教員とすると定められている。「助言教員規程」は『高野山大学要覧 平成22年度』（資料2、127頁）に掲載され、学生に周知されている。日々の授業を通じて分かる、それぞれの学生の個性に対応できるような支援体制が構築されている。このことは、学生支援を事務部門として担当する学生サポート課の事務窓口にあっても同様であり、訪ねてくる学生の名前と顔とが一致する身近な相談窓口として機能している。

学生生活の安定のために、本学独自の奨学基金が複数設置され、大学院生も含めた本学学生に対する経済的支援体制が取られている。学生数に比して潤沢な奨学金が用意されていると言ってもよい。詳しくは、評価項目(2)において述べるが、学業に真面目に努めていることを前提として、経済的な理由をもって申請すれば、いずれかの奨学生として大半は採用されている。本学独自の川原奨学金は特別に大学院生の枠を設けている。

さらに、「高野山大学学生金庫規定」（資料3）を設けており、「家庭からの仕送りの遅延その他不時の生活資金の急な支出などやむをえない事情が生じたとき、以下に記す約定にしたがって本学学生に無利息で短期融資を行う」ことを制度化し、学生生活上の緊急な事態にも即応できる措置を講じている。なお、この短期貸付金額は、1口5,000円から最高4口20,000円までとして、一ヶ月以内を返済期限としている。この制度は「学生手帳」（資料4）を通じて学生に周知されている（学生金庫の利用状況については資料5参照）。

さらに、女子寮を設置していることは、経済的、また広く教育的な意味での大きな生活支援となっている。特に、宿直勤務（日曜日午後7時半から金曜日午前10時まで）を伴う非常勤の寮監（女性）は、学生生活全般の教育・指導の任に当たっているという点で、重要な役割を担っている。大学が女子寮を設置している限りは、この寮監職は必要な役職である。参考までに、寮生の推移を「女子寮の入寮者数・退寮者数（平成18年度～22年度）」（資料6）として挙げる。平成22年度現在で、1回生2名、2回生5名、3回生2名（内1名は3回生編入）、4回生3名（内2名は3回生編入）の12名が在寮中である。

本学は、高野山という靈場のただ中にあり、山上には、高野山真言宗総本山の金剛峯寺を始めとして50数ヶ寺の宿坊寺院がある。このような環境の中にあって、多くの学生が寺院でのアルバイトをしている。また、「寺生」と通称される寺院寄宿学生たちも大学に通つて来る。この生活環境の中では、ともすれば学業よりも寺院からの時々の要望を優先させてしまう学生も見受けられることがあり、例えば、「高野山大学生の修学環境改善の取

組へのご協力のお願い」（資料 7）のような文書を発して、学生が学修に専念できる環境作りに努めている。これもまた、本学特有の学生支援のあり方の一つと言つてよいであろう。

進路支援に関する方針は、僧侶となってゆく学生に対する支援も含めて、学生部協議会において、これを審議することを「学生部協議会規程」第 6 条（資料 8）に定めている。また「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規定」第 9 条（資料 9）において、学生サポート課において学生の就職指導および就職斡旋の事務を司ることを定めている。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

まず、文学部における留年者および休・退学者の数、ならびに、学費未納による除籍者の数、在籍期限切れによる退学者の数を「文学部における留年者および休・退学者の数」（資料 10）として挙げる。なお、在籍者数は各年度の 5 月 1 日付け、留年者数は各年度の 3 月学位記授与式終了後の確定数である。

学生の授業出席状況を把握し、欠席が目立つ学生に対しては、助言教員、あるいは、教務課から個別に連絡を取ることが行われてきた。具体的には、欠席が連續 3 週（以上）になっている学生について、5 月の定例教授会後、直接、情報を交換・共有してきた。教務課に当該情報を集約するという手法も試みられてきた。

休・退学の届出者に対しては、少なくとも学科主任が、直接、本人、あるいは、保護者に連絡を取って、その経緯を聞き取れる範囲に限って聞き取り相談を行ってきた。

学生の自主的学修を支援し、授業を補う目的でオフィスアワーを設けている。すべての教育職員が自ら指定したオフィスアワーの時間にはそれぞれの研究室に待機し、学生の訪問を受け付け、教育・指導することになっている。

補充教育に関しては、新入生向けの「日本語」の授業がこれに相当する。『高野山大学講義概要・授業計画 平成 22 年度』（資料 11）4 頁においては、当該授業の目的・概要が以下のように記されている。

授業の到達目標及びテーマ：他人の言いたいことを的確に把握できるようにすること、自分の言いたいことを的確に展開できるようにすること。

授業の概要：大学では、多くの専門的な本を読み、それをもとにレポートを書き、最終的には卒業論文に取り組みます。そのためには専門的知識を身につけると共に論理的に構成された文章を、正確に把握できるようにすることが不可欠です。この講義では新入生を対象として、そのためのトレーニングを実施します。

「日本語」の学習用教材『日本語』（資料 12）も、複数の担当者の手によって作成されている。

大学院生に対する就学支援として、平成 19 年以来、「博士課程（後期）学生の就学支援」という事業が続いている。全国学会で発表する大学院生に対して、交通費、学会参加費、懇親会費、宿泊費等を支援する制度を構築している（資料 13）。

障がいのある学生に対する修学支援に関しては、学生サポート課の窓口、ならびに、学生相談室における相談を通じて、個別に対応している。特に、制度的な修学支援措置が講じられている訳ではない。

次に奨学金等の経済的支援措置に関しては、文学部における各種奨学生数を「学内奨学生採用者数一覧」（資料 14）およびその案内文「平成 22 年度 学内奨学生の申請について」（資料 15）を挙げる。

公的な奨学金制度はもとより、奨学基金を本学独自に用意していることから、経済的支援措置については、大学として可能な限りの対応をしていると言える。ただし、各種奨学生とともに、学業成績を重視しており、「経済的に修学が困難であること」を第一義の理由として奨学生を支給する制度とはなっていない。

学費の減免措置は、本学の専任の教職員の子弟に限られているが、上記の如く奨学金制度が厚く、それに替わるものとなっている。入学金の免除措置は、「高野山大学入学金免除規程」（資料 16）が整備されており、高等学校における成績および入学試験の成績ならびに経済的困窮度等により選考される。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

本学においては、学生の厚生補導に関する事項は、学生部長（平成 22 年 9 月からは学生部担当副学長）、総務本部長（学友会担当教員）、学生サポート課長、および学長の委嘱した若干名の教育職員をもって構成される学生部協議会が執り扱うことが「学生部協議会規程」（資料 17）に定められている。

学生の健康保持・増進のために、定期健康診断を毎年度初めに実施している。その内容は身長、体重、視力、内科検診、胸部 X 線間接撮影等である。平成 22 年度の受診状況は下表のとおりである。4 年次の受診率が低く、全体の受診率を下げている。「平成 15 年度高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（資料 18、131 頁）の報告と比べると、1 年次は同率、2、3 年次の受診率はそれぞれ 50%→71%、54%→83% と向上している。4 年次も 44%→49% とやや向上した。

学年	在籍者数	受診者数	受診率%
1 年次	42	39	93
2 年次	31	22	71
3 年次	58	48	83
4 年次	72	35	49
計	203	144	71

平成 21 年度に発生した新型インフルエンザの流行に際しては、学長の指示に従い、文部科学省行動計画に基づいて地域の橋本保健所などと緊密に連絡を取り合いながら対応した。手洗い・うがい、咳エチケットなど新型インフルエンザ予防のための情報を学生に周知徹底させ、玄関には消毒用アルコール、トイレには石鹼等を配置した。学生に罹患者が発生

した 11 月 4 日からは、総務課から逐次罹患者数を報告し、警戒を呼びかけた。学生からの罹患報告は 11 月 26 日で終わったが、12 月 25 日までの期間に合計 9 人の罹患報告があった。後日治癒報告を含めると 13 人が罹患したが、休校は免れた。学園祭の日程がこの時期に重なっていたが、看護師の資格を持つ学生を中心に参加者への対応策が綿密に練られて無事乗り切ることができた。

こうした体験を踏まえ、従来の危機管理マニュアルに基づいて平成 22 年 8 月に大学独自の「高野山大学新型インフルエンザ対策マニュアル」（資料 19）が作成された。なおこのマニュアルは、平成 22 年 11 月に「高野山僧侶育成・教育機関合同危機管理マニュアル」に統合された。

本学に医務室は設置されているが常駐する医師や看護師はいない。「平成 15 年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」に対する助言（資料 20）を受けて、高野山真言宗總本山金剛峯寺の周辺直径 200 メートル以内に大学ならびに町立病院が隣接している現状の中で、消防署に救急車を要請し約 1 分で大学に到着すること、そして約 1 分で病院に搬送できる体制が町ぐるみで確立されていることを確認した。実際には、学生に傷病が発生した際には職員が必要に応じて病院に連絡し、場合によっては直接搬送するようしている。また学内複数箇所に AED を配置しており、平成 22 年 12 月には高野町消防署の指導のもと教職員を対象にした AED 講習会も開いている。また同年には図書館文化講座の一環として、看護師の資格を持つ学生が感染症に関する講演をし、学生の衛生に対する意識を高める試みがなされた。

学生相談室は、平成 21 年度までは非常勤の臨床心理士が週 2 日 6 時間学生の面接にあたった。相談内容としては学業支援、対人関係の不安、引きこもり傾向への支援などがあり、状況に応じて下宿に出向くこともあった。寺院という家庭環境に生まれ育った学生の自尊感情の低さも目立った。また、教員に対してアスペルガー症候群や発達障害などに関する説明と学生への対応法が説明された。

平成 22 年度からは、臨床心理士の資格を持つ専任教員が週 1 日 3 時間の時間を学生の面接にあて、その他随時必要に応じて対応するようにしている。平成 22 年度前期（4 月～9 月）における相談件数は延べ 77 件であり、相談内容には心身健康（32 件）、性格・行動（9 件）、学業・進路（27 件）、学生生活（0 件）、対人関係（2 件）、家族・親子関係（7 件）、その他（0 件）であった（資料 21）。

本学は、平成 19 年度に人権教育啓発推進室（現人権教育推進委員会）を設置して以来、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントを含む人権問題に組織的に取り組んでいる。人権問題全般を取り扱う規程として「高野山大学における人権問題に関する規程」（資料 22）がある。これに基づいて教職員からなる人権防止対策委員会が設置されており、その委員が相談窓口担当者を務めている。人権問題の事実調査の必要が生じた場合には、調査委員会を設置して、その調査に当たることになっている。平成 20 年 4 月には「セクシュアルハラスメントは許しません!!」という啓発チラシ（資料 23）を配布し、非常勤講師も含めた教職員に周知徹底を図った。

平成 21 年に研究室棟の個人研究室の扉に透明ガラス窓を設置して、密室状態におけるハラスメント誘発を防止する対策が取られた。ただし、文化庁の登録有形文化財である図書館についてはこの措置は取られていない。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

平成 19 年度まで就職ガイダンスおよび就職模擬試験を実施してきた。しかし参加学生が少なく、現在は、小規模大学としての利点を生かし、学生を個々に呼出して個人面談で対応している。なお近年、本学の学生の就職意欲は低く、積極的に就職活動をしない学生が散見される。

本学は学生サポート課を中心に学生のキャリア支援を図っている。小規模大学としてのメリットを生かし、個々に学生を呼び出して、個別的にキャリア支援を行っている。

また本学の卒業生の中には僧侶となってゆく者が多い。そうした学生に対しては、高野山学園全体として得度を実施し、また授戒、加行、灌頂を高野山大学独自に実施している。その受者数を「「得度」「授戒」「加行」「灌頂」という階梯を実践して、教師資格としての「僧階」を大卒時に申請することのできる学生数の推移」（資料 24）として示す。この階梯を経ることで、高野山真言宗の教師資格としての「僧階」を本学卒業時に總本山金剛峯寺に申請することができる。また、現役の住職を講師に招き、葬送儀礼の実習や僧侶としての心構えを教授する「住職学」や僧侶として多彩な社会活動を展開している OB を講師に招く「密教学特殊講義」の授業等を展開し、カリキュラムの一環として僧侶志望学生のキャリア支援を行っている。キャリアカウンセラーの資格を有する教員を中心に個別的な指導も行われている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学独自の奨学基金が複数設置され、学生数に比して潤沢な奨学金が用意され、申請した学生の大半がいずれかの奨学生として採用されていることは評価できる（資料 25）。また、「高野山大学学生金庫規程」を設けて、学生生活上の緊急な事態に即応していることも評価できる（資料 26）。現在学生相談室は 1 日 3 時間と時間的には短いが、学生数を考慮するとそれ相当の対応ができると言える（資料 27）。学生相談室は、教員の学生理解と学生への対応に関してサポートするものとしても機能している。

②改善すべき事項

「補習・補充教育に関する支援体制」、ならびに、「障がいのある学生に対する修学支援措置」についての学内での協議・検討は行われていない。

4 回生となって留年する学生の割合が、平成 17 年度～21 年度それぞれ、21.8%、25.9%、19.3%、16.5%、34.2%との数値に見られるように、極めて高くなっている。これは、上記の「補習・補充教育」を検討することになれば、その時の内容とも連動することと思われるが、入試は行われても、ほぼ全入のような状況の中で、学習習慣を着実に身に着けることができないままに大学にまで進んできたような学生が増えてきた結果と考えられる。

入学はしたけれど、授業に段々と出席しなくなってゆく傾向が顕著になってきた。そうかと言つて、退学する訳でもなく、単位の取得数が少ないままに、4年後に4回生となっているというのが実情であろう。その一方で、退学者の割合もまた、平成17年度～21年度それぞれ、6.0%、8.2%、7.8%、7.9%、5.9%と高い数値を示している（資料28）。

ハラスメントに関する専門の相談員はいない。また大学の構成員に対するこの問題に関する周知徹底は十分とは言えない。

本学のキャリア支援は学生サポート課が中心に行われているが、学生の就職意欲を十分に涵養できていない。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

学生相談室の存在について学生にさらなる周知を促す必要がある。学生のメンタルヘルスへの関心を高め、自殺予防に関しても啓発し、学生同士のピアサポートシステム構築を目指すことが望ましい。引きこもりや長期留年の学生に対しても、教職員が連携しながら更なる個別対応を模索することが可能である。また、学生だけではなく、教員を対象とした相談や啓発活動も継続することが望ましい。入学時のガイダンスにおいて、UPI学生精神的健康調査を用いた対応を導入することも必要であろう。

②改善方策

実質的大学全入時代を迎える、学習習慣を身につけないまま大学に入学する学生が増えている現状に対して、細やかな就学支援が必要である。従来なされてきた「日本語」を中心とした初年度教育に加え、その成果を受けた順次性のある学習目標の設定とそれに基づくカリキュラムの整備が必要である。その上で、目標達成のできない学生に対して補習を施すなどの支援を行ってゆくべきである。

ハラスメントの防止に関してはホームページなどを通じて積極的に広報すべきである。

昨今の就職意欲に乏しい学生に対応してゆくためには、早い時期からの啓発活動が不可欠である。働くことの意義を理解させるとともに、現代の社会情勢についての適切な情報を提供することは、大学教育の使命の一つである。僧侶となってゆく学生のためには、現役の住職を招き、僧侶という職業の実際や、その展開可能性を教授する授業を開設しているが、同様の試みを他の分野に就職しようとする学生のためにも準備するべきである。あわせて就職活動支援講座の実施、早期の就職支援室の開設を提案する。

4. 根拠資料

資料1－「助言教員規程」（「添付資料」⑦a）

資料2－『高野山大学要覧 平成22年度』（「添付資料」③a）

資料3－「高野山大学学生金庫規程」（「添付資料」⑦a）

- 資料4－「学生手帳」（「その他の根拠資料」1-4）
- 資料5－「学生金庫利用状況」（「その他の根拠資料」6-1）
- 資料6－「女子寮の入寮者数・退寮者数（平成18年度～22年度）」（「その他の根拠資料」6-2）
- 資料7－「高野山大学生の修学環境改善の取組へのご協力のお願い」（「その他の根拠資料」6-3）
- 資料8－「学生部協議会規程」第6条（「添付資料」⑦b）
- 資料9－「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規定」第9条（「添付資料」⑦c）
- 資料10－「文学部における留年者および休・退学者の数」（「その他の根拠資料」6-4）
- 資料11－『高野山大学講義概要・授業計画 平成22年度』（「添付資料」③b）
- 資料12－『日本語』（「その他の根拠資料」4-2）
- 資料13－「修学支援申請書」（「その他の根拠資料」6-5）
- 資料14－「学内奨学生採用者数一覧」（「その他の根拠資料」6-6）
- 資料15－「平成22年度 学内奨学生の申請について」（「その他の根拠資料」6-7）
- 資料16－「高野山大学入学金免除規程」（「添付資料」⑦a）
- 資料17－「学生部協議会規程」（「添付資料」⑦b）
- 資料18－「平成15年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（「その他の根拠資料」4-1）
- 資料19－「高野山大学新型インフルエンザ対策マニュアル」（「添付資料」⑦f）
- 資料20－「高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果報告書」（「その他の根拠資料」6-8）
- 資料21－「学生相談室利用状況」（「その他の根拠資料」6-9）
- 資料22－「高野山大学における人権問題に関する規程」（「添付資料」⑦f）
- 資料23－「啓発チラシ「セクシュアルハラスメントは許しません!!」」（「その他の根拠資料」6-10）
- 資料24－「「得度」「授戒」「加行」「灌頂」という階梯を実践して、教師資格としての「僧階」を大卒時に申請することができる学生数の推移」（「その他の根拠資料」6-11）
- 資料25－「学内奨学生採用者数一覧」（「その他の根拠資料」6-6）
- 資料26－「高野山大学学生金庫規程」（「添付資料」⑦a）
- 資料27－「学生相談室利用状況」（「その他の根拠資料」6-9）
- 資料28－「文学部における留年者および休・退学者の数」（「その他の根拠資料」6-4）

7 教育研究等環境

1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学の淵源を辿ると、真言宗の宗祖弘法大師空海が高野山を開創した弘仁7年（816）に始まっている。この時、朝廷は弘法大師空海に年間の出家得度者3名を許した。その新人僧侶は、6カ年に及ぶ高野山住山をして、勉学と修行の日々を過ごした。本学の歴史を振り返ると、明治以来、何度も高野山大学の山下への移転問題をはじめ、他の真言宗系大学との合併話が持ち上がったものの、高野山には最高学府の大学がなければならないとの、いわば無意識ともいえる弘法大師以来の精神作用ともいべきものが、本学を今日まで存続させて来た。いわば、高野山に本学が立地していること自体が弘法大師の意志であり、教育研究等環境整備に関する根本の方針となっている。

環境整備に関する具体的な方針については、平成13年（2001）4月の定例教授会において、「高野山大学運営白書」（資料1）が学監名で提示された。「社会全体の少子化・高度情報化・国際化の進行を契機としたビックバンの到来を受けて、教育界においても大いなる改革を必然とする激しい環境下におかれている」との問題意識から、本学の環境整備についての諸問題を根本から議論することを始めた。その結果、「学生の環境を優先するキャンパス」のスローガンが打ち出された。教職員一人ひとりが学生に対してサービス意識をいっそう強く認識して対応することとなった。教職員は、学生を「呼び捨て」や「君」づけするのではなく、「さん」づけすることを義務化して、まずは教職員の意識改革が図られた。その一方で、学監による学生へのインタビューが何度も繰り返しなされ、その結果に基づいて教務課と学生サポート課の学生窓口が一本化された。

こうしたことにより、相当の意識改革を教職員は果たすことができた。教職員の当事者意識が高まり、学生への対応がより良くなつた。

平成19年（2007）からは、学長が打ち出した「一步前へ」をスローガンとして、教職員のさらなる意識改革を図っている。

しかしながら、密教学科一学科となる本学にどのような施設が必要であるのかという問題を意識した、施設整備に関する総合的方針はいまだ策定されていない。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

先ず、校地面積は22,359m²である。その校地内に、校舎（8,457m²、延床面積。以下同じ）、研究室棟（807m²）、図書館（2,487m²）、体育館・武道場・大学ホール（2,631m²）、密教文化研究所（952m²）、加行道場・護摩道場および両道場宿泊施設（1,216m²）と、松下講堂黎明館（8,025m²）を配している（資料2）。校舎面積は大学設置基準を上回っている。校舎と加行道場・護摩道場は、昭和61年（1986）に本学創立100周年記念に建築さ

れた。その後、障がいのある学生への配慮として、昇降口へのスロープの設置、車椅子の準備など、基本的設備が整えられた。

体育館・武道場・大学ホールは本学創立 110 周年記念として平成 9 年（1997）に、松下講堂黎明館は本学創立 120 周年記念として平成 18 年（2006）にそれぞれ竣工した。研究室棟は平成 8 年（1996）に完成した。現在、国の登録文化財に指定されている図書館は昭和 4 年（1929）に建設されたもので、竣工当時は東洋一の図書館と称された。密教文化研究所の現在の建物は同 42 年（1967）に、旧体育館建設・グラウンド・テニスコートなどの一連の拡充整備事業の一環として建設された。

それらの中でも特筆されるのが、松下講堂黎明館である。同講堂内には学生の憩いの場としてネットカフェが設けられた。従来高野山内にはインターネットを自由に使用できる場所がなかったため、これは画期的なものとなった。また同講堂前の駐車場を学生が集い遊べる広場とした。さらに、同講堂内には瞑想室が設けられ、真言宗の瞑想法を誰でも容易に体験できる場が提供されることとなった。

校地以外では、大学グラウンド（18,520 m²）が挙げられる。平成 6 年（1994）に再整備されて、同年 5 月竣工式を迎えた。周辺には高野町の多目的広場、ゲートボール場、特別養護老人ホームの南山苑などがある。地域社会や環境に配慮した、老若男女の憩いの場としての一翼を担っている。

次に、女子寮の石楠花寮は、鉄筋 3 階建てで平成 7 年（1995）に落成した。全室が個室で、バス・トイレ・キッチンを備えている。共用部分として勤行室・ホール・全天候型の洗濯室・物干場などを付属して、プライベートを守りつつ共同生活の意義を深めることができるよう設計されている。なお、男子寮（紫雲寮）については、耐震構造の問題で、平成 19 年（2007）3 月 31 日をもって閉鎖となっている。

耐震工事については、図書館においては、平成 20 年（2008）に終えることができた。

施設面は以上であるが、本学の存在をより演出しているのが周辺の環境である。第一に指摘せねばならないのが、本学が「高野龍神国定公園」内にあるということである。同国定公園は、昭和 42 年（1967）3 月 23 日に指定を受けた。和歌山県東北部に位置する高野山・龍神温泉を中心に伯母子山地と称される奈良県の山稜部を含む地域で、和歌山・奈良両県にまたがる南北約 30 km、東西約 10 km、の広がりを持つ山岳景観と宗教的人文景観に優れた公園である。

また、高野山は平成 16 年（2004）7 月 7 日、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）より、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産（文化遺産）に登録された。この国内でも類を見ない世界遺産の中にキャンパスがある本学は、極めて恵まれた文化と自然の中 posicion しているのである。

ただ、その反面、都市部から本学キャンパスへの交通アクセスは、決して良好なものではない。しかし、高野山駅から本学近くまでのアクセスは南海林間バスが運行されており、本学学生も通学手段として利用している。また、女子寮から本学までは朝夕スクールバスが運行され、女子寮生の通学の便が図られている。

平成 9 年に開設された大学生協については、大学本体とは違う別組織ではあるが、キャンパス・アメニティの形成という点から触れねばならない。同生協では学生の健康増進のための工夫がなされている。その一例として、生協食堂において、高野山に古くから伝承

されている 100% 天然素材で作られた法師うどんを平成 20 年（2008）よりメニューに加えたことが挙げられる。

また、平成 20 年より、高野山の清水の「八葉のめぐみ」を無償で学内各所に設けて学生の利用に供している。この清水は、平成 12 年（2000）から日本有数の森林地帯の高野山頂の岩盤より湧出したものを採取した、口当たりの良い軟水である。我が国第一等の優れた品質のもので、「ありがたいお大師さまのお山の水」として、全国的にも有名となっている。不純物の極めて少ない天然水で、付加価値の高いものである。

国際基準 ISO14001 は未取得であるが、近年様々な工夫を本学では展開している。先ず、平成 19 年（2007）4 月 6 日より、健康増進法の制定の趣旨に基づき学内における喫煙場所が指定され、分煙化した（資料 3）。

平成 19 年（2007）9 月からは、和歌山・大阪を中心として古紙回収、紙・ダンボールのリサイクルをする「（株）はまだ」と提携して、学内から排出する古紙・ダンボールの回収と資源ゴミの定期的回収を実施して、リサイクルを推進している。

平成 20 年（2008）4 月からは、高野町のゴミ処理制度の変更に伴い、本学においても、もえるゴミ、プラスチック、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、ビンの 6 種類の分別のゴミ箱を新たに学内に設置して、ゴミのリサイクルを推進している。

平成 21 年（2009）からは、「高野山大学における CO₂ 等の温室効果ガス排出削減並びに省エネの取組みに関するお願ひ」（資料 4）を学内に掲示して、不要な電灯の消灯、暖房は不要時には切る、暖房の設定温度は 21 度、暖房時の教室の出入りにおいては扉を開けたら閉める、節水に心がける、廊下の電灯は半数、エレベーターの運転を一機交代とすることなどの協力を訴えた。また会議資料は両面コピーとすることに決した。

危機管理については、平成 22 年 11 月に、高野山内にある高野山大学・高野山高校・専修学院・事相講伝所・尼僧学院・高野山幼稚園の全てに適用される「高野山僧侶育成・教育機関合同会議 危機管理」（資料 5）などの規則が制定された。これにあわせて、「高野山大学危機管理基本マニュアル」（資料 6）、「高野山大学事象別危機管理マニュアル」（資料 7）、「高野山大学新型インフルエンザ対応マニュアル」（資料 8）が改訂され、「高野山大学個人情報保護方針」（資料 9）が示された。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館に関するデータは、「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」「図書館利用状況」「学生閲覧室等」（資料 10）を参照されたい。

先ず、蔵書冊数は、平成 19 年（2007）度末で 30 万冊を超えた。和洋図書の構成比は、和書 85%、洋書 15% で、洋書の少なさが指摘される。なお、蔵書冊数の内、約 10 万冊が当館の特色を示す江戸時代以前のいわゆる古典籍資料である。一般の図書資料は約 21 万冊である。蔵書冊数は着実に増加する傾向にはある。平成 21 年度の増加冊数は 1,864 冊で、本学の学生一人あたり図書受け入れ冊数は 6.7 冊となる。私立大学の全国平均は 3 冊程であり、2 倍以上である。

ただ、蔵書冊数の増加により、書庫の狭隘化は常態化し、問題は深刻であった。しかし、平成 19 年（2007）に書庫内の耐震工事を敢行し、それを契機に 10 万冊の貴重書を図書館

1階の空き研究室に移動したことにより、一挙に問題は解消された。これにより、向こう10年程は書庫の狭隘化で悩まされることはないであろう。貴重書の書棚も、湿度を一定に保つ工夫を凝らした、貴重資料専用書棚を全てに配し、さらには湿度の最適化のためのルームドライヤーを各室に設けて永久保存すべく環境を整え、同室床下には書庫として耐え得るための補強工事も完遂した。

雑誌については、平成21年（2009）4月1日現在、当館が所蔵する和書で1,966種、洋書で140種である。和書の種類が多いのは、当館の歴史を物語るもので、密教・仏教関係の文献を広く収集してきた証である。近年、従来の購読誌に加えて、新規の受入も少しづつではあるが広げている。

ビデオ・CD・DVD・テープ・レコード等の視聴覚資料の総点数は、平成21年（2009）度2,505点である。平成17年（2005）度が2,355点であるので、少しづつではあるが総数は伸びている。ただ、私立の単科大学における視聴覚資料は、平均で5,000点以上であり、当館における総数はその半分程度しかない。

その一方で、当館が独自に企画立案して公表した電子資料がある。それが、明治・大正・昭和期の宗教研究のための基本資料である『明教新誌』、『伝燈』、『密巖教報』、『高野山時報』など新聞・雑誌類、さらに鎌倉時代から江戸時代にかけての講式資料集（仏教文学関係資料）のCD-ROM（資料11）である。これらの公開資料については、各方面より高く評価されており、斯界に大きく貢献している。今後も、学内外の研究者等の利用が多く重要なと思われる資料を選択して、電子化を進めるべく、準備をしている。

平成20年（2008）5月調査の「学生生活アンケート」（資料12）によると、図書館における窓口対応で、「満足」が35%、「どちらかといえば満足」が27%で、合計62%の利用者が満足していると考えられる。なお「不満」は0%、「どちらかといえば不満」は2%しかなかった。

平成19年（2007）度より毎月、図書館報の「それゆけ！としょかんだより」（資料13）を利用者へ向けて発行している。また、平成19年（2007）度より閲覧室内に、「全国書店売上ベスト20」、「本学専任教員の出版物」、「図書館学生モニター選書の本」の各コーナーを設けて、利用者本位の図書館づくりを目指している。特に、図書館学生モニターは平成19年（2007）度より学生を対象に募集し、上記の選書の他に、図書館の利用サービス面についてのアドバイスを得た。

さらに、平成20年（2008）度からは、閲覧室内に「ミニ企画コーナー」、図書館1階フロアにお茶を置く「休憩コーナー」を設置。さらには、図書館ミニコンサートを閲覧室内で開催し、図書館外の本学教室を利用した「図書館文化講座」を年数回開催している。

次に、収蔵物の公開について触ると、既述のように本図書館の特色は、10万点に及ぶ古典籍を有していることにある。これは、高野山を中心とする寺院からの寄贈・寄託された資料であり、他の大学図書館にはない貴重な財産である。当館においては、これら貴重資料の中で選りすぐった資料を一般に公開する事業を模索してきた。

その公開事業の一環として打ち出したのが『善本聚粹』（資料14）の出版で、平成8年（1996）10月に第1巻、平成10年（1998）10月に第2巻を上梓した。その中では、奈良時代の天平写経（国指定重要文化財）をはじめ、平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・

江戸の各時代の希観本、チベット大蔵経、カントの初版本など内外の資料を紹介してきた。この出版は、本学にとっては長年にわたる懸案事項であった。

さらに近年においては、上記のように、講式資料の CD-ROM 出版も果たすことができた。現在も順次、古典籍資料の公開のため新規事業を展開すべく準備中である。

本館は、①昭和 4 年（1929）3 月落成、4 月から開館し、平成 10 年（1998）12 月 11 日付で文化庁の登録有形文化財（第 30-0035 号）に登録された、鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階建（閉架式・5 段積層式書庫）の図書館と、②昭和 56 年（1981）12 月竣工、鉄筋コンクリート造、5 階建の書庫および③研究室棟内の書庫を有する。延床面積は 2,584 m²である。

図書館のサービススペースとして、視聴覚コーナー、マイクロフィルム閲覧コーナー、グループ学習室、情報処理自習室（情報端末スペース）、目録検索スペースの 5 つがある。視聴覚コーナーにはビデオデッキ 1 台、カセットデッキ 1 台、テープレコーダー 1 台、コードプレーヤー 1 台設置。マイクロフィルム閲覧室コーナーは 1 台のマイクロリーダーを設置。グループ学習室にはビデオデッキ 1 台を設置し、学生等のグループ学習の場として利用に供している。複写機は 2 階閲覧室目録コーナーに 2 台、1 階事務室に業務用（ファクシミリ兼用）として設置してある。

現在の図書館の建造物は、昭和 57 年（1982）の新書庫、平成 7 年（1995）の研究室棟に設けられた書庫の他は、昭和 4 年（1929）の竣工当時のままである。つまり、戦前の閉架式図書館のままに運営がなされているのである。従来閉架式であったが、平成 14 年（2002）度からは開架式に変更され、学生が自由に入庫検索できるように図書館の運営方針を大きく変更した。

戦前に建築された図書館であっても、閲覧スペースの他に視聴覚・情報検索・グループ学習室・情報処理自習室等の一通りの施設を設けており、図書館としての環境は整えられている。

なお、図書館のサービススペースは 575 m²である。これを学生一人あたりのサービススペースに計算すると、平成 17 年（2005）度で 1.48 m²となる。これは、全国の国公立私立大学図書館の平均が 0.43 m²から 0.58 m²という現実からすると、他館の 3 倍ほどの数値である。

閲覧室の座席数は 90 席である。これは本学収容定員の約 30 パーセントに相当する。閲覧スペース以外の図書館のサービススペースとして、視聴覚資料閲覧、マイクロフィルム閲覧、グループ学習室、情報処理自習室（情報端末スペース）、目録検索スペースの 5 つがある。それぞれの座席数は、視聴覚 4 席、マイクロフィルム閲覧 1 席、グループ学習室 10 席、情報処理自習室 6 席、目録検索スペース 7 席である。都合、閲覧室以外の座席数は 28 席、合計 118 席が用意されている。

図書館の開館時間は、授業期間中の月曜日から金曜日までは、9 時から 18 時までである（最終授業終了時間は通常 16 時半）。土曜日は隔週で 9 時半から 16 時半までとなっている。日曜・祝日は原則として閉館している。夏季・春季の休業期間中は、週に二日ないし三日、臨時に開館している。その時間帯は 9 時から 17 時までである。

図書館員の人員数の変遷は、平成 17 年（2005）・同 18 年（2006）が 5 名、同 19 年（2007）・同 20 年（2008）が 4 名、同 21 年（2009）が 3 名で、平成 22 年（2010）度現在は 2 名で

ある。いずれの年度も、短期雇用者を含んだ人員である。司書資格者は、いずれの年度も1名である。

本学図書館は、国立情報学研究所に加盟し、全蔵書データを登録することを原則に協力を得ている。もちろん日本図書館協会、私立大学図書館協会にも加入して他館の情報を利用者サービスに役立てている。特に、私立大学図書館阪神地区協議会の相互利用担当者連絡会には必ず館員を出張させている。

また、仏教図書館協会には発足当初から加盟し、図書館相互の連絡を緊密にし、その改善・発達をはかるとともに共同して調査研究を行うことを目的として、年2回の会議と、年1回の研修会が開催され、本学図書館からも担当者が必ず出席して情報や意見交換を活発に行っている。

平成6年(1994)設立の仏教・哲学系大学会議(平成15年度より仏教系大学会議)にも、本学は当初より参画している。平成7年(1995)の研修会は、図書部会が開かれて当館が幹事校として同研修会の企画立案・進行を執り行った。この時以来、全国の関係図書館との親交を深めている。さらに、平成13年(2001)10月には和歌山県下の大学・短大・高等専門学校・県教育委員会と、生涯学習社会の発展に寄与することを目的とした「和歌山地域図書館協議会」の正加盟館として設立当初より関わり、県下全域をサービス対象とした「和歌山地域コンソーシアム図書館」へ所蔵データをウェブを通じて提供して、図書館におけるネットワーク整備の一翼を担って活動している。

図書館のネットワークでは、種々の関連団体とのネットワークを通じて図書館利用者への利便性を展開しているが、中でも上記和歌山地域コンソーシアム図書館は、図書館相互間の本の貸借を活性化させた面で特筆される。高野山という地理的条件の悪さをカバーするのに、本学図書館はそれを有効に利用している。

また、平成19年(2007)度から図書館のホームページを刷新したことも特筆しなければならない。同ホームページでは、図書館システムのLIMEDIOの「マイライブラリ」のシステムとリンクし、インターネットを通じての貸出図書延長、文献複写および貸借の申請、さらには利用者自身のページを設けることまでも可能とした。いわば、ネット上の仮想図書館である。図書館へ来館しなくとも、利用者は図書館利用ができる環境を整えることができた。

所蔵資料の書誌データの電算化は、現時点でも一応の成果をおさめたものと判断される。当館の特色は、前記のように10万冊に及ぶ古典籍である。この資料群をいかに電子化して公開するか、これが残された大きな問題であり改革の方策であった。この点については、平成19年(2007)度より、マイクロフィルム化済の貴重資料と高野山增福院文庫資料の、1万6千点程を、試験的ではあるが、OPACでの書名・分類検索を可能とした。

データとしては請求記号・書名の他では、その資料が刊本かあるいは写本かの区別だけの、極めて不十分なものではあるが、その反響はすぐに現れた。同窓生をはじめ全国の研究者・図書館からの、貴重資料に関する照会は、あとをたたない。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

現在本学は、文学部に密教学科とスピリチュアルケア学科の二学科、大学院文学研究科に密教学専攻と仏教学専攻の二つの専攻を擁している。ただし、平成 22 年度からスピリチュアルケア学科は学生募集を停止し、密教学科の中に統合されている。密教学科の授業は講義、文献講読、演習といった形態で行われている。文献講読や演習は参加学生数 10 名程度の少人数授業が多い。本学には、こうした少人数授業を行うために十分な数の演習室が準備されている。また密教学科の学習の中心をなす文献研究のために必要な図書も密教、仏教、人文諸科学にわたって質量とともに十分に準備されている。とりわけ、本学図書館に所蔵される古典籍は、主に密教学・仏教学・日本文学・日本史などの教育研究に活用されている。原本を直に手に取ることができる教育効果は絶大である。

スピリチュアルケア領域の教育では、実習が大きな比重を占めるが、これについてもスピリチュアルケア学科設立に際して心理学実習室・心理学研究室を設け、適切に対応している。また書道の授業のためには畳敷きのスペースを設けた書道教室を置いている。またすべての専任教員に与えられている個人研究室は、学生の個別的相談や指導の場になっており、卒業論文などの指導に活用されている。

次に学生数であるが、通学生（学部生・大学院生・別科生）の各年度の総数は次のようになる。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
389 人	364 人	333 人	315 人	275 人

学生数は年々減少傾向にあるが、校舎内には学生自習室・談話室と、下記に述べる情報処理演習室を設けていて、学生一人当たりに対しては施設的にかえって余裕のある状態になってきている。中でも、情報処理演習室には 31 台のパソコンを設置していて、現状では 10 人に一台以上の配備となっている。

次に、教育研究支援体制の整備について、ティーチング・アシスタント（TA）制度が、平成 20 年（2008）11 月 12 日開催の本学大学院委員会において審議され、一部導入が検討されたが、現在のところ実施されていない。

次に、リサーチ・アシスタント（RA）についても、上記の平成 20 年（2008）11 月 12 日開催の大学院委員会において協議された。制度導入の効果として、本学博士課程大学院生の修学支援として有効であると考えられた。しかしこれも TA と同様に、平成 21 年度導入のための予算化はなく、検討課題とされた。

次に、情報ネットワークのシステム管理者については、平成 19 年（2007）度より現員の管理者一名が専属で管理に務めている。

情報ネットワークの整備面では、平成 11 年（1999）に学内 LAN が完成した。同じく校舎 301 号教室には 31 台のパソコンを設置した情報処理演習室ができた。同 14 年（2002）には、校舎 204 号室にノート型パソコン用情報コンセント 24 台分を設けた情報自習室を開設。同じく、図書館閲覧室横にも同コンセント 6 台分を設けた情報自習室を開設した。図書館ではそれとは別に、閲覧室カウンターにインターネット利用を可能にしたパソコン 1 台を設けて情報検索の便を図った。図書館ではその後随時パソコンを増やして、平成 22 年（2010）5 月の時点で、情報自習室に 6 台のパソコンを常設するまでになった。

また、平成 21 年、動画編集機器（Canopus Edius）4 台と、ハイビジョンカメラ 4 台を 301 教室（情報処理教室）に設置し、学生が授業や課外活動などで動画を作成・編集できる環境を整えた。本機器の整備については、文部科学省の大学改革推進等補助金により購入した。因みに、本事業は、県下の高等教育機関（コンソーシアム和歌山）における単位互換を基盤に「観光」を主軸として、ICT（Information Communication Technology）の活用で県下の教育・研究両面で高度化をはかるうとする取組みである。

次に、教育職員使用の複写機については、本館棟 1 階の印刷室にゼロックスコピー機と印刷機が、研究室棟 2 階の 529 研究室にゼロックスコピー機があり、講義における配布資料等の複写の便が図られている。

研究成果公表に関する予算的支援としては、平成 21 年（2009）制定・施行の「高野山大学研究成果出版補助金規程」（資料 15）が挙げられる。本規程により、同年本学教授一名が出版助成を得て著書を出版した。

次に、教育および研究成果に応じたインセンティブの提供は、先ず、専任教員に対して、「密教学術奨励賞（門戸厄神賞）」がある。本賞は、密教の学術研究を奨励するために設けられたもので、密教学・真言教学・密教史・密教事相（声明・法式・真言宗布教に関する研究を含む）・密教美術・真言祖師研究などの研究領域に関して新たな研究を行い、毎年 4 月より翌年 3 月までに印刷し公表された著書・論文・翻訳のうち、とくにすぐれた業績として認められたものに授与する賞である（資料 16）。

ただ、本賞の受賞者の過去 5 年間の実績は、平成 17 年（2005）から同 19 年（2007）までの各年は一名の受賞があったが、それ以降は受賞者なしである。

次に、インセンティブの提供としては、「大山公淳「南山教学」奨励金」がある（資料 17）。奨励の対象は、40 歳までの専任教職員および大学院生の個人または共同で行う「南山教学（事相・教相など）」の研究で、毎年度 2 件以内としている。過去 5 年間の実績は平成 20 年度に一名の申請があったものの、不採択。平成 17 年（2005）から同 19 年（2007）度までと、同 21 年（2009）度については申請そのものが無かった。

本学におけるサバティカル制度は、教育職員については昭和 60 年（1985）施行の「高野山大学学外研修員制度」（資料 18）があり、事務職員については平成 18 年（2006）施行の「高野山大学職員学外研修規程」（資料 19）があるが、これまでにそれぞれ一名が利用しただけである。

専任教員については、平成 8 年（1996）に完成の研究室棟の建設以来、図書館研究室と合わせて、個室の研究室が与えられている。

また、専任教員の講義コマ数の各年度の平均は、次のようになる。平成 17 年（2005）度（5.4 コマ）、同 18 年（2006）度（5.9 コマ）、同 19 年（2007）度（6.0 コマ）、同 20 年（2008）度（5.9 コマ）、同 21 年（2009）度（5.3 コマ）。近年になるにつれてコマ数は減少傾向にはある。また学内における専任教員への委員会および委員等の委嘱についても、平成 17 年（2005）度は一人あたりの平均が 6.4、同 18 年（2006）度で 6.4、同 19 年（2007）度が 4.1、同 20（2008）・21 年（2009）度が 3.9 である。

本学専任教員は、平均週 3 日の出校日において上述の授業および学内行政業務に当たっており、それ以外の時間を研究に充てることができる体制になっている。平成 19 年度以降、毎水曜日午後の講義時間帯は学内の諸会議に充てられることになっている。

個人研究費については、平成 17 年（2005）度から今年度に至るまで同額の年間 30 万円である。さらに、これとは別途に学会出張費も年間上限 15 万円で支給されている。

ただ、前回の認証評価結果で指摘された、「共同研究費の制度がない」ことの解決が未だにできていない。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学は「高野山大学事象別危機管理マニュアル」（資料 20）にアカデミック・ハラスメントを以下のように定義している。「教職員または学生が、教育・研究・就労等の関係において、他の教職員または学生に対し、地位または権力を利用した嫌がらせをしたり不利益を与える行為を言う。アカデミック・ハラスメントには、人格攻撃、指導の拒否、正当な理由のない教学上の不利益、研究妨害などが含まれる。」このハラスメントを防止するために基本的心構え、ハラスメントにあった場合の対処、問題解決に当たっての手続き、ハラスメント加害者の処分方法が定められている。

また本学における公的研究費の取り扱いに関しては、「高野山大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程」（資料 21）を定め、公的研究費の適正な運営・管理を保証している。

また個人情報保護に関しては、「高野山大学における個人情報保護方針」を定め、個人情報保護に関する法令、およびその他の規範の遵守、個人情報への不正なアクセスや漏洩、改竄の防止などを定めている。この個人情報保護方針は本学ホームページに公開されている（資料 22）。

なおアカデミック・ハラスメントに関しては、人権問題防止対策委員会が事実関係の調査を行い、審査の結果によっては高野山大学長が処分を行うと規定されている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学図書館の蔵書冊数は現在 30 万冊を超え、とりわけ江戸時代以前の古典籍資料に関しては、10 万冊を超える所蔵を誇っている。この蔵書は密教・仏教の研究を原典に基づいて行う上でかけがえのない資源となっていると評価できる（資料 23）。

10 万冊以上の古典籍を有する大学図書館は全国的に見ても稀有であろう。高野山は弘法大師の開山以来、「学山」と称されてきた。真言宗僧侶に限らず、他の宗派の僧侶であっても、高野山で勉学・修行をしたことを、一言で表すものである。現代の学山高野山の情報センターの役割を担っているのが、本学図書館である。本学は、大正期の専門学校から旧制大学時代、さらには現在に至るまで、『定本弘法大師全集』などの真言宗に関わる様々なテクストを出版してきた歴史がある。その点、わが国の文化の発展に寄与してきている。そのことを可能にしたのが、上記 10 万冊の古典籍なのである。

校地内における施設は、昭和 61 年（1986）の 100 周年記念事業の校舎建設以来、着々と整って今に至っている。中でも、松下講堂黎明館の完成は特筆される。「平成 15 年度 高

野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（資料 24）では、老朽化した講堂は早急に改修する必要があると報告されていたが、その提言の通りに、平成 18 年に創立 120 周年記念事業として新築の講堂を竣工できた。しかも、同講堂には学生の憩いの場としての機能が新たに付け加えられた。

松下講堂黎明館には、それまでになかった様々な機能が整えられており、大型スクリーン、最新の音響・照明機材が備わっている。真言宗の宇宙観を視覚的に表現した映像作品「法界宇宙」を上映するための特別な装置も設置されている。

松下講堂黎明館のラウンジでは、AVコーナーで高野山紹介映像を鑑賞することもでき、学生をはじめ、高野山に来られた方のビジターセンターとして、瞑想室とともに活用されている。

松下講堂黎明館は、世界遺産高野山の情報発信基地として、さらなる活用が見込まれる。本学が高野町教育委員会との協力により定期的に実施している「放課後子ども教室」（評価基準 8 参照）においては、黎明館が主会場となっている。宿題を見たり、絵本を読み聞かせたり、一緒にゲームをしたりするなど、学生ボランティアと子どもたちとの交流の場に用いられており、学生の憩いの場となっている黎明館前広場もドッジボールや鬼ごっこなどの舞台となっている。

黎明館を借用する学外団体には、高野山真言宗の総本山金剛峯寺や、宗務支所などもあり、これら高野山真言宗団には本学卒業生も多い。卒業後、一度も本学に来たことのない卒業生もいる中で、卒業生が母校を訪ねるきっかけのひとつにもなっている。

②改善すべき事項

教育研究環境の整備に関する中長期的な方針が立てられていない。施設に関しては上記のように次々に建設に着手したもの、調査研究の情報センターであるべき図書館については、旧制大学以来の伝統ある建物ではあるが、老朽化が進み、機能的に不十分な点も目立つ。また、調査研究そのものを担う機関の密教文化研究所も建設当時のままで、耐震工事についても未実施である。

図書館は研究学習の拠点であり、大学の提供する知的サービスの中核をなすものであるにもかかわらず、本学図書館の開館時間は十分とは言えない。

学内の IT 機器については、早急な装備の一新と、OS の Windows 7 化および Office 2010 ソフトへのバージョンアップが必要である。

研究倫理を遵守するための必要な措置については、個人情報保護、アカデミック・ハラスメントへの対策等個別事例的対応に止まっているので、研究倫理規程を早急に別途定める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

松下講堂黎明館は、平成26年の高野山開創を記念する各種イベントをはじめ、より多くのイベントに活用されるべきものである。より活用を促すためには金剛峯寺、地元自治体、本学が協力して黎明館の運用をはかるべきである。そのためにも金剛峯寺、地元自治体との協力・連携の中核となる地域交流センターを設置する必要がある。現在の黎明館のランニングコストは、金剛峯寺の半額補助があるが、維持管理は本学が担っている。本学職員が管理している現在の状態から、金剛峯寺、地元自治体、学生を中心とした管理体制へ移行できれば、活用の幅も広がると期待される。

②改善方策

本学は現在、二学科から一学科に縮小する過程にあり、新たな校舎を拡充する状態ではない。長期的に見たとき、本学の施設設備のあり方を方向づける観点は、密教学科一学科となる将来像をしっかりとイメージし、それに対応した教育研究環境を整備していくということである。たとえば密教・仏教の研究に欠かせない古典語の学習を支援するための、古典語の辞書や文法書を完備し、院生のTAを配置した古典語教室、あるいは瞑想訓練のための事相教室など、密教学科一学科なればこそ整備すべき施設は少なくない。

本学の教育研究の情報センターであるべき図書館の充実は避けて通ることのできない課題である。図書館で使用されるIT機器のバージョンアップはもちろんのこと、通信制大学院を抱える本学にとって貴重図書のデジタルライブラリー化も検討すべき課題である。確かに、現在本学は厳しい財政状況のもとにあり、こうした施設の整備に直ちに取り掛かることのできる状態ではないが、だからこそ少しずつでも理想的教育研究環境を実現するために長期的視野に立った計画の策定が必要である。そもそも本学図書館の開館時間は大学図書館としては十分ではない。これも財政状況の影響を受けたものであるが、学術機関としての大学として看過できる状況ではない。図書館利用状況の分析に基づく臨機応変な開館対応を図ると共に、財政的な基盤を整える努力も重ねるべきである。

4. 根拠資料

資料1－「高野山大学運営白書」（「その他の根拠資料」7-1）

資料2－「高野山大学キャンパス見取り図」（「その他の根拠資料」7-2）

資料3－「大学内における喫煙場所の指定について」（「その他の根拠資料」7-3）。

資料4－「高野山大学におけるCO₂等の温室効果ガス排出削減並びに省エネの取組みに関するお願い」（「その他の根拠資料」7-4）

資料5－「高野山僧侶育成・教育機関合同会議 危機管理」（「添付資料」⑦f）

資料6－「高野山大学危機管理基本マニュアル」（「添付資料」⑦f）

資料7－「高野山大学事象別危機管理マニュアル」（「添付資料」⑦f）

資料8－「高野山大学新型インフルエンザ対応マニュアル」（「添付資料」⑦f）

資料9－「高野山大学個人情報保護方針」（「添付資料」⑦f）

資料10－「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」「図書館利用状況」「学生閲覧室等」（「その他の根拠資料」7-5）

- 資料 11—『明教新誌』、『伝燈』、『密厳教報』、『高野山時報』、「講式資料集」（仏教文学関係資料）の CD-ROM（「その他の根拠資料」 7-6）
- 資料 12—「学生生活アンケート」（「その他の根拠資料」 7-7）
- 資料 13—「それゆけ！としょかんだより」（「その他の根拠資料」 7-8）
- 資料 14—『善本聚粹』（「その他の根拠資料」 7-9）
- 資料 15—「高野山大学研究成果出版補助金規程」（「添付資料」 ⑦ b）
- 資料 16—「密教学術奨励賞（門戸厄神賞）規約」（「添付資料」 ⑦ b）
- 資料 17—「大山公淳「南山教学」奨励金規程」（「添付資料」 ⑦ b）
- 資料 18—「高野山大学学外研修員規程」「高野山大学学外研修員規程内規」（「添付資料」 ⑦ c）
- 資料 19—「高野山大学職員学外研修規程」（「添付資料」 ⑦ c）
- 資料 20—「高野山大学事象別危機管理マニュアル」（「添付資料」 ⑦ f）
- 資料 21—「高野山大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程」（「添付資料」 ⑦ b）
- 資料 22—「高野山大学における個人情報保護」（「その他の根拠資料」 7-10）
- 資料 23—「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」「図書館利用状況」「学生閲覧室等」（「その他の根拠資料」 7-5）
- 資料 24—「平成 15 年度 高野山大学における現状と課題 大学基準協会相互評価報告書」（「その他の根拠資料」 4-1）

8 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は「高野山大学履修規程」第2条に「地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う」ことを教育目的の一つに掲げている（資料1）。この教育目的を実現する具体案の一つとして、本学は平成15年、「高野町と高野山大学の友好協力協定」を取り結び、文化、教育、学術の分野で、以下の事項について協力することを確認している（資料2）。

- 1) 地域振興のための調査研究の推進と提言
- 2) 生涯学習社会における諸課題への対応
- 3) 世界遺産登録をふまえた町づくりのための諸課題への対応
- 4) 高野山学の開講にもなう諸課題への対応
- 5) 相互施設の利用と活用
- 6) その他

このように本学が高野町と締結した「高野町と高野山大学の友好協力協定」において、大学教育と地域の活性化を結びつけた活動を推進するべく町と本学が協力していくことが明示されている。

この協定に基づき年5回の高野山学講座が開講されている。また平成20年から町興し活動に実際に携わっている地域住民および積極的な社会活動を行っている真言宗僧侶（本学卒業生）を講師とした「地域の問題を考える連続講義」（総合科目A（地域交流））を開講している。この講義は、地域住民に対して無料で開放されている。なお、平成22年度よりこの科目は、（株）新日本科学社長で本学客員教授の永田良一氏の寄附講座として設置されている（資料3）。

同じく平成20年以来高野町教育委員会との連携のもとに、地域の子どもたちと大学生の交流事業として「放課後子ども教室」を実施している（資料4）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

①公開講座

教育研究成果の社会へのサービス活動については、本学はすでに昭和60年度より「生涯学習講座」を開始し、平成22年度は高野山大学を会場とする「夏季セミナー」、大阪のなんばパークスホールを会場とする「生涯学習講座」、スピリチュアルケアをテーマとして東京で開催する「いのちのセミナー」を実施している。平成17～22年度の実施状況は「生涯学習講座等実施実績」（資料5）のとおりである。学内における所管部局には若干の変遷があるが、平成22年度現在、企画広報委員会（総務課企画広報係所管）が担当している。

②21世紀高野山医療フォーラム

平成 17 年度より東京・大阪・高野山で開催されている「21 世紀高野山医療フォーラム 一生と死が手を結ぶにはー」は、本学と 21 世紀高野山医療フォーラムとの共同主催である。現代社会が抱える「いのち」を巡る様々な問題に対応し、弘法大師空海以来の智慧を現代に生かすという課題に応えるべく、平成 26 年度までの活動が決定している。このフォーラムは、永田良一氏による寄付講座「生命臨床講座」（平成 17 年開設）の寄付金をもとに運営されている。

同フォーラムの理事会は、総本山金剛峯寺座主・高野山真言宗管長松長有慶師を名誉理事長に戴き、ノンフィクション作家の柳田邦男氏を理事長とし、元日本医学会会長森亘氏、宗教学者山折哲雄氏、高野山真言宗宗務総長庄野光昭師、高野山大学長藤村隆淳などを理事とする。また、本学からは運営委員会に教育職員・事務職員各 1 名を、事務局に事務職員 2 名を派遣し、事務局主任は本学事務職員が務めている。同フォーラムの開催実績については「21 世紀高野山医療フォーラム」ホームページ（資料 6）を参照されたい。

③高大連携授業

本学は平成 13 年度より和歌山県立伊都高校に本学教員を派遣して高大連携授業を実施している（資料 7）。

④図書館の開放

本学図書館は「高野山図書館」として本学に設置された経緯もあり、今も学外の一般利用者に門戸を開き、その場での簡単な利用者登録で書庫の利用、所蔵図書の閲覧が可能となっている。外部利用者の実績は「図書館学外利用者数」（資料 8）の通りである。また平成 20 年度より「図書館文化講座」を開催し、年間 3 回から 7 回（不定期）、講演会を行っている（資料 9）。さらに同年度より「図書館ミニコンサート」を年間 3 回から 5 回程度開催している。この二つは一般市民に無料で公開されており、それに関する情報は高野町の広報誌「広報こうや」と本学ホームページを通じて周知が図られている。

⑤地域との連携事業

既述のとおり、本学は、上記高野町との協定に基づき、地域の活動に積極的にかかわる取り組みを進めている。本協定に基づく事業遂行のため、学長直轄のワーキンググループが、本学スタッフのほか高野町役場、高野町教育委員会、町民有志によって組織された。高野町および教育委員会での人事異動によりメンバーの入れ替わりはあるが、平成 22 年時点での枠組みを踏襲して年に数回の会議が開催されている。

具体的活動としては、毎月 21 日の報恩日（本学における報恩日の行事については評価基準 4 参照）に、町内の人々によって行われるお接待活動（山内接待所でのお茶出しなど）に教職員・学生が参加している。

また、同じく上記協定に基づき高野山周辺集落に入って地域の人々と交流したり、地域の年中行事を撮影して記録に残したりといった活動にも取り組んでいる。平成 21、22 年度は杖ヶ藪地区に訪問して地域の方のお話の聞き取り、行事の撮影などに取り組んだ。

上記 2 つの活動は学生が学外に出向いてのものであるが、学内においても松下講堂黎明館、黎明館前の広場などを会場として、先に述べた「放課後子ども教室」を実施している。これは、隣接する高野山小学校の子どもたちを放課後に本学に迎え、宿題や勉強の手伝いをしたり、一緒に遊んだりするといった活動である。

⑥大学間連携

本学は、県内高等教育機関の連携を目標として平成13年に組織された、高等教育機関コンソーシアム和歌山に参加している。これは、和歌山県内の大学などの高等教育機関が、その知的資源を結集し、連携・協力し、より一層の地域貢献と、その魅力発揮を目指して活動を続けている（資料10）。特に平成20～22年度の3年間は文部科学省の実施する戦略的大学連携支援事業として「観光を主軸とした知の拠点形成のための戦略的大学連携」が採択され、それに基づいて単位互換を前提としたTV授業の配信、複数大学の学生参加による集中講義など、事業の代表校である和歌山大学を中心としながら連携を進めている。

また本学大学院は、京都宗教系大学院連合（K-GURS）に平成17年（2005）の設立当初から正式なメンバーとして参加している。同連合は、京都を中心とした宗教系大学の大学院の教育・研究上の連合体であり、それぞれの宗教や宗派の特色を生かした教育プログラムを展開し、次世代の宗教研究者、宗教指導者、宗教に関するプロフェッショナルとなる人材育成を行い、研究上の相互交流を図り、さらにその学術ネットワークを広く世界にオープンにして、国際社会との学術交流を促進することを目的としている。同連合には現在、大谷大学、高野山大学、種智院大学、同志社大学、花園大学、佛教大学、龍谷大学の7大学・大学院が加盟し、単位互換、「仏教と一神教」研究会、公開のシンポジウム、または講演会、チェーンレクチャーなどの事業を展開している。本学大学院は、加盟団体として分担金を負担すると共に同連合の再考議決機関である評議会に常時2名の評議員を出して、その運営に参画している。と同時に本学大学院生に対して同連合の単位互換その他の事業への積極的な参加を呼びかけている。本学の同連合への参加については、「京都宗教系大学院連合関係資料」（資料11）を参照されたい。

⑦国際交流

本学は平成19年（2007）1月10日付でイタリア・フィレンツェの中部イタリア神学大学（Facoltà Teologica dell’ Italia Centrale）と文化交流に関する協定を結んだ（資料12）。これに先だって平成17年11月に本学の代表団がフィレンツェを、平成18年9月には中部イタリア神学大学の代表団が高野山を公式訪問し、文化交流がすでに開始されていた。平成21年9月には中部イタリア神学大学の代表団が再び高野山を公式訪問し、交流を重ねている。

また本学は、平成18年9月5日から8日まで本学を会場にして開かれた高野山国際密教学术大会（International Conference on Esoteric Buddhism in Koyasan）を主催した。この大会は、平成18年にを迎えた本学創立120周年の記念事業の一環で、内外の密教研究者（欧米、インド、対、中国、韓国、日本等）約130名による個人発表やパネル発表が、英語、中国語、または日本語で行われた。聴講のみの者を含めると参加者は約250名に上った。その中には上記の中部イタリア神学大学の代表団10名も含まれている。平成20年3月には、この学術大会の論文*Esoteric Buddhist Studies: Identity in Diversity, Proceedings of the International Conference on Esoteric Buddhist Studies, Koyasan University, 5 Sept. -8 Sept. 2006*, Koyasan University, 2008を刊行している（資料13）。

⑧講伝

本学創立120周年記念事業の一環として、「伝統教学復興プロジェクト」がスタートした。このプロジェクトは、真言宗徒として本来必須であるべき教相の講義や講伝、事相伝授等の機会が減少し、正統な伝承者自体も少なくなりつつある現状に対応すべく、広く真

言宗内に開放して伝統教学の復興と将来への継承を図ったもので、次項の一流伝授と同じく真言僧侶のリカレント教育の一翼を担うものである。その第一弾として平成16年6月に「大日經講伝」を開催して以来、現在に至るまで毎年3回のペースで実施してきている（資料14）。これには毎回全国から200名を超える寺院関係者が受講に集まり、本学の学生・大学院生も已灌頂の者（已に灌頂を受けた者）に限って受講が許されている。これについては評価基準4も併せて参考されたい。

⑨一流伝授

これは真言宗中院流一流全体の伝授を内容とする授業（半期2単位）で、真言宗行者として、ことに高野山真言宗教師としてその資質の向上を図り、流儀の継承の重要性を認識させ、その継承者を育成することを目的とするものである。本授業は、本学の学生だけでなく、已灌頂の者に限って外部からの聴講を許可しており、真言僧侶のリカレント教育の意味を有している。

⑩人権研究会

昭和58年（1983）、高野山真言宗は、高野山真言宗における人権問題について、研究者の視点から詳しい研究が必要であるとの認識に基づいて、高野山大学にその検討を委託した。同年、密教文化研究所の一部門として、同和研究を学問的に推進する体制が整備された。学内に同和研究会が設置され、本学スタッフおよび高野山真言宗同和局（現在の人権局）のスタッフによる共同研究が行われてきた。

国策であった同和対策事業は平成14（2002）年に終結した。本学も、より広い視点で現代社会の人権問題に取り組むため、平成19年度より同和研究会を人権研究会と改称し、年間5回程度の研究会を開催し、その活動を継続している（資料15）。また、研究会での発表に基づいて、高野山真言宗務支所等からの人権問題研修会への講師派遣要請にも対応している。その活動資金は、総本山金剛峯寺より提供されており、人権関係の図書の購入等に活用するとともに、成果の一部を『辯—高野山大学人権講話集』vol.1（資料16）として発行した際にも用いられた。現在、研究会には高野山真言宗人権局の局長等がオブザーバーとして、人権問題の専門家として大阪芸術大学短期大学部等講師・神戸修氏がアドバイザーとして同席している。

また、同研究会の代表者は、（社）和歌山人権研究所の理事となることが慣例となっており、年間数回の役員会・研修会に出席している。和歌山人権研究所および神戸修氏等の協力を得て、本学では毎年1回、人権研修会を開催し、全教職員の出席を義務付けている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学は精力的に25年にわたって毎年継続的に様々な形の生涯学習講座を開き、大学の研究成果を広く一般に還元してきた。このことは評価に値する（資料17）。

また、本学図書館は高野山内にある唯一の図書館であり、一般利用者へも開放されている（資料18）。この点は評価できる。

「高野町と高野山大学の友好協力協定」に基づく一連の事業は、地域の人々との触れあいそれ自体が学生にとって貴重な教育機会となっていると評価できる。平成 21 年度にスタートした「放課後子ども教室」は子どもたちが次の開催を楽しみにしてくれるまでになっており、保護者からも評価を得ている（資料 19）。

コンソーシアム和歌山に関しては、未だ基盤整備の段階を脱してはいないが、県内高等教育機関による単位互換授業のための環境は充実しつつあり、戦略的大学連携支援事業の実施期間は 3 年という短い期間であったが、一定のインフラ等の整備およびそれに対応できるスタッフの確保ができたことは評価できる（資料 20）。

②改善すべき事項

「高野町と高野山大学の友好協力協定」は本学が地域の行政等と連携して取り組みを進めるための貴重な法的根拠となっている。ただ、それを包括する一般的方針は明示されていない。

本学は各種公開講座の実施や講伝、一流伝授といった真言宗団への教育成果の還元を行ってはいるものの、本学と社会の関係は一方向的なものに止まっている感を否めない。社会からの要望を受け付ける窓口が明確になっていない。

人権研究会の活動は、総本山金剛峯寺社会人権局に対して、毎年度末に報告されているが、社会一般にはあまり知られていない。今後は、真言宗内にとどまらず、より広く一般に向けた活動に展開して行く必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学は小規模大学としては多彩な学外講座を展開していると言える。しかし学外者向けの講座を開始した昭和 60 年の時期と比べると、本学は学科組織を大幅に改変し、スタッフの規模も縮小している。そのため公開講座の実施がスタッフにとって過大な負担となってきた。しかし、弘法大師空海の思想を中心とした密教・仏教の精神的遺産を広く社会に還元することは、本学にとっての社会的責任である。現在のスタッフ規模から見て無理のない運営体制を構築し直すべきである。

本学における教育研究に対する社会的ニーズを的確に汲み取り、内容的により精選された講座を提供する体制を整えるべきである。現在も各種講座の受講者に対するアンケート調査を通して、本学公開講座に対する社会的要求を読み取る努力を重ねているが、企画・広報係という一部局の業務としてなされているに止まり、社会のニーズを読み解く窓口として十分であるとは言い難い。社会との連携窓口となるリエゾン・オフィスのような組織の設置が望まれる。特に本学の母体である真言宗団との協力連携の体制づくりは喫緊の課題である。

②改善方策

高野町や高野町教育委員会、高野町民との連携を安定的かつ継続的に維持するためにも地域交流センターの早期の設置が望まれる。

国際交流に関しては、本学が推進する密教研究は、日本の、あるいは弘法大師空海の密教を中心とするものということもできるが、その淵源をたどればインド、チベット、中国など広くアジア地域の思想圏を対象とするものであり、この点でより活発な組織的交流が望まれる。本学には海外から研究者を招いて組織的・継続的に共同研究を推進していくための制度的・資金的な枠組みが存在しない。これを整備して交流事業を単発的なものに終わらせない努力をする一方、科学研究費補助金や民間の助成財団による外部資金の獲得を積極的に試み、海外の研究機関・研究者との交流を安定して継続できるよう制度的な整備をすることが望まれる。

人権研究会の活動の成果を広く社会に還元する目的で『絆—高野山大学人権講話集』を発行したが、今後は研究成果を公開するための冊子・機関紙・書籍・インターネットなど、何らかの形式による媒体を作成することが望ましい。

4. 根拠資料

- 資料1—「高野山大学履修規程」第2条（「添付資料」⑦a）
- 資料2—「高野町と高野山大学の友好協力協定書」（「他の根拠資料」8-1）
- 資料3—「地域の問題を考える連続講義資料」（「他の根拠資料」8-2）
- 資料4—「放課後こども教室資料」（「他の根拠資料」8-3）
- 資料5—「生涯学習講座等実施実績」（「他の根拠資料」8-4）
- 資料6—「21世紀高野山医療フォーラム」ホームページ（「他の根拠資料」8-5）
- 資料7—「伊都高校・高野山大学連携授業スケジュール」（「他の根拠資料」8-6）
- 資料8—「図書館学外利用者数」（「他の根拠資料」8-7）
- 資料9—「それゆけ！としょかんだより」（「他の根拠資料」7-8）
- 資料10—「高等教育機関コンソーシアム和歌山 単位互換に関する包括協定書」（「他の根拠資料」8-8）
- 資料11—「京都宗教系大学院連合関係資料」（「他の根拠資料」4-5）
- 資料12—「高野山大学・中部イタリア神学大学文化交流協定書」（「他の根拠資料」8-9）
- 資料13—*Esoteric Buddhist Studies: Identity in Diversity, Proceedings of the International Conference on Esoteric Buddhist Studies, Koyasan University, 5 Sept. -8 Sept. 2006, Koyasan University, 2008*（抜粋）（「他の根拠資料」8-10）
- 資料14—「高野山大学伝統教学復興プロジェクト関係資料」（「他の根拠資料」4-3）
- 資料15—「人権研究会開催実績」（「他の根拠資料」8-11）
- 資料16—『絆—高野山大学人権講話集』（「他の根拠資料」8-12）
- 資料17—「生涯学習講座等実施実績」（「他の根拠資料」8-4）

資料 18—「図書館学外利用者数」（「その他の根拠資料」8-7）

資料 19—「高野町と高野山大学の友好協力協定書」（「その他の根拠資料」8-1）、「放課後こども教室資料」（「その他の根拠資料」8-3）

資料 20—「高等教育機関コンソーシアム和歌山 単位互換に関する包括協定書」（「その他の根拠資料」8-8）

9 管理運営・財務

管理運営

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

少子化時代における学生数の減少を受け、本学の中・長期的な管理運営方針を定めるべく、平成19年4月に学長名で「高野山大学再生への道」(資料1)が、平成20年11月に同じく「高野山大学再生への道 II－新たなる教育方針－」(資料2)が提出された。同年7月、学外コンサルタントによる調査・分析結果をまとめた「高野山大学経営課題の俯瞰的認識」(資料3)が提出された。これは同年10月、高野山学園臨時評議委員会ならびに臨時理事会に報告された。平成21年、これらの議論を受けて、「高野山学園改善・改革計画 第一次実施案」(資料4)が策定され、学科の再編成、定員数の変更、予算編成方針の策定がなされた。同計画は平成21年2月、全教職員を対象とする全学説明会において説明された。

専任教員によって組織される教授会は、1学部からなる本学において、学内における最高の意思決定機関である。本学の建学の理念・教育目的を実現する管理運営方針の決定は教授会を経て、全学的取り組みとして実行されている。教授会には様々な委員会が置かれ、委員会や各部署からの報告・審議事項も教授会の議題にあげられている。その教授会の権限と責任は、「教授会規則」(資料5)により定められている。定例教授会は毎月開催され、必要に応じて臨時教授会を開催している。様々な施策は、各種の委員会等で審議決定、または学長への起案書による承認を得て、実行されている。

この教授会の報告・審議・決議事項の内容は、構成員ではない事務職員に対しても議事録として周知されている。従前は会議翌日に事務担当課長等の会合を経て課内に伝達されていたが、平成21年度から担当課がグループウェア上に議事録を掲載するように移行し、伝聞ではなく直接情報を確認できるようになった。

また、理事会の承認を得るべき運営方針は、大学で運営方針を決議した後に、評議員会と理事会の審議を経て承認されている。学科再編などの中・長期的な運営方針や、予算執行にかかる人員配置計画などはこれにあたる。理事会の権限と責任は「学校法人高野山学園寄附行為」(資料6)および施行規則に基づいており、本学園の最高の意思決定機関である。よって、大学内で承認済みの事項であっても理事会によって修正・撤回を求める場合もあるし、あるいは理事会側の起案として大学部門に審議・決定を求める場合もある。

理事会では、少子化・全入時代・地方小規模大学といった諸条件下で、消費収支が支出超過となっている本学の経営状態に対処すべく、平成18年度に現理事長が就任して以来、それまで以上に各部門の経営の改善・改革に取り組んできている。理事会・評議員会の開催回数は、従前は当初予算・決算にかかる年2回の開催に加えて1ないし2回程度であったが、現在はその数を増やしている。さらに、理事長、常務理事、監事によって構成される常務理事会が、理事会よりも

高い頻度で開催されており、内部審査人等のオブザーバーを交えて、学園と各部門における運営方針や各種課題に関する情報共有、議論および審議の機関となっている。

従前は大学部門の学長、学監は、常務理事として理事会に出席するとともに、教授会にも出席しており、学園全体の運営方針のもとに大学部門の統括を行ってきた。そして上述したように、中・長期的な運営方針に関する事項については、常勤の教職員全員を召集して全学説明会を催し、学内構成員の意見交換を通じた意思決定あるいは理事会決議にかかる情報提示など、情報共有と意見交換の場を設けることに努めている。

平成 22 年 9 月、学園全体の改善改革の一環として、管理運営組織を本学園の現在の規模に応じた構成にして、組織の活性化を行う目的で、寄附行為を変更し、大規模な組織変更が行われた(資料7)。

理事・評議員の定数は、理事が 12 人から 10 人に、評議員が 30 人から 21 人となった。理事の内訳は、高野山真言宗務総長、法人本部長、高野山大学長、高野山高等学校長、高野山真言宗会議長、高野山真言宗責任役員 2 人、評議員 1 人、学識経験者 2 人である。また、評議員の内訳は、従前の理事全員を含むという条件をはずして、高野山真言宗責任役員 3 人、高野山真言宗会議員 4 人、法人職員 6 人、卒業生 3 人、学識経験者 5 人とした。

そして、学園内において、本部には法人本部長を新たに設けて、その下に事務局長、事務局長補佐がつき、大学・高校・幼稚園を統括する本部機能の強化がはかられ、理事会が責任をもつて学園経営の主体となる体制の構築が図られた。

大学部門の役職についても、学監、文学部長、文学研究科長、学生部長を廃し、文学部長と学生部長であった教員 2 名が副学長(教務担当)、副学長(学生サポート・就職・広報担当)となつた。これと同時に、大学事務組織の改変も行われたが、その具体的な内容は、評価項目(3)に記す。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学における各種事業の管理運営の根拠となる規程類(規定・規程・内規・マニュアルなど)は、必要に応じて隨時定められており、関係法令の変更とともに順次改正を行っている。最新規程は、本学事務所に大学規程集台帳を常設して、関係者の閲覧に供する体制を設けている。ただし、学園全体の視点で、本部・大学・高校・幼稚園の各規程類の整合性を点検する作業は行われていなかつたため、現理事長就任後の改善・改革の一環として、本部主導で各種規程を見直し、必要に応じて改正や統廃合を行うことが行われた。平成 19 年度・20 年度のその成果は、平成 21 年 3 月に、本部から各部門の構成員にデータとして配布された。以後、本部・大学・高校・幼稚園の各部門において規程の改定が行われた場合には、本部に①決議した会議の開催日と会議名②新旧対照表③新規程を提出して、学園経営の観点から本部でチェックし、学園全体で各部門の規程類を確認できる体制を設けている。

ただし、平成 21 年 3 月に本部から規程データが配布された際に、近々に制定することを前提に案文の状態で回覧された未制定規程類について、リーガルチェックや本学の実情に合わせた見直し作業の途中で止まっているものがある。

また、就業規則と事務分掌規程への明記がないままに担当業務となっている事務などを含めて、事業内容や職務内容の明文化と業務のフロー図化を行うことは、平成 19 年度に前学監(現高野

山学園事務局長)が就任した当初から指示されていた。しかし、現在も完成に至っておらず、平成22年9月の組織改変を機に、本部から再度指示されることとなった。この点に関して、本学の会計監査にあたる公認会計士からも、業務監査のために、職務権限に関して明文化した規程を早急にととのえるようにとの指摘がなされ、現在、総務課を中心に、規程作成に向けた作業に着手している。

大学事業の管理運営の責任を負う学長ならびに役職、および事務組織の権限と責任については、「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規定」(資料8)に示されており、その選出もそれぞれの選考規程や任用規定に基づいて行われている。

寄附行為変更に伴う平成22年9月の組織変更以前には、学長は「高野山大学学長選考規程」により、文学部長は「文学部長選考規程」によって選出されていた。文学研究科長、学生部長、図書館長、密教文化研究所長、通信教育室長、さらに大学にとって必要な事業運営に応じて副学長、学長室長、リエゾン室長などの役職を、期限付きで学長が教員から任命してきた。教員に対して隨時発令された役職については、事業目的にそって実効性をもった活動を実行しやすいものとするための措置であり、役職手当が平成14年度から凍結された状態の中においても、各員が大学のミッションとして業務にあたっている。平成22年度4月の時点、副学長、通信教育室長、リエゾン室長は任命されておらず、通信教育室長は平成16年度の設置から5年を経て、研究科長に一元化された。

平成22年9月の寄附行為変更と組織変更により、学長の選考規程が改変されることとなった。平成22年7月制定の「学校法人高野山学園特別職員選任・任用規定」(資料9)にもとづき、「高野山大学学長候補者選考規程」(資料10)が平成22年10月に制定され、平成23年度4月就任予定の新学長の選考から適用される。

この新しい規程では、大学側が候補者を推薦する制度は残しつつ、「学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる真言宗教師の中から、教授会が学長候補者3人以内を推薦し、理事会が選任する」と変り、学長に求める資質をより一層明確にした。平成22年9月に本学の規模に応じた組織のスリム化をはかる目的で、文学部長・文学研究科長を廃して副学長(教務担当)を置き、学生部長を廃して副学長(学生サポート・就職・広報担当)を置くこととなり、大学組織の管理運営責任は学長(常務理事)に集約されることとなった。学長は常務理事として、大学の自主性と理事会の経営方針との間で、今後一層、学内の管理運営の統括者として教職員に対するガバナンス力求められることが予想される。

なお、教授を採用・昇補してきた過程における評価・審議・決定は、平成20年5月までは、「高野山大学教員任用規定」、「同細則」、「客員教授規程」、「非常勤講師規程」、「同施行細則」、「特別招聘教授規程」によって行われてきたが、規程整備事業の結果、平成20年5月にそれらを廃して、「高野山大学教員任用規定」(資料11)として統括している。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織は、平成22年9月の改変直前においては、総務課(総務係、企画広報係)、学生サポート課(教務係、学生サポート係)、通信教育室、図書課、密教文化研究所があり、通信教育室業務や学生寮業務は学生サポート課の担当となっていた。これらの組織は事務部長が統括して

きたが、事務部長は前任者退職以後に新規任命がないことから、事務組織の統括は実質的に学監が行い、予算執行の承認等を行ってきた。

平成 22 年 9 月の組織改変では、学監職が廃され、法人本部が経営面のチェックを行うこととなり、事務組織自体の改変も行われた。

学生サポート課は教務課と学生サポート課(学生サポート、就職、広報)に再編成された。この結果、教務課は副学長(教務担当)が、学生サポート課は副学長(学生サポート、就職、広報担当)が統括する体制となった。また、総務課(総務係、企画広報係)は総務課と会計課となり、企画広報係は学生サポート課に組み入れられた。学監職が廃止されたため、組織上、総務・会計課は直接学長が統括する体制となったが、労務管理、予算執行承認などに関して従前学監が行っていた部分を、学長がどこまで受け持つことができるかという問題があり、現段階は移行期として、法人本部事務局長が従前の学監の役割をはたし、権限について規程を定める方向で調整を行っている。

組織規模に応じた組織改変と言いつながら、事務職においては課の数が増えた形となっているが、かつての業務の縦割り問題を事務組織を統合した過程で整理した上の再編である。

事務組織の人員配置に関しては、各部署の長が各事業に必要な人員数を検討して予算申請し、予算折衝の上で、理事会の予算承認を受けて実行している。ただし、大学業務の多様化は、同じ部署の職員に、統括者の異なる兼務状況下での執務を強いている。現状では、互いに情報を共有しながら、臨機応変に対処しており、業務内容の整理と明文化、権限に関する規程の制定などが待たれるところである。

また、人員配置について、理事会が大学経営の改善・改革を進める中で、本学の収支予測を踏まえ、本学が単年度赤字を出さないための施策として、減数人員で業務を行いうる体制への移行を目標として、平成 21 年 2 月理事会にて中期経営方針が定められた。しかし、入学生数見込に対する達成状況や業務内容の多様化の中で、平成 22 年 9 月の事務組織改変により適正な人員配置数についての計画は見直された。現在、国の政策として定年の引き上げや継続雇用制度の導入が原則義務化している中、再雇用を前提とした中長期的な人員配置計画への見直しも必要となっており、再雇用の待遇を厚くすれば、若年層の新規採用や単年度雇用の取りやめ、給与の圧縮といった選択肢をとる必要もでてくるであろう。

事務職員の採用・昇補については、「高野山大学就業規則」(資料 12)、「高野山大学給与規定」(資料 13)などによって行っている。平成 20 年度予算申請から、職員の採用についても、事業内容にかかる予算申請ならびにその折衝に際して検討を行い、理事会に承認を求めている。予算折衝の過程で、専任・単年度・アルバイトに関する採用を控えて事業規模を縮小することも実行している。

また、10 余年前から、本学では初任時から専任事務職員として採用することをしていない。単年度雇用を3~5年経た上で専任事務職員に任用している。これには、多様化した業務に適した人員配置、そして年単位での人物評価を行いうるという効果がある。退職金や各種手当の削減にもつながっている点もあるが、正規採用事務職員と非正規採用事務職員の業務内容や責任の度合いと賃金差との相関関係について、疑問を呈する意見もある。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るために方策を講じているか。

本学では、人事考課に関する明瞭な評価基準を策定・公開してはいないが、小規模大学という利点を活かして、事務職員個々人の意欲、あるいは大学としての達成目標と担当者の意欲を聞き取り、業務評価を行ってきた。昇補に係る評価についても、同様である。

ただし、客観的基準や数値化に基づく業務評価の導入も検討は行っており、他大学で実際に導入されたポイント制などに関する情報収集をはじめたこともある。しかし、評価者の公平性を担保するために、恣意的でない客観的な評価基準の策定と情報公開の仕組みが必要であるが、大学業務が多様化し、少人数の職員が様々な業務を兼務分担している本学の現状では、事務業務の成果物についての評価基準を一から構築していくことは困難との理由で、素案作成までには至っていない。

職員の資質向上にかかるスタッフ・ディベロップメント(SD)について、専任職員には毎月の給与支給時に研修手当として支給し、その活用は個々の判断にゆだねている。大学事務職として備えておくべき知識や技術、社会の動向で今後必要となる知識や技術に関して、組織的な研修は行われていない。

本学が教職員全体を対象として定期的に実施している SD としては、人権研修会がある。その他に、本学は、戦略的大学連携支援事業(代表校:和歌山大学)が実施している SD 研修会(マナー研修等)にも参加している(資料 14)。また、不定期なものとしては、危機管理研修(平成 21 年度)、AED 取り扱いや救命措置に関する研修(平成 22 年度)などを実施してきた。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

平成 22 年 9 月の大規模な組織改変によって、理事会が積極的に学園運営の主体となる体制が確立された。今後の中・長期的な学園の管理運営方針のもと、理事長の下に新たに設けられた法人本部長を中心に学園全体の意思決定プロセスが透明化され、大学部門においては、学長(常務理事)を頂点に意思統一が行われやすい形となり、業務内容を整理再編した改善となっている(資料 15)。

また、このたびの組織改変と同時に学内規程類の整合性を調べて、制定や改廃を行い、本部に提出する仕組みができたことは評価できる。

②改善すべき事項

度重なる学科組織再編や事務組織改変等は改革改善に努力した結果ではあるが、改変された事項がどの程度有効かが未だ確かめられないうちに次の改変に着手しなければならないという状況が続いてきた。

その業務に必ずしも習熟していない事務職員が大量かつ多様な業務を引き受けざるを得ない実情に加えて、業務のマニュアル化が不十分なことが、効率化の妨げとなり、専念すべき職務の曖昧化や、業務分担の不均衡、作業の長時間化、ミスに対するチェック機能不全といった弊害が生じている。

管轄省庁への書類の提出や、情報公開事項についても、その手順がフロー図化されておらず、特定の職員の経験則によっており、必要な規程が案文のままで作業休止している点など早急に改善すべき事項である。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学はさまざまな学科改変や事務組織改革に取り組んできた。しかし、いずれの改革も短命に終わった。その時々で精一杯の判断をしてきたものであったとはいえ、長期ビジョンを欠いていたことも否めない。このたび法人本部機能を強化し、学園としての意思決定プロセスを明確化したことを機に、学園として大学の長期ビジョンを明確にする必要がある。

今回学科組織を密教学科一学科としたことは、弘法大師の密教を中心とした教育・研究こそ本学の使命であることの表明である。この使命を追求するための教員組織の人事計画、事業計画を学園として立案してゆかねばならない。その長期目標を具体化した短期、中期における具体的目標値を設定し、それぞれに関する評価をきちんと記録し、情報を共有することが必要である。そのためにも目標値の設定と検証のサイクルが今後定着するよう継続的な努力が必要である。また日々の業務において、教育職員は教育研究の意義や成果を社会に発信すると共に、教育・研究・社会貢献事業に主体となって取り組み、事務職員はそれを実行する上での事務処理や行政施策の情報収集など、更なる連携が必要である。

②改善方策

業務の多様化は、専念すべき職務の曖昧化や、業務分担の不均衡、作業の長時間化といった弊害をもたらしている。多様化した業務内容を整理して、個々の業務の見直しと体系化を行い、本学の業務に必要な能力に対するSDを実施する必要がある。業務能力の底上げをはかるSD項目の抽出と優先順位の検討を行い、初任者研修、10年研修などの制度化を急ぐべきである。コミュニケーション力や管理職研修などといったSDも検討すべきであろう。

規程改変にかかる法人本部による文書管理の一元化をさらに徹底し、案文のまま休止となっている未制定規程の作業を再開し、本部や会計士の指導に基づき、大学事務における各課の職務内容や権限の明文化、業務のフロー図化などを、順次行う予定である。

4. 根拠資料

資料1－「高野山大学再生への道」（「他の根拠資料」9-1）

資料2－「高野山大学再生への道 II－新たなる教育方針－」（「他の根拠資料」9-2）

資料3－「高野山大学経営課題の俯瞰的認識」（「他の根拠資料」9-3）

資料4－「高野山学園改善・改革計画 第一次実施案」（「他の根拠資料」9-4）

資料5－「高野山大学教授会規定」（「添付資料」⑦b）

資料6－「学校法人高野山学園寄附行為」（「添付資料」⑦g）

- 資料7－「学校法人高野山学園事務組織図(新旧対照)」(「その他の根拠資料」9-5)
- 資料8－「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規定」(「添付資料」⑦c)
- 資料9－「学校法人高野山学園特別職員選任・任用規定」(「添付資料」⑦d)
- 資料10－「高野山大学学長候補者選考規程」(「添付資料」⑦d)
- 資料11－「高野山大学教員任用規定」(「添付資料」⑦c)
- 資料12－「高野山大学就業規則」(「添付資料」⑦c)
- 資料13－「高野山大学給与規定」(「添付資料」⑦a)
- 資料14－「出張報告書」(「その他の根拠資料」9-6)
- 資料15－「学校法人高野山学園事務組織図(新旧対照)」(「その他の根拠資料」9-5)

財務

1. 現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学における本務である教育研究ならびに各種の社会貢献を遂行するためには必要な財政基盤について、過去5年の「消費収支計算書関係比率(基礎データ表7)」(資料1)から分析すると次の通りである。

教育研究を安定的に遂行する上で必要となる継続的な収入としては、学生生徒等納付金、建学の理念に基づく本学の教育研究活動に賛同する寄付金、そして国庫補助金等があげられる。

帰属収入に対する学生納付金の割合は、平成18年度の27.4%から平成21年度の51.3%まで比率幅が大きい。これは、平成18年度に創立120周年記念事業があり、新講堂建設にかかる寄付金収入で帰属収入が増えたためである。学生納付金収入については、平成17年度の4億円から平成21年度の3億円まで、約1億円(25%)減少している。平成16年度に開設した大学院修士課程通信教育課程は収容定員を超えたままで推移している。学科再編による収容定員減少と在籍学生数の減少は、卒業(減)と入学(増)の差異も意味しており、5年間で約1億円の減少として表れている。現行の学生生徒等納付金は、平成5年度より同額で推移しているが、現在の社会経済状態における学資出資者の負担を考慮すると、学部教育における増額改定は難しい。

私立大学経常費補助金をはじめとする国庫補助金は、120周年記念事業にかかる寄付金で帰属収入が多い平成17、18年度は、帰属収入に対する比率は約10%であるが、平成19年度には19.5%、平成20、21年度には16%台であり、国の私学助成は本学の経営において重要な意味を持つものとなっている。本学は、地方・小規模大学ではあるが、本学の教育研究の特色を活かして教育研究や社会貢献のプログラムを構築していくことを課題としている。しかし、各種事業の縮小と学生数の減少に伴い、平成19年度から平成21年度にかけて国庫補助金は3千万円ずつ減少し、平成21年度には9,582万円となっている。

次に支出について、「消費収支計算書関係比率(基礎データ表7)」で教育研究経費を見ると、比率、実額ともに大きく変動しており、平成21年度において帰属収入に対する教育研究経費は50.4%となっている。数字上は、収入減にも関わらず教育研究に相当額を支出しているとの見方もできるが、平成17年度と平成18年度は創立120周年記念事業ならびに新学科開設などによる変動、以後は減価償却の数字による変動を考慮する必要がある。すなわち、平成19年度は平成18年度建設の新講堂ならびに関係設備の減価償却が始まり、翌平成20年度は会計士が新たになって過年度の減価償却に関して見直しを行い、過年度分の減価償却について適正な処理を行った。さらに平成21年度には理事会にて「学校法人高野山学園経理規則」(資料2)が改正され、耐用年数と残存価格に関する減価償却の見積方法を変更し、備忘価格1円まで償却したことで過年度分約7千万円を償却することとなった。減価償却費比率からも、過去5年間の変動の大きさが見て取れる。こうした大きな変動要因を除いて分析しようとする場合に、仮に減価償却を除了した数値を示すと、平成17年度は1億5千万円、平成18年度は2億円、平成19年度は1億

4千万円、平成20、21年度は1億2千万円となり、教育研究経費は減少してはいるが、その減少幅は学生の減少率よりも小さい。

平成18年7月に新理事長、平成19年4月に新学長が就任し、学園理事会が主体となって経営改善・改革に着手し、新たにコンサルタント、内部審査人を置き、会計士も交替し、過去の事業に関する検証を行い、平成21年2月理事会で新たな将来計画が制定された。それは、単年度消費収支が支出超過となっている現状を改善し、5年後に単年度消費収支が収入超過とするための、歳出削減を主眼とする第1次計画として位置づけられた。しかし、学生数の減少などから、さらなる歳出削減のための施策と歳入増加のための施策に関する議論が行われているところである。なお、本学において、借入金はない。

科学研究費補助金

過去5年間の科学研究費補助金の申請数・採択数および補助金額は次の通りである。基盤研究Cに対しても間接経費が支給されるようになり、研究分担者には直接経費・間接経費が配分されるようになるなどの制度改革をうけて増額している。

平成17年度 申請数3件、採択数1件、補助金額 直接経費70万円

平成18年度 申請数2件、採択数1件、継続1件、

補助金額 直接経費440万円、間接経費117万円

平成19年度 申請数1件、採択数0件、継続1件、

補助金額 直接経費220万円、間接経費66万円

平成20年度 申請数4件、採択数1件、継続1件、研究分担3件

補助金額 直接経費492万円、間接経費1,476,000円

平成21年度 申請数5件、採択数2件、継続1件、研究分担4件

補助金額 直接経費339万円、間接経費837,000円

本学教員の申請は、従来基盤研究Cの申請がほとんどであったが、平成18年度に基盤研究Bに申請して採択されたことを機に、従前以上に研究機関として積極的なサポート体制と研究環境の充実にむけた取組みの必要性を認識することとなった。しかし、申請数と採択数の絶対数が少なく、研究代表者、研究分担者とも特定の教員が採択されている傾向にある。競争的研究費の獲得は、研究者に対する社会的評価であり、社会的貢献をなすことの認識のもと、申請を行う意欲とサポート体制が必要である。平成22年度には、採択実績教員と事務職員が連携して申請予定者をサポートする連絡体制、科学研究費補助金事業に係る事務補佐員を雇用し、研究費採択と処理に関する体制強化をはかっている。

寄付金

一般寄付金において、本学園の設立母体である高野山真言宗団からの寄付金が大半を占めている。高野山真言宗団ならびに高野山勧学財団から本学園全体への寄付金は約2億円あるが、そのうち教学研究を担う本学に対する寄付金は次の通りである。平成17年度2,250万円、平成18年度4,300万円、平成19年度4,550万円、平成20年度4,400万円、平成21年度4,400万円。

また、平成17、18年度の本学への寄付金額の合計は10億円に達するが、これは2号基本金を組んでいない本学が、創立120周年事業で新講堂を建設するに際して、同窓会や同窓生、教

職員はもとより、個人や企業などに広く寄付金を募集し、ことに、高野山真言宗団からは全面的な協力を得て、全国の高野山真言宗寺院に対して寄付金勧募を行った結果である。寄付金募集に際しては、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度も活用している。

奨学金ならびに寄附講座等の目的を明らかにした特別寄付金の受け入れも行っている。

受託研究・共同研究

本学では、現在、受託研究、共同研究用資金の受け入れはない。

財政比率

1) 消費収支計算書関係比率について

帰属収入に対する人件費比率は、創立 120 周年記念事業に係る帰属収入が多かった平成 17、18 年度においては 5 割を切っているが、平成 19、20 年度には 59.1%、平成 21 年度には 68.5% となっている。人件費は、平成 18 年度は 5 億 7930 万円であるが、人員を削減し、平成 21 年度には 4 億 804 万円となり、1 億 7 千万円（29.5% 減）を減じた。平成 17 年度と比較した場合においても、平成 21 年度は 1 億 3519 万円（24.9% 減）となっているが、それ以上の速さで帰属収入の減少が進んでいることがわかる。

学生生徒等納付金に対する人件費依存率は、平成 18 年度の 151.8% 以外は 130.9% から 134.6% の幅にあり、人員削減策が学生数減少と比例して推移している結果となっている。しかし、学生生徒等納付金の 1.3 倍以上の人件費支出の状態で、且つ帰属収入に占める学生生徒等納付金比率が年々増加して平成 21 年度は 51.3% に至っていることは、学生生徒等納付金以外で、人件費支出超過分と教育研究経費・管理経費等にあてる財源確保の必要性を示している。帰属収支差額比率、消費支出比率の数値とともに、平成 21 年度に支出超過に転じた数値となっていることからも、それがうかがえる。現状では借入金はなく、過年度の預金等で対応しているが、学生数を増加する方策および人件費の更なる削減、そして収入増への対策を要する。

2) 貸借対照表関係比率について

固定資産のうち、有形固定資産は、大学設置に必要な施設・設備のみであり、その他の固定資産は奨学金基金・拡充整備資金の特定預金、ならびに運用資金としている特定資産である。流動資産のほとんどが運用資金である。固定資産の金額が大きいため、構成比率、流動資産比率とも、特記すべき変化はない。

固定負債は退職給与引当金である。

また流動負債のほとんどが次年度の学生生徒等納付金の前受金であるため、入学生の減少とともに流動負債構成比率は年々減少していたが、平成 21 年度になって若干増加に転じた。流動比率において、流動資産が流動負債を常に上回っており、1.6 倍から 2.3 倍の間で推移している。

自己資金構成比率は 90.3～92.1% であるが、負債は上記のとおりであるので 100% に近い。

総負債が徐々に減少しているのは学生数、教職員数の減に伴うものであり、総負債比率は平成 19 年度以降 8 % 前後となっている。

消費収支差額構成比率は、減少しつつもプラスであったものからマイナスに転じている。これは、学生納付金収入減による消費収支差額が減少し、消費支出超過となったためで、減価償却などの変動要因を除いて考えても年々増大していることは明らかである。

前受金保有率は、現金預金を年度末に必要分のみ残して特定預金に繰り入れていないために数値が増加し、平成 17 年度 208% に対して平成 21 年度 319% となっているが、前受金の根拠となる次年度入学生は、平成 20 年度まで減少し、平成 21 年度若干増加に転じた。

退職給与引当預金率は、退職金財団に加入しており、退職金支払資金は特定預金と退職金財団からの交付金により支給しているので、退職金支払特定預金額と退職金財団からの交付可能額の合計が退職金要支給額になることが適切である。そこで、50%以上の預金率を適切として行ってきた。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

従前の予算編成は、学監(財務担当理事)より事務連絡会で、各課へ次年度の予算原案の提出を通知し、通知を受けた各課が予算原案を作成して、各課長より総務課へ提出していた。総務課は、学生数減を鑑み、対前年度同額あるいは減額の予算を基本として、収入予算に基づき、各課から提出された予算要求を検討して、学内予算を作成して学監に提出した。そして、評議員会・理事会は、学監より提出された予算案を審議し決定していた。

しかし、平成 20 年度の予算編成に際して、理事会主導による学園経営改善・改革の一環として、事業実施にかかるコスト意識の徹底と事業別経費の内訳を明確にすべく、予算申請様式を新たに作成した。これにより、学科や研究科に係る経費については教員が、その他事業に関しては担当課が、過年度実績をもとに事業別の予算案を作成して総務課に提出し、その後に担当課と学監、総務課の間で予算折衝を行なう方式に変更した。

さらに、予算編成方針についても、平成 22 年 12 月に法人本部から大学部門に数値目標が提示され、大学部門の予算案に対して、本部と大学との間で予算折衝を行うことになった。

次に予算執行について、従前は、大学部門(学部・大学院、別科)は、学長、学監(事務局長)と文学部長、大学院文学研究科長、別科主事および各事務担当課長が協議し、図書館は、学長、学監(事務局長)、図書館長を含む図書館協議会において審議決定し、密教文化研究所は、学長、学監(事務局長)、密教文化研究所長を含む研究所協議会において審議決定していた。

その手続は、図書予算を除いて、設備・備品等の購入について物件調達伺書を提出し、総務係を経て、再度、学監の承認を得てから執行していた。また、出張については、出張願・報告書とともに学長、学監の承認を得てから執行していた。

平成 22 年 9 月の組織変更で、文学部長や学生部長は副学長となったとはいえ、実質的な命令系統に大きな変更はないが、大学の学監職が廃されたことにより、学長が大学部門における予算執行の責任者となった。しかし、本部がチェック機能を有する必要性もあって、移行期の措置として、本部事務局長(前学監)が予算承認をするという仮方式で予算執行している。

現在、担当者が事業経費を把握し、コスト意識を持つために、物件購入伺書をできるだけ作成し、会計伝票の承認についてもすべて事務局長(前学監)の承認印を必要としている。このチェック機能は原則継続することが望ましいと考えるが、煩雑な面も否めない。職務権限に関する規程を整備して、予算承認済みの一定金額以下の物品については課長決済で承認する制度、ならび

に、当初予算承認されていても、一定金額以上の高額物品購入は再度見積をとる制度に移行して、経費節減と作業時間の短縮をはかる方向にある。

予算執行に関する内部監査については、理事会で選任された監事 3 名により、年 1 回決算監査を行っており、監事はすべての理事会・評議員会に出席している。また、法人本部の内部審査人、コンサルタントなどにより、予算執行に関しての調査分析ならびに提言が理事会等でなされている。

外部監査は、公認会計士と契約し、ほぼ月 1 回のペースで通常の会計業務監査が行われており、会計士と監事の意見交換の場をもって、適切に行われている。

「学校法人会計基準」により作成した、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」の 3 つの計算書(資料3)の公開については、昭和 60 年度より大学広報誌である『学報』にて財政公開し、卒業生・教職員・在学生および保護者、そして他大学へ送付してきた。その後、平成 17 年度からは、ホームページ上に事業報告書等とあわせて公開するようになり、毎年追加して、複数年次分を掲載している。さらに、社会に対する説明責任として、計算書類の見方や解説もあわせて記載することが求められるようになり、平成 22 年の法改正による情報公開項目の増加を機に、計算書類の内容に関する概要説明文を掲載することとなった。ただし、予算書については公開していない。

なお、学内においては、理事会で承認され文部科学省に報告した計算書類一式および予算書を、教員・職員の代表者へ渡している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

現在借入金はなく、その点において経営努力がなされているといえる。また、この間、事業実施に伴う関連経費の数値についての検証が行われ、事業ごとに職責が明確にされた結果、日常の細かな点に至るまでコスト削減の意識は浸透しており、この点は評価できる(資料4)。

科学研究費補助金については申請数と採択数を増やすため申請説明会を実施するなどサポート体制を整えている点は評価できる。

②改善すべき事項

消費支出超過が続いているが、財政基盤の根幹となる学生数の減少幅の方が大きい。一方の歳入に関しては、その劇的増加は望めるものではなく、教育内容の更なる改善と広報による学生数の増加、補助金など外部の競争的資金の獲得、寄付金受け入れ事業の強化などの必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

科学研究費補助金に関して、現在、申請は教員の判断にゆだねられているので、申請を学内評価基準に取り入れる方向や、自身の研究内容とその成果を社会に還元する自覚を促すことなど、採択件数の増加にむけた検討を行うべきである。

②改善方策

将来にわたって安定的に教育研究を遂行するためには、歳出削減と歳入増加という両方向が必要不可欠である。

法人本部の示す予算編成方針における数値目標の達成には、業務内容の優先順位の見直しによる事業休止も止むを得ない。それが経営上の観点で適切かどうかは、学内だけではなく、法人本部としても判断していかねばならない。

学生数の増加に関しては、評価基準5で述べた地道な努力を続けていく他はない。しかし劇的な学生数の増加は容易に達成できるものではない以上、帰属収入における寄付金、補助金の比率を少しでも高めるための取り組みが必要である。高野山真言宗団ならびに高野山勧学財団からの寄付が一般寄付金の大半を占めていることは、本学が高野山真言宗の教学研究を担う機関として認められていることを示すものではあるが、本学の教育研究の社会的意義を広く問い合わせ、一般的の寄付を募る必要もある。

学校法人における資産運用の在り方が問題となる中、特定公益増進法人への寄付に対する税法上の優遇措置や、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付などの制度を活用して、積極的に寄付金を受け入れ、本学の教育研究の向上に用いるとともに、本学の教育研究成果を用いた社会貢献を行っていくことが今後一層必要となってくる。そのために、学内的には寄付金受け入れの経理処理や税法上の優遇措置等に関する基礎知識の周知、学外的には本学の教育研究の成果を積極的に発信していくことが必要である。

平成22年9月の組織改変による本部機能の強化のもと、新たに取り入れた予算編成、予算執行のありかたを継続し、不具合については修正していかなければならない。

4. 根拠資料

資料1－「消費収支計算書関係比率(基礎データ表7)」

資料2－「学校法人高野山学園経理規則」(「添付資料」⑦a)

資料3－「計算書類」(「添付資料」⑧a)

資料4－「計算書類」(「添付資料」⑧a)

10 内部質保証

1. 現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、「高野山大学自己点検・評価のあゆみ」（ホームページ上に公開、資料1）に見られるとおり、平成5年に「高野山大学自己点検・評価委員会規程」（資料2）を制定し、それに基づき、自己点検・評価基本事項検討委員会を発足させた。以来、現在の第8次検討委員会に到るまで、この委員会を中心に点検・評価を実施してきている。平成7年4月には大学基準協会に準維持会員として入会を承認され、平成16年には同協会に相互評価を申請し、「高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」を受け、大学基準協会正会員の資格を得た。この結果は、本学ホームページ上に公開している（資料3）。

また本学は、平成15年以来、「高野山大学学則」、「高野山大学大学院学則」、「高野山大学沿革史・教育理念」、「事業報告書」、高野山学園全体の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「監査報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「在籍学生数」、「設置する学校」を本学ホームページ上に「情報公開」という項目を設けて公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学の内部質保証は、本学の通常の運営体制に基づいて図られている。

理事会・評議員会の開催回数は、従前は当初予算・決算にかかる年2回の開催に加えて1ないし2回程度であったが、平成18年度に現理事長が就任して以来、現在はその数を増やしている。さらに、理事長、常務理事、監事によって構成される常務理事会が、理事会よりも高い頻度で、開催されており、内部審査人等のオブザーバーを交えて、学園と各部門における運営方針や各種課題に関する情報共有、議論の場となっている。

本学は、教授会において教務委員会、学生部協議会、大学院委員会、企画・広報委員会等の各種の委員会を設置し、全般的大学運営の円滑化を図っている。各委員会の審議内容およびその活動は教授会において報告あるいは審議され、各委員会は教授会の責任と権限のもとに活動を進めている。また、それぞれの委員会には担当事務部局が設定され、教授会組織と事務組織とが有機的に連携する体制がとられている。このように本学の運営は、学長のリーダーシップのもと、教授会と各種委員会および各担当事務部局において担われている。本学の内部質保証は、この通常の運営体制に基づいて実施されている。

教育内容は教務委員会によって恒常に点検・評価されている。教務委員会は学部長（平成22年9月以降は教務担当副学長）を長に、各学科、教職課程の代表者から構成され、定期的に開催されている。各学科および教職課程の教育実践から明らかになった問題点が教務委員会において把握され、審議・検討の上教授会に報告されている。本学は、『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』（資料4）に見られるとおり、『大日経』、『金

剛頂經』といった密教の根本經典の授業を復活させたが、これも密教学科の教育実践の経験から明らかになった問題に対して教務委員会を中心とした検討がなされた結果である。

また教務委員会にはFD担当委員がおかれ、教務委員会がFD活動を担当することを明らかにしている。評価基準3において述べたように、教務委員会を実施母体として年二回の授業アンケートを実施し、その結果を教授会に報告している。

自己点検・評価に関しては、高野山学園理事長、高野山大学学長、法人本部事務局長らからなる自己点検・評価運営委員会が置かれ、自己点検・評価の実施および改善に向けた全般的な運営に当たっている。その指導の下、教授会に置かれた自己点検・評価基本事項検討委員会が基本事項の検討を行い、自己点検・評価活動の実施に際しては自己点検・評価実施委員会が設けられ、これに当たっている。その報告は自己点検・評価運営委員会に対して報告され、理事長および学長の指導の下、改善を要する事項に関しては教授会および各委員会において対応が図られている。

例え、本学は、大学基準協会より、「改善報告書検討結果」（平成21年3月13日付通知）において、「文学部全体、特にスピリチュアルケア学科の収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率が依然として低いので、是正に向け一層努力」せよとして再度報告を求められた（資料5）。この問題については、この通知を受ける以前から、学長の指導の下、企画・広報委員会を中心に対応が協議され、各種公開講座を通じたスピリチュアルケアの社会的浸透が図られた。また、スピリチュアルケア学科を募集停止とする対応も、学長の発議のもと教授会で審議・決定され、さらに学園の評議員会、理事会においても審議、了承された。これに伴って、密教学科に特化した新カリキュラムの策定が教務委員会を中心に進められた。

このように本学における内部質保証は、各委員会による問題点の摘出、学長のリーダーシップの下での教授会および各委員会によるそれへの対応、またそれぞれの担当事務部局の活動といった、本学の通常の運営体制を活用することにおいて十分に図られており、特別の組織を設置するには到っていない。

また、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげるシステムについても、本学の教育・研究および事務全般について、本学を統括する機関として学長がその任を果たしており、特別の組織を設けていない。学長が教授会に対して対応を命じ、それぞれの案件に該当する委員会および担当部局が改善に向けた対策を講じてきている。

本学は、全職員に対し『学校法人高野山学園規程集』（資料6）とともに、「教育基本法」、「学校教育法」、「大学設置基準」といった関連法規をまとめた冊子を配布し、構成員のコンプライアンス意識の向上に努めている。しかし、これら法律、規程等については構成員に周知されているものの、事務組織や諸委員会の会議録をはじめとする記録の管理を包括的に定めた規程は存在せず、現状では十分な記録管理がなされているとは言いがたい。それとも関連して学内諸業務のなかには担当部署が明確でない部分も存在する。また記録管理を含む学内諸業務に関する構成員への初任者研修等も組織されていない。また本学は、評価基準8で言及したように、人権教育研究会の主導の下、全教職員を対象とした「人権研修会」を毎年実施し、構成員の人権意識の涵養に努めている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学は小規模大学であり、この自己点検・評価の報告書も全教職員を挙げてこれに取り組み、作成している。平成5年以来、組織全体で自己点検・評価報告書を作成してきたことは、それ自体、組織的な自己点検・評価活動であった。また、本学教員は教育・研究・社会活動に関して大学に対して毎年報告を行い、そのデータは大学総務課において管理されている。また、教務委員会によって実施される授業アンケートの結果は各教員に報告され、各教員の授業改善の資料とされている。

また、本学は、「学校法人高野山学園寄附行為」第8条および第16条（資料7）に定めるように、理事会および評議員会に高野山真言宗関係者および学識経験者を加えることになっている。自己点検・評価検討委員会の報告は理事会および評議員会にも上げられており、そこにおいて学外者の検討に付されている。

文部科学省および認証評価機関からの指摘に対しては、学長を中心に対応し、必要に応じ理事会・教授会において審議検討されてきている。

上述の「改善報告書検討結果」において再度報告を求められた事項、即ち、特にスピリチュアルケア学科の収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率が低いという問題に関しては、学長の主導の下、企画広報委員会を中心にその原因の考察が進められ、対策が練られた。その結果、この問題の原因として、学科としてスピリチュアルケアを教育することはわが国初の試みであって社会的認知が十分でないため、という結論に到った。そこでスピリチュアルケアに関する理解を広げるための対策として、「21世紀高野山医療フォーラム」と連携し、医療の現場と密教・仏教の思想との連携可能性を社会に訴え、また、平成19年からは東京で「高野山大学スピリチュアルケアセミナー」を開催するなど、スピリチュアルケアの社会的浸透に努めてきた（詳しくは評価基準5参照）。しかしそスピリチュアルケア学科の入学生の増加にはつながらなかった。そこで学長の主導の下、スピリチュアルケア学科のあり方に関する検討が開始され、平成20年12月の教授会において単独の学科としてのスピリチュアルケア学科の存続が困難であること、仏教の慈悲の精神の現代的展開としてのスピリチュアルケアの必要性に変わりはないことが確認され、平成22年からスピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、密教学科の中にスピリチュアルケア領域として統合することが審議・承認された（資料8）。これを受け、平成21年2月の理事会において平成22年度からスピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、密教・人文・スピリチュアルケアの三領域をカバーする新密教学科の発足が審議・決定された（資料9）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

自己点検・評価は平成5年以来継続して実施されており、その結果、および各種の情報については、ウェブサイト上の分かりやすい場所に公開されており、十分に公開性を保つていると評価できる（資料10）。また小規模大学ならではの、全学を挙げての自己点検・評価報告の作成は、構成員全体の自己点検・評価に対する意識を高めてきたと評価できる。

②改善すべき事項

内部質保証は、本学においては、通常の運営体制において図られている。すなわち、自己点検・評価委員会をはじめとする各種委員会が問題点を抽出し、それを学長のリーダーシップの下に教授会が引き受け、適当な担当委員会が対策を審議・対応してきた。本学のような小規模大学では、従来はこれで十分に内部質保証が図られてきたと評価できる。

しかし、平成20年の大学設置基準の改正に謳われた「人材育成目標の明確化」は、この人材育成目標に則した三つのポリシーを軸に大学の教育・研究の全体をシステムティックに点検・評価することを要求している。改革・改善もシステムティックに進めていくことのできる仕組みが必要である。従来の本学のやり方は、個別の問題点を点検・改善する上では有効であったが、システムティックな改革・改善に対しては不十分であると断ぜざるを得ない。

業務の円滑な遂行と業務に伴う記録の適切な管理は車の両輪であり、記録管理に関する規程の未整備は致命的である。現用段階での原課における作成・利用に加え、非現用段階での廃棄・永年保存や公開に関する事項を包括的に定めた規程が、大学運営についてだけでなく親機関である学園についても定められ、所定のルールに則った記録の作成、管理、公開がなされると共に、それらの実施に責任をもつ記録管理担当の責任者も必要と言わなければならぬ。

本学は、理事会および評議員会に学外学識経験者を加え、その意見を内部質保証に反映させているが、理事・評議員の多くは真言宗重役である。本学の性質上、本学の運営に真言宗関係者の意見が多く反映されることはあるが、本学に子弟を送る多くの一般真言宗寺院の声を本学の運営に反映させるためのチャンネルとしては、現行の理事会・評議員会だけでは必ずしも十分ではないと言わざるを得ない。また広く一般社会の意見を取り入れる上でも十分とは言えない。

3. 将来に向けた発展方策

①さらなる伸長方策

本学は平成5年以来、自己点検・評価活動を継続している。全構成員が点検・評価に携わってきたことは、小規模大学ならではの成果であった。このことをさらに改革改善に直結させるために、恒常に点検・評価内容を振り返り、改善課題を意識した大学運営を心掛けなければならない。そのための具体的方策は次に述べる。

②改善方策

従来の本学の内部質保証のシステムは、それなりに機能してきたと言える。しかし、三つのポリシーを軸に教育・研究の全体をシステムティックに点検・評価する時代にあって、従前のやり方では必ずしも十分ではなくなっている。

本学の人材育成目標が本学の理念や社会的要求に照らして適切であるかどうか、本学のカリキュラムが、本学の人材育成目標に照らして実効的であるかどうか、本学の学生受け入れ方針が人材育成目標に照らして適切かどうか、こうしたことを点検・評価するためには、それぞれの担当委員会がタコツボ的に自分の担当分野を点検するだけでは不十分である。

例えば、これまで本学においてカリキュラムの点検を恒常的に担当してきた教務委員会にも、単にカリキュラムの内的整合性や個々の授業の充実を図るだけでなく、それを本学の人材育成目標に照らして点検する視点が要求される。あるいは学生受け入れ方針を受けて、それに対応できるカリキュラムであるかどうかを検討・対応する視点が要求される。

もちろん、従来のやり方においても、学長が各委員会に三つのポリシーに基づく検討の視点を示し、点検・評価および改革・改善活動の方向性をコントロールするならば、こうした点検・評価活動も不可能ではないだろう。

しかしこうしたやり方は学長個人の資質に依存するところがあり、三つのポリシーをもつと組織的に追及する仕組みが必要である。三つのポリシーを軸とした改革・改善を所管する組織を設置した上で、全構成員が人材育成目標を中心とした三つのポリシーをしっかりと自覚し、目的意識を明確にもって大学運営に当たる体制を整えるのである。幸い本学は小規模大学であって、構成員間の意志の疎通も円滑であり、これは決して不可能なことではない。

そこで、この目的を達成するために、本報告書提出を機に、学長の下に、学長、副学長、自己点検・評価基本事項検討委員会委員長、教務課長、学生サポート課長からなる「内部質保証委員会」（仮称）を置き、学長機能の強化を提案する。

「内部質保証委員会」は、

- ①三つのポリシーを軸とする大学運営に関する全構成員を対象とした研修会を主催し、本学の三つのポリシーを全構成員に周知徹底させるとともに、
- ②今回の報告書に挙げられた本学の課題をリストアップし全教職員にそれを周知する。
- ③課題リストに対する対策を立案し、それを学長に報告する。

この委員会をもって、これまで学長が果たしてきた機能を組織的に遂行し、自己点検・評価を改革・改善に確実につなげるシステムを速やかに確立することを目指す。

これらの改革・改善をシステムティックに遂行すると共に、その軌跡を後世にきちんと残してゆくためにも、学園、大学をまたいで整合的な記録管理の規程を作成施行し、記録管理に責任をもつ部署を早急に定める必要がある。また記録管理だけでなく学内諸業務に関する初任者研修、10年研修なども行なわれてよいであろう。

教員の教育・研究業績については、毎年総務課が調書の提出を各人より受けているところであり、それをデータベース化してホームページ上に公開する仕組みも必要になってくるだろう。あるいは、現在は教員個人がやることになっている ReaD への業績登録を、総務課が一括担当するという方法も検討されてよい。

本学園の理事会・評議員会の構成は真言宗重役に偏っている。本学に子弟を送っている全国真言宗寺院の意見を本学の教育・研究の内容に反映させる仕組みとしては、理事会・評議員会のみでは十分ではない。同窓会機能を強化して、同窓生たちの本学への要望をく

み上げる機関とするとともに、本学に子弟を送っている方たちの意見を本学の教育・研究に反映させる仕組みを確立すべきである。

弘法大師の思想が我が国文化に対して持つ意味の大きさを慮る時、本学に対する社会的要件は極めて大きなものがあることは明らかである。この社会的要件を本学の教育研究に反映させるためには、これまで以上に学外学識経験者の意見を徴する必要がある。そこで、広く学界・宗教界・経済界等から高い見識を持つ助言者を求め、学園本部長の諮問機関として助言者会議（仮称）を新たに設置することを提案する。

4. 根拠資料

資料1－「高野山大学自己点検・評価のあゆみ」（「他の根拠資料」10-1）

資料2－「高野山大学自己点検・評価委員会規程」（「添付資料」⑦e）

資料3－「高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」（「他の根拠資料」6-8）

資料4－『高野山大学 講義概要・授業計画 平成22年度』（「添付資料」③b）

資料5－「改善報告書検討結果（高野山大学）」（「他の根拠資料」10-2）

資料6－「学校法人高野山学園規程集」（「添付資料」⑥）

資料7－「学校法人高野山学園寄附行為」第8、16条（「添付資料」⑦g）

資料8－「平成20年12月教授会議事録」（「他の根拠資料」5-3）

資料9－「平成21年2月理事会決議録」（「他の根拠資料」5-4）

資料10－「高野山大学自己点検・評価のあゆみ」（「他の根拠資料」10-1）

終 章

本学は、その教育理念を弘法大師空海の高邁な教育思想に仰いでいる。弘法大師は教育環境、教育内容、教師、資金的援助を整え、教育の機会を万人に与えた。これはすべての「いのち」が無限の価値を持ち、絶対的に平等であるという真言密教の根本思想の実践に他ならない。

この教育理念は、時代の変遷を超えて永遠不变の価値を有するものであると確信する。しかしながら、それぞれの時代的条件に対して教育理念を活かしてゆく努力を怠るならば、教育理念は画餅と化すであろう。伝統は座して守られるものではなく、たゆまぬ革新の努力においてはじめて継承されてゆくものなのである。

本学の教育理念を現代に活かしてゆくためには、本学自身の在り方を正確に把握し、本学の有する教育資源においてどのような対応が可能であるかを冷静に見極めてゆく必要がある。併せて、本学に対する社会的なニーズを的確に読み取り、その要求にどのように対応してゆくかを恒常的に検討してゆく必要がある。自己点検・評価において第三者的視点が求められる所以である。

現在、我が国の大学は競争的環境下においてそれぞれの個性を主張し、独自の使命を果たしてゆくことが求められている。人材育成目標を明確化し、それを社会的に公表することを求める今般の「大学設置基準」および「大学院設置基準」の趣旨を本学は、こうしたこととして理解し、本学の人材育成目標および教育方針を分かりやすくまとめた「三つのポリシー」を策定し、公表した。その要諦は、弘法大師の密教の精神を体现し、多様化する現代社会のニーズに応えることのできる人材を育成するにある。この目標を実現するために本学は本学独自の教育組織を整え、その組織に応じた人的配置を行ってきた。文学部の密教学科を中心に、博士後期課程までを有する大学院、さらに我が国唯一の密教文化を専門とする密教文化研究所を擁し、弘法大師の思想の教育研究に対して万全の体制を整えてきた。また、密教精神の応用実践を追究するスピリチュアルケア学科を設立し、密教に対する現代社会の要求に応える努力をしてきた。

残念ながらスピリチュアルケア学科は十分な学生数を集めることができなかった。その原因は理事会、教授会において真摯に検討され、スピリチュアルケアの社会的定着がいまだ十分でないという状況認識の下、平成 22 年度に同学科の学生募集停止を決定した。その結果本学は、密教学科一学科で運営されてゆくこととなった。

幸い、密教学科に特化した平成 22 年度入試においては、入学生の増加が見られ、密教教育の原点に立ち帰るという本学の方針は支持を受けた形である。将来的には学部定員 200 人、専任教員 14 人の体制が目指されることとなった。本学は元来小規模大学であったが、今後はさらに規模を縮小してゆくことになる。このことによって、本学は、ダウンサイジングをしながらバランスの取れた組織へ移行し、教育研究内容を向上させてゆくという難しい課題を抱えることとなった。密教学科一学科において、本学の教育理念を具現化した教育課程をどのように実現してゆくのか、今後とも継続的に検討し、真剣に取り組んでゆかなければならない。密教学科の中に密教学領域、人文学領域、スピリチュアルケア領域を配置した現在のカリキュラムは、密教学科一学科において専門的密教教育と幅広い教養

教育との両立を目指したものであるが、この目的を達成するためにより効果的なカリキュラムの検討を怠ってはならない。14人の専任教員の教員組織をどのように編成してゆくのか、本学の教育理念に照らしてしっかりと将来ビジョンの下、中長期的な人事計画の策定をも進めてゆかなければならぬ。

教員組織および事務職員組織の一層のスリム化は、スタッフ一人ひとりの負担を過重なものとしている。業務を取捨選択し、無理なく運営してゆくことができるよう事業を整理してゆく必要がある。しかしながら、本学の教育理念および本学の社会的使命に関する事業は、これを断固維持してゆく覚悟を持たなければならない。そのためにも、本学の教育理念を常に確認し、全学教職員が共有することは勿論のこと、本学に対する社会的な要求をくみとる組織的な対応を制度化する必要がある。第三者的視点からの本学の事業に対する評価ならびに要求を本学スタッフが理解し、本学の社会的使命に関する自覚が本学スタッフの行動規範とならなければならない。

平成18年度に現在の理事長が就任して以来、理事会機能が強化され、本学の運営責任が明確化されたことは、縮小均衡という難しい課題に取り組む本学にとって前進であった。しかしながら、大学部門としてシステムティックな自己点検・評価と対応改善の実施というP D C Aサイクルを有効に回転させてゆくためには、スタッフ全員がP D C Aサイクルを明確に意識すると共に、P D C Aサイクルの中核となる組織が必要である。今回提案された内部質保証委員会が本報告書に上げられた改善計画を組織的に実施してゆくことが、本学におけるP D C Aサイクルのモデルケースとなってゆくであろう。

すべての「いのち」に無限の価値があり、すべての「いのち」が絶対的に平等であるという弘法大師の教えを学び、それを自らの行動原理とする人材が現代社会の抱える様々な問題に果敢に挑んでゆくであろうことを本学は確信する。こうした人材を育成する上で、小規模大学であることはむしろ利点と捉えたい。師と弟子との密接な人間関係において単なる知識以上の本質的な「何か」を伝えてきた密教の伝統的教育システムには、時代を超えた価値がある。本学もまたこうした師弟の濃密な関係性において教育を行ってきた伝統を保持している。一人ひとりの学生に無限の可能性を認め、個別的かつ丁寧に教育指導し、その成長を援助してゆくこと自体が弘法大師の教えの実践に他ならない。厳しい競争的環境の中にあっても、この教育の理想を愚直に追究してゆくことが本学の使命である。この度、二回目の点検・評価報告書を提出するに当たり、この点を改めて確認し、さらなる改革改善の出発点とする決意である。